

総務文教常任委員会

日 時 平成31年3月7日(木)午前10時00分から

場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(6件)

- (1) 議案第13号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 議案第16号 射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第17号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第18号 射水市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第26号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第29号 字の区域の変更及び廃止について

2 報告事項(6件)

- (1) とやま呉西圏域都市圏ビジョンの進捗状況について
(企画管理部 政策推進課 資料1)
- (2) 射水市と学校法人片山学園との連携に関する協定の締結について
(企画管理部 政策推進課 資料2)
- (3) 射水市公共施設再編方針(案)に関するパブリック・コメントの実施結果について
(企画管理部 人事課 資料1)
- (4) 平成31年度(2019年度)地方税制改正(案)の要旨について
(市町村関係部分) (財務管理部 課税課 資料1)
- (5) スマホ決済サービス「モバイルレジ」の導入について
(財務管理部 収納対策課 資料1)
- (6) 第1回全日本相撲個人体重別選手権大会について
(教育委員会 生涯学習・スポーツ課 資料1)

3 その他

とやま呉西圏域都市圏ビジョンの進捗状況について

1 とやま呉西圏域連携事業の予算

(1) 平成 31 年度予算 (案)

(単位：千円)

圏域の役割	平成 31 年度	平成 30 年度	対前年度比
ア 圏域全体の経済成長のけん引	53,570	54,491	△921
イ 高次の都市機能の集積・強化	148,628	159,431	△10,803
ウ 生活関連機能サービスの向上	563,327	145,132	418,195
合計 (ア+イ+ウ)	765,525	359,054	406,471

(2) 予算化事業数 30 事業 (平成 30 年度は 27 事業)

※射水市は、平成 31 年度で 25 事業 120,349 千円を予算化
(対前年度比 2 事業 63,733 千円増)

2 平成 31 年度の主な事業

(1) 【新】呉西地区成年後見センター運営事業 8,244 千円

【生活関連機能サービスの向上】

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる成年後見センターを高岡市社会福祉協議会内に設置し、成年後見制度に係る各種相談等業務の共同利用を図る。

(2) 【拡】地域公共交通活性化事業 424,315 千円 (前年度比 366,315 千円増)

【生活関連機能サービスの向上】

万葉線利用促進事業として、鉄軌道安全対策整備事業等 (西新湊変電所更新、庄川、内川橋梁長寿命化事業等) に取り組む。

(3) 【新】地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業 45,320 千円

【生活関連機能サービスの向上】

G I S (地理情報システム) デジタル航空写真を共同で撮影することによって、費用負担を軽減する。

3 平成30年度の主な取組（参考）

（1）異業種交流促進事業 【圏域全体の経済成長のけん引】※射水市主体事業

日本最大級の異業種交流展示会メッセナゴヤ2018（平成30年11月）に圏域の21社（射水市からは9社）が共同で出展し、圏域外企業との新たなビジネスマッチングの機会を創出した。

（2）呉西圏域ブランド育成事業 【圏域全体の経済成長のけん引】

富山県食育推進月間（11月）にあわせ、圏域内の小、中、特別支援学校の学校給食として、圏域内の地場産食材を使用した共通献立「呉西（ごーせい）な日！！」を提供した。

4 とやま呉西圏域都市圏ビジョンの改訂

（1）改訂理由

連携事業として、新たに地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業を追加するほか、事業の進捗に伴い連携事業の名称等を改めるもの。あわせて、基本目標として設定していた数値の集計方法が変更になったことから所要の改訂を行うもの。

（2）主な改訂内容

ア 連携事業名の追加及び修正

旧	新
成年後見センター設置事業	呉西地区成年後見センター運営事業
歴史的建造物の保全・活用事業	歴史的建築物の保全・活用事業
	地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業

イ 基本目標の修正

指標名	旧	新
滞在人口率 （滞在人口／ 定住人口）	1.77倍 ⇒ 1.80倍 （2015年平日） （2020年平日）	1.02倍 ⇒ 1.04倍 （2015年平日） （2020年平日）



TAKAOKA



IMIZU



HIMI

とやま呉西圏域連携中枢都市圏

TONAMI



OYABE



NANTO



とやま呉西圏域 平成31年度の予算(案)

圏域の役割	平成31年度 予算(案)	平成30年度 予算	平成29年度 予算
ア 圏域全体の 経済成長のけん引	53, 570千円	54, 491千円	52, 973千円
イ 高次の都市機能の 集積・強化	148, 628千円	159, 431千円	150, 954千円
ウ 生活関連機能 サービスの向上	563, 327千円	145, 132千円	93, 829千円
合計額(ア+イ+ウ)	765, 525千円	359, 054千円	297, 756千円

予算化事業数30事業(H30年度(27事業)、H29年度(24事業))

対前年比: +406,471千円

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

2 とやま呉西圏域共創ビジネス研究所運営事業

地域課題を地元中小企業のビジネスにつなげることで、民間活力による住民サービスの向上と地元中小企業の活性化を図ることを目的に、主に富山大学と連携したゼミ形式の講座を運営する。

とやま呉西圏域共創ビジネス研究所(7月～2月)

高岡市で実施していた「たかおか共創ビジネス研究所」での実践を踏まえ、とやま呉西圏域に枠を広げて実施。平成30年度は8名の研究生で、講義・グループディスカッション・ゼミナール演習等の全12回のカリキュラムで、人材育成も含めた新たなビジネスの創出を目指す。

HP: <http://www3.u-toyama.ac.jp/chiiki/t-senryaku/2017toyamagosei/index.html>

平成29年度の修了生 9名

クロスオーバー・ワークス合同会社	木田 拓也
元気サロンolulolu	沼田 弘美
(株)広和	鍋島 範和
シエラ・キーロー・マネジメント	笠井 伸一郎
(株)新栄地所	河尻 俊二
(株)大希	前田 喜美子
なかやす酒販(株)	中山 士門
(株)プロデュース	新川 篤志
モヒート・モヒート	北村 真之

平成29年度の修了生:

射水1人、氷見1人、小矢部1人、高岡6人

H30年度も実施中 8人

研究生の圏域の割合:

射水2人、砺波3人、南砺1人、高岡2人



これまでの修了生の新規事業の着手割合: 60%超

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

4 異業種交流促進事業

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進する。

メッセナゴヤ2018(平成30年11月7日～10日)

約1,400社が出展、4日間でのべ62,000人が来場した日本最大級の異業種交流会に、平成29年度、平成30年度と2年連続で「とやま呉西圏域」の特設ブースを設置して参加した。

とやま呉西圏域の21社の企業が共同出展に参加。
24小間分を「とやま呉西圏域」で貸し切り、訪問者の目を引く。



メッセナゴヤ2018 出展企業

秋野制作	高岡市	泰平アルミ(有)	射水市
射水商工会議所	射水市	(株)長田組	南砺市
NSIC(株)	射水市	(株)縄合屋	射水市
勝星産業(株)	南砺市	日本製麻(株)ボルカノ食品事業部	砺波市
GlassBeadsFactory蜻蛉玉Fe	射水市	(株)はんぶんこ	高岡市
(合)ぐるる富山	小矢部市	(株)フジモリ	高岡市
ケンシン工業(株)	氷見市	(有)へちま産業	射水市
ケースメタル(株)	高岡市	(有)北辰工業所	高岡市
(株)笹川建築	射水市	(株)北陸エンジニアプラスティック	射水市
塩谷建設(株)	高岡市	(株)勇氣の花	射水市
ジェイエスコーポレーション(株)	砺波市	とやま呉西圏域ブース	

オリジナルチラシを作成

日本最大級異業種交流会・通商・世界から1,400社が参加
会場観客約20,000名以上

メッセナゴヤ2018 共同出展事業者募集

平成30年度とやま呉西圏域共同出展事業者

とやま呉西圏域(高岡市、射水市、氷見市、南砺市、小矢部市、南砺市)では、
ビジネスマッチングの実現に向け、メッセナゴヤ2018共同出展事業者を募集します。

出展料 無料 **22社 募集** **中小企業者や小規模事業者 対象**

11/7～11/10 5/14～6/8

ポートメッセなごや(名古屋会場)

募集にメッセナゴヤ2018共同出展事業者として参加する企業は、事前に「とやま呉西圏域」のロゴをデザインしたオリジナルチラシを作成し、会場に設置する予定です。

高岡市、射水市、氷見市、南砺市、小矢部市、南砺市

不織布バックを作成



平成29年度は22小間分を貸し切り、好評につき平成30年度は2小間増やして、共同出展を実施した。

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

8 呉西観光誘客事業

圏域の多彩な観光資源(自然・文化・産業遺産等)の連携によるマーケティング・ブランディングにより、圏域の観光エリアのPR強化・充実に努め、観光誘客を図る。

麻布十番納涼まつり2017(平成29年8月26日、27日)

1日約20万人の来場者数がある麻布十番商店街(東京都)での納涼まつりに、圏域のPRを兼ねたブースを出展。



仙台-金沢 お出迎え・お見送り(平成29年9月4日、6日)

東北新幹線と北陸新幹線が大宮駅で乗り換えなしで結ぶ「団体用直通新幹線(金沢～仙台駅間)」にあわせ新高岡駅で観光客へのおもてなしを実施。



各市の「ゆるキャラ」が新高岡駅にて団体客をお出迎え

(株)びゅうトラベルサービスと連携し「びゅう富山WEST」

個人向け旅行商品(平成29年度下期、平成30年度上期)のパンフレットを作成し、首都圏のJR駅の「びゅうプラザ」にて販売。

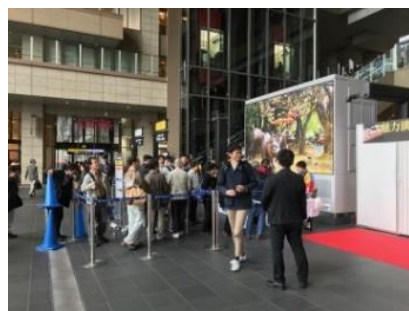
首都圏の約70店舗で販売

左: 平成29年度下期のパンフレット
(H29年10月～H30年3月)

右: 平成30年度上期のパンフレット
(H30年4月～H30年9月)

JR大阪駅の観光PRイベント(平成29年11月9日10日)

JR西日本エリアで最大・1日約43万人が利用するJR大阪駅のアトリウム広場でPRイベントを実施。



各市の「ゆるキャラ」によるPRガラポン抽選会 など

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

8 呉西観光誘客事業

圏域の多彩な観光資源(自然・文化・産業遺産等)の連携によるマーケティング・ブランディングにより、圏域の観光エリアのPR強化・充実に努め、観光誘客を図る。

シンガポール「JAPAN RAIL CAFE」にてPRイベント実施 (平成30年1月6日～26日)

平成28年11月シンガポールの中心ビジネス地区にJR東日本グループがインバウンド戦略の拠点として「JAPAN RAIL CAFE」をオープン。ASEAN内でも訪日リピーターの多いシンガポール。そこで「6市長によるトップセールス」による観光PRを実施し、圏域へのインバウンドに繋げた。

- ①B to Cセミナー(一般来店者向けセミナー)
6市長による県西部の魅力を体験してもらった観光PRイベントを開催
- ②メニュー新聞での広告掲載
- ③Facebookによる情報発信
- ④ポスター、映像、パンフレット掲出
- ⑤Skypeによる観光PR(チューリップ四季彩館からの中継)



とやま呉西圏域 魅力新発見ツアー(平成29年12月～)

グルメ×体験×感動7つの新発見モニターツアー

観光業界の閑散期である1～3月に焦点を充てて、ブリやカニなどの旬の食材を楽しみながら、新高岡駅を利用し、県西部を周遊するツアーを造成し団体旅行客の誘客を行った。

- ★ 1:【昼セリ】をご見学
- ★ 2:【高志の紅ガニ】をおひとり様一杯ご賞味
- ★ 3:特別に【勝興寺の内陣】へご案内
- ★ 4:氷見で食す【きつときのお刺身ととろけるような旨みの氷見牛しゃぶしゃぶ】オリジナルメニュー
- ★ 5:大自然から生まれた【若鷄大正蔵で地酒の試飲】
- ★ 6:高岡の伝統工芸技術【能作鋳物】の製作体験
- ★ 7:うれしいツアー特典!! 勝興寺にて【記念数珠】【昆布もち】【かりんとうまんじゅう】(お一人様各1つ)

	行程
1日目	新高岡駅 == 新湊きつときと市場(自由昼食)【約60分】 == [★1]昼セリ見学と[★2]茹でたての新ブランド“高志の紅ガニ”ご賞味【約60分】 == [★3]勝興寺(内陣を特別拝観)【約40分】 == 道の駅メルヘンおやべ【約20分】 == 薄氷本舗五郎丸屋【約20分】 == 氷見民宿([★4]阪急交通社オリジナルメニューのご夕食)【約60分】 == 砺波(泊) 20:00頃着 [温泉露天風呂有]
2日目	砺波(発) == 五箇山菅沼合掌集落【約50分】 == 道の駅 上平ささら館【約20分】 == [★5]若鷄大正蔵(富山の大自然から生まれた地蔵酒)【約50分】 == 高岡もしくは射水(富山湾鮭のご昼食)【約60分】 == [★6]能作(制作体験)【約90分】 == 新高岡駅

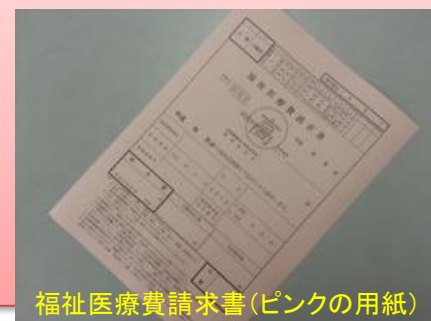
とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

17 子ども福祉支援相互連携事業

助成方法の統一により、手続きの煩雑さが解消され、利便性の向上が図られる。また、行政及び医療機関は事務負担の軽減が期待できることから、圏域住民が6市の「こども医療費助成制度」を利用して圏域内の医療機関を受診する場合における助成方法を、現物支給に統一する。

子ども医療費の現物給付助成の対象保険医療機関の拡大(平成29年4月1日～)

平成29年4月1日より、福祉医療費請求書(ピンクの用紙)を使用できる医療機関及び薬局の区域が拡大しました。1歳～中学3年生は、圏域内の保険医療機関等を受診したときには、ピンクの用紙が使えます(0歳は県内全域)。6市の保険医療機関であれば、受給資格証と福祉医療費請求書(ピンクの紙)により医療機関窓口で負担なしで受できるようになった。(6市外では、窓口で支払後に申請し返還を受ける『償還払い』による助成となる。)



福祉医療費請求書(ピンクの用紙)

対象区域の拡大

	～平成29年3月31日	平成29年4月1日～
高岡市	高岡市・射水市・砺波市・小矢部市・氷見市内の保険医療機関	大幅に対象医療機関が拡大 ※利用者の利便性向上 県西部6市の 保険医療機関
射水市	射水市・高岡市内の保険医療機関	
氷見市	氷見市・高岡市内の保険医療機関	
砺波市	砺波市内の保険医療機関	
小矢部市	小矢部市内の保険医療機関	
南砺市	南砺市内の保険医療機関	

平成31年度より県下一斉に電子サービスもスタート

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

17 子ども福祉支援相互連携事業

児童発達支援に係る人材育成や施設供給量の拡大により、各施設の職員レベルが向上し、圏域の児童発達支援体制の充実を図る研修会や派遣を通じ、児童発達支援に係る人材育成を図るとともに、施設運営のあり方や供給量について検討する。

きずな子ども発達支援センター研修

とやま呉西圏域の保育士・幼稚園教諭を対象に、発達支援について講義、演習・グループワークを通じて人材育成を図り、各施設の職員レベルが向上し、圏域の児童発達支援体制の充実を図る。(全10回程度/年)



平成29年度
参加者: のべ284人
平成30年度
参加者: のべ307人

	日程	会場	内容	参加者数
地区別	6月28日	きずな子ども発達支援センター	講義「運動発達の理解と遊びの展開」【対象市: 射水】	14
	7月5日	高岡市役所802会議室	講義「手の発達について」【対象市: 氷見・高岡】	41
	7月12日	小矢部総合保健福祉センター	講義「0歳からの言語発達と大人の関わり」【対象市: 砺波・小矢部・南砺】	20
全体	8月22日	きずな子ども発達支援センター	施設紹介・見学、講義「発達障害への理解と対応」【対象市: 6市】	49
地区別	10月11日	小矢部総合保健福祉センター	グループワーク「気になる子どもの理解と対応」、座談会【対象市: 砺波・小矢部・南砺】	13
	10月18日	氷見市役所201会議室	グループワーク「気になる子どもの理解と対応」、座談会【対象市: 氷見・高岡】	27
	10月25日	射水市役所302・303会議室	グループワーク「気になる子どもの理解と対応」、座談会【対象市: 射水】	21
地区別	1月18日	高岡市役所802会議室	講義「就学までに育てたい力」	52
	1月26日	射水市役所302・303会議室	講義「就学までに育てたい力」	30
	2月14日	小矢部総合保健福祉センター	講義「就学までに育てたい力」	20

とやま呉西圏域 平成29年度から効果のある取り組み

21 就業マッチング支援事業

圏域による合同就職説明会等の実施、Uターン・Iターン就職支援、圏域内企業に対する総合的な求人サポート(首都圏の就職説明会への出展支援や魅力発信セミナーの開催等)を通じて、企業の魅力を求職者へ発信することにより首都圏への人材流出を防ぎ雇用創出につなげる。

合同企業説明会・就職面接会(平成30年3月5日)

「平成31年新卒学生採用」と「中途採用」を目的に同日、同一会場を実施で圏域では久方ぶりとなる合同企業説明会・合同就職面接会の開催。企画・運営を北日本新聞社に委託し実施した。イベント運営だけでなく、北日本新聞紙面での広告掲載もセットになっており、同社が展開する新卒学生就活キャンペーン「kinet2019」ウェブでの告知も行うため、「新聞」+「ウェブ」を合わせ、学生やその保護者に対して周知を図った。

日程:平成30年3月5日

場所:高岡テクノドーム

内容:第1部(10:30~)新卒学生対象の合同企業説明会
第2部(14:00~)中途・転職者対象の合同就職面接会

参加企業数:1部2部それぞれ110社



企業の魅力発信セミナー(平成30年2月19日)

圏域内の企業の魅力をどのように高めるかをセミナー形式で実施。

日時:平成30年2月19日

場所:ウイングウイング高岡

講師:富山労働局 職業安定課長 山崎 英治氏



オリジナルチラシを作成



とやま呉西圏域 平成30年度の新たな取り組み

7 呉西圏域ブランド育成事業

圏域の農林水産業の振興に向け、生産者と企業等が連携を図り、呉西圏域ブランドの育成につなげるとともに、圏域内の消費の定着化を図る。

共通献立「呉西(ごーせい)な日!!」(平成30年11月19日～26日)

6市の農林水産物を使った共通の献立を学校給食で提供し、共通の献立名は、分かりやすく親しみが持てるように「呉西(ごせい)」と「豪勢(ごうせい)」をかけて名付けた。富山県食育推進月間(11月)にあわせ、6市の小学校・中学校・特別支援学校において提供した。

オリジナルポスターチラシを作成



オリジナルポスターチラシを子どもたちが説明



美味しそうに、口いっぱい頬張って食べている姿が印象的でした



共通献立	メニュー	6市の食材
	牛乳	
	ハトムギごはん	ハトムギ
	里芋ハンバーグ	里芋、にんにく
	枝豆サラダ	枝豆
	大門そうめん	大門そうめん、蒸しかまぼこ、干し椎茸
	りんごゼリー	りんご果汁

とやま呉西圏域 平成30年度の新たな取り組み

3 起業・創業支援事業

起業・創業支援に関する情報共有・発信体制を構築することにより、圏域内における起業・創業者の拡大に向け、新たな掘り起しや一体的なサポートに取り組む。

①創業者の掘り起こしの強化(平成30年7月20日)

6市の連携により、創業を検討している方を惹きつけ、創業への一歩を踏み出してもらうための導入的セミナーを開催する。このセミナーと各市での創業講座を連動させることにより、各市での創業講座受講者数の増を図る。

場所: 高岡商工ビル

講師: (株)ブルーコムブルー代表取締役社長 松田英昭氏

講演: Beyond the small area

セミナー当日の様子



オリジナルチラシを作成



①創業者の掘り起し強化(導入セミナー)

各市・各市商工会議所などの創業講座

高岡市 射水市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市

②創業者同志のネットワーク構築

起業・創業

平成31年度に、①導入セミナーと②創業者同志のネットワーク構築セミナーを同時開催にすることで、年間を通して企業創業支援を実施する。

とやま呉西圏域 平成30年度の新たな取り組み

19 呉西圏域ポイントサービス事業

6市共通テーマとなる各市の事業に参画する市民にポイントを付与し、一定のポイント数に応じ、行政サービスや施設利用等に使用できる金券や特産品等と交換できるサービスを検討する。

健康づくりに関する事業の目的は、健康づくり無関心層が健康づくりを実践できるきっかけをつくり、「域内の住民の健康づくり意識を高める」こと。その成果をあげるため、ポイントなどのインセンティブを活用した事業に取り組むことが重要。南砺市が開発した健康ポータルサイト「からだナビ」を6市の住民の方に活用いただき、圏域内の健康づくりに寄与していく。



健康ポータルサイト

事業の大まかな流れ

2つ以上の取り組みにより100ポイント以上を取得した方は、6市で厳選された特産品がもらえる抽選に参加できる。

①個人の健康行動ポイント

個人の健康行動(体重を毎日計る、血圧を毎日計る、運動実施記録(毎日の歩数など))を記録して、1日1回10ポイント(ポイント上限なし)

②「からだナビ」利用ポイント

とやま呉西圏域健康ポータルサイト「あなたのからだナビ」(H30.10.1運用開始)に掲載される、キーワードを記録して、1回20ポイント(上限20ポイント)。

③健康イベント参加ポイント

ねんりんピック健康づくりコーナーや、6市で指定する健康教室・講座で受付をして、1回30ポイント(上限30ポイント)。

④各種検診(健診)参加ポイント

がん検診、特定健康診査、人間ドックなど、各種検診(健診)の受診記録を記載して、1回30ポイント(上限30ポイント)。

オリジナルチラシ



とやま呉西圏域 平成30年度の新たな取り組み

14 人間ドック・特定健診推進事業

人間ドックの受検率及び特定健診の受診率が向上し、併せて情報の共有を図ることにより、より多くの疾病の早期発見・治療や予防対策、医療費の抑制につながることを期待できることから人間ドック及び特定健康診査の啓発活動や事業改善に向けた調査・研究を行う。

日本人の死因の約6割は生活習慣病で、その約半分はメタボリックシンドローム関連疾患と言われており、40歳から74歳の健康保険者を対象にした「特定健診」ですが、その受診率はあまり高くはない。そこで、**平成30年度は圏域として受診を促すポスター・チラシを共同作成し、**各市の医療機関に掲示した。

特定健診法定報告値(平成28年度) ※受診率

高岡市45%、射水市51%、氷見市46%、砺波市61%、小矢部市54%、南砺市62%

オリジナルチラシの作成



18 スポーツ大会・合宿等誘致促進事業

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進する。

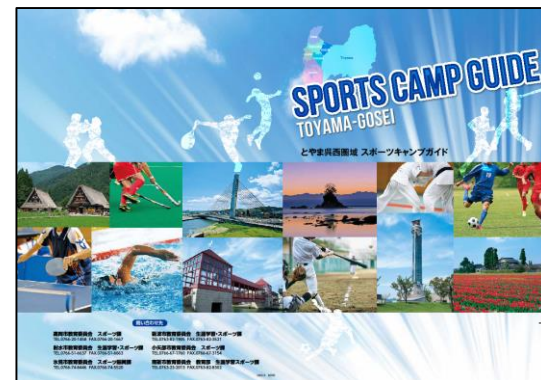
スポーツ大会・合宿誘致パンフレットの作成

とやま呉西圏域でのスポーツ大会や合宿誘致に使用できるオリジナルパンフレットを作成。

圏域内のスポーツ施設、宿泊施設などを盛り込んだ内容。

印刷部数:600部 (平成30年度に増刷)

とやま呉西圏域 スポーツキャンプガイド



とやま呉西圏域 平成31年度の新たな取り組み

16 呉西地区成年後見センター運営事業(←成年後見センター設置事業)

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる成年後見センターを設置し、成年後見制度に係る各種業務等の共同利用を図る。

呉西地区成年後見センター(平成31年4月スタート予定)

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年)に基づき策定された、国の成年後見制度利用促進計画では、平成33年度までに市町村において、連携ネットワークの中核機関(成年後見センター)の設置を求めています。

これを受けて呉西圏域では、将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、共同利用を図りながら相談から後見まで一貫した支援ができるよう、一貫した支援できる「成年後見センター」を6市で共同設置するため、各市、各市社会福祉協議会が平成31年度の設置に向けて協議を進めてきた。



設置場所 : 高岡市社会福祉協議会内

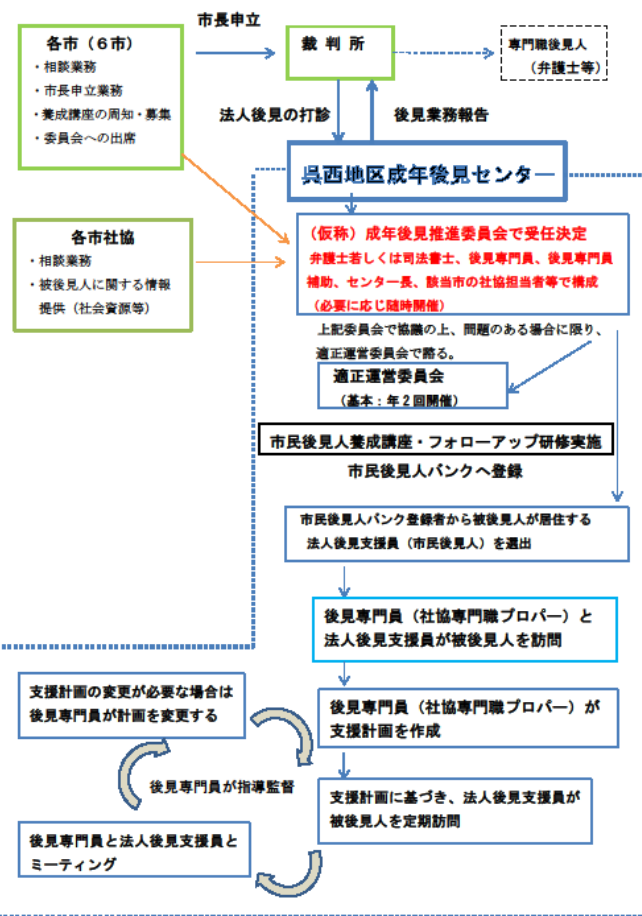
～成年後見センターでの主な業務内容～

- ・成年後見制度に関する相談業務
- ・市民後見人養成講座、フォローアップ研修
⇒ 市民後見バンクへ登録
- ・法人後見業務

今後のスケジュール

- 4月 呉西地区成年後見センター設置(相談業務開始)
- 5月中旬 市民後見人養成、市民後見人バンクへの登録、法人後見業務

＜呉西地区成年後見センターの役割＞



とやま呉西圏域 平成31年度の新たな取り組み

【平成31年度より新規事業】 地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業

GIS(地理情報システム)デジタル航空写真撮影及びデジタルオルソ画像を作成することにより、土地及び家屋の現況について、正確かつ効率的に把握し、税務行政の適正化及び住民サービスの向上を図るとともに、航空写真撮影等の各市の費用負担を軽減することを目的に業務を実施する。

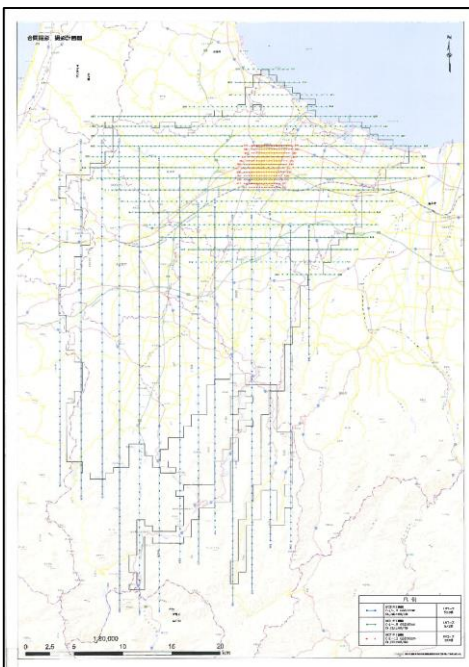
これまでの検討の流れ

平成29年9月より、6市の税務担当者が集まって「航空写真の共同撮影」のための検討会を開催し、そこから1年間かけて共同撮影の仕様、費用負担の割合、実施時期の調整を行ってきた。



平成29年9月27日 新規事業検討会

撮影飛行ルート案



【主な取り組み】

- ・共同撮影に向けた協議・検討
- ・一括業務委託による撮影およびオルソ処理(GISへの搭載は各市で実施)

費用の多くを占めている諸経費(約50%)飛行機の運航費用(約20%)を5市共同で行うことで費用負担の軽減を見込むことができる。

平成31年度より、

高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市の5市にて共同撮影を実施

今後の予定

- | | |
|-------|-------------|
| 3月までに | 仕様書を確定 |
| 5～6月 | 入札及び契約を実施予定 |

射水市と学校法人片山学園との連携に関する協定の締結について

1 趣 旨

本年4月1日に学校法人片山学園初等科が旧小杉庁舎跡地に開校することから、市と学園とが相互に連携し、地域の発展や安全安心なまちづくり等を推進するため、協定の締結を行うもの。

2 締結日 平成31年3月19日（火）

午前11時から射水市役所において、夏野市長並びに片山理事長が同席し、調印式を行う。（同日、「災害時における避難施設としての使用に関する協定」についても締結する。）

3 協定の概要

- （1）地域振興、地域コミュニティの発展に関すること
- （2）教育、文化及びスポーツの発展と振興に関すること
- （3）生涯学習に関すること
- （4）施設の利用に関すること
- （5）防災、災害対応に関すること
- （6）国際交流の推進に関すること
- （7）その他連携を推進するために必要な事項

4 その他

- ・市内の教育機関では、富山県立大学（平成18年4月13日締結）及び富山高等専門学校（平成23年7月7日締結）と連携に関する協定を締結している。
 - ・「災害時における避難施設としての使用に関する協定」の締結は15件目。
- 今後、市の「指定避難所」として指定し、市民に周知を図る予定。

射水市公共施設再編方針（案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

- 1 実施期間
平成 3 1 年 1 月 4 日（金）～平成 3 1 年 1 月 3 1 日（木）
- 2 閲覧を行った書類
射水市公共施設再編方針（案）
- 3 書類の閲覧場所等
 - (1) 射水市ホームページ
 - (2) 窓口等での閲覧（6 か所）
 - ・各地区センター（新湊・小杉・大門・下）
 - ・中央図書館
 - ・人事課
- 4 寄せられたご意見等
 - (1) ご意見等の提出者数 3 名、1 団体
 - (2) ご意見等の件数 1 6 件
- 5 ご意見等の提出方法
 - (1) 電子メール 1 団体（ 6 件）
 - (2) 窓口受付 2 人（ 4 件）
 - (3) ファックス 1 人（ 6 件）
- 6 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方
別紙のとおり

射水市公共施設再編方針（案）に対する意見等の概要及び考え方

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
1	第2章 再編の基本方針 1 基本方針 表「基本目標及び基本方針」 (P4)	基本方針の中の「真に行政が担うべき市民サービス」という表現は抽象的なので、具体的な考え方、内容、基準等を示して説明願いたい。	現在保有している多くの公共施設は、合併前の各自治体において、人口増加に伴う時代の潮流や住民ニーズを背景として整備されてきたものです。 今後は、現在の少子高齢化を伴う人口減少社会、厳しさを増す財政状況に対応しつつ、市民ニーズに対応するため、公共施設は次世代に過度の負担を強いることのない本市の規模に見合った適切な状態で引き継いでいくことを目指さなければなりません。 そのため、サービスの市場性（公共的 市場的）と必需性（必需的 選択的）の視点をもって検討するというものです。あわせて、施設が想定している利用圏域を含めて、施設類型ごとにおける本市の適正施設数としていくことを目指していきたいと考えています。 なお、この考え方については、射水市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定）において示していることから、再掲はしません。 【サービスの市場性】 ・公共的...行政が提供すべきもの又は民間では提供されにくいもの ・市場的...民間でも同種・類似のサービスの提供さ	無

			れている又は提供が期待できるもの 【サービスの必需性】 ・ 必需的...多くの市民にとって日常生活において必要なもので、基礎的な生活水準を確保するためのもの ・ 選択的...個人によって必要性が異なるため、サービスを必要とする特定の人に受益をもたらすもの	
2	第3章 再編の検討手法 2 今後の方向性の定義 表「方向性の定義」 (P6)	方向性の定義内容を説明するとき、文章が動詞と名詞で終わっている。この混在を統一表現になるよう提案する。	ご意見を踏まえ、名詞で文章止めしている「施設機能」及び「整備手法」のそれぞれ「在り方検討」の説明を以下のとおり修正します。 【現在の方針案での記載】 現時点では方向性を示すことができない場合 【修正後】 今後の方向性を見定めるに当たって、在り方を検討する必要がある	有

№	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
3	第４章 施設分類ごとの現状分析 と今後の方向性 用語説明 （ Ｐ １ ２ ）	用語説明に「 偏差値 」を追加してもらいたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ８ページの（１）定量的評価（１次評価）の説明の一段落目に以下のとおり追加します。 【追加】 評価に当たり、施設の老朽度や利用状況などの異なる評価指標を同じ尺度に換算して比較するため、偏差値を用います。 また、１２ページの用語説明の「定量的評価（１次評価）」の説明の文末に以下のとおり追加します。 【追加】 なお、建物性能の偏差値は、施設の減価償却済率、市職員による簡便な劣化調査の結果、耐震補強の状況に基づき算出しています。また、運営状況の偏差値は、施設利用者数や稼働率などの利用状況、コストや使用料収入などの運営の効率性に基づき、同種の施設分類の中で算出しています。	有

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
4	1 市民文化系施設 (1) 本方針の対象となる施設の概要 1) 対象施設一覧 (P 1 4)	耐用年数は誰が、いつ判定したのかわかるように注釈してもらいたい。	耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号) に基づき、射水市固定資産台帳に登載しているものです。 ご意見を踏まえ、1 2 ページの用語説明の「耐用年数」の説明を以下のとおり修正します。 【現在の方針案での記載】 省令において構造や用途によって定められている耐用年数です。複数の構造等が混在している場合は代表的なものを表記しています。 【修正後】 文中の下線は加筆・修正部分 本方針では、「<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令</u>」(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号) において<u>構造や用途によって定められている耐用年数に基づき市の固定資産台帳に登載したものを採用しています。</u> <u>なお、複数の構造等が混在している場合は代表的なものを表記しています。</u>	有

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
5	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 集会施設 ■ 現状分析 庄川水辺の交流館 総合評価 (P 1 9)	庄川水辺の交流館は、将来の大規模改修時に在り方検討とせず、実のある充実した利活用を目指すため、次年度から将来計画を検討すべき。	庄川水辺の交流館は、国土交通省との水辺プラザの整備計画に基づき、「にぎわいのある水辺」を創出することを目的に平成 19 年度に整備したものです。 現在、市民協働事業として地元地域振興会が地域交流を促進するための工夫をしながら管理しており、引き続きその効果を高めるよう努めていきます。 その上で、老朽化により大規模改修が必要となった際には、その時点におけるニーズや果たすべき役割等を踏まえて施設の在り方を検討していきます。	無
6	2 社会教育系施設 (2) 施設分類別の現状 分析と課題 図書館 ■ 現状分析 図書館 総合評価 (P 2 4)	下村図書館は、子どもたちの将来を担う施設であることから、指定管理者を運営主体として図書コーナーを存続すべき。	射水市公共施設等総合管理計画（平成 2 8 年 9 月策定）において、図書館は、蔵書の充実や利用者の調べものをサポートする、いわゆるレファレンスサービスなどの向上を図り、1 本館 1 分館体制を目指すこととしています。 本再編方針（案）では、市域全体を俯瞰し、中央図書館と新湊図書館に集約することとしました。 いただいたご意見のとおり、下村図書館については、図書の貸出サービスなど図書館機能の一部を図書コーナーとして残し、将来を担う子どもたちや大人が引き続き本に親しむことができる環境を維持することを検討していきます。 また、管理・運営方法については、地域と協議を図りながら検討していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
7	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 図書館 ■ 現状分析 図書館 総合評価 (P 2 4) 6 子育て支援施設 (2) 施設分類別の現状 分析と課題 幼児・児童施設 ■ 現状分析 児童館 総合評価 (P 4 7)	下村図書館及び下村児童館は、下地域以外からも利用されている。また、下村図書館は、児童館に併設しているという特性を活かしていることから、両施設を個別に検討することは現状にそぐわない。活字離れが問題となる中で図書館は大切な施設であり、市立図書館の分館として現状維持を希望する。	図書館の全体的な考え及び下村図書館についての考えは、ご意見「 6 」でお答えしたとおりです。 また、児童館については、将来的にはコミュニティセンターにその機能を位置づけ、多世代交流の機会づくりなど地域振興との相乗効果が生まれるよう見直していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
8	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 図書館 ■ 現状分析 図書館 総合評価 (P 2 4)	正力図書館及び下村図書館は、廃止とせず に、施設の今後の方向性を再考すべき。 読書の習慣と健康寿命の延伸との間に 関連があるのではないかという説もあることから、 図書館を存続した方が医療費の削減につなが り、財政上も有益と思われる。	図書館の全体的な考え及び下村図書館につ いての考えは、ご意見「 6 」でお答えした とおりです。 正力図書館については、今後、利用者 の利便性等に配慮し、サービスの在り方 を検討していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
9	3 スポーツ・レクリエーション系施設 (2) 施設分類別の現状分析と課題 スポーツ施設 ■現状分析 主要体育館 総合評価 (P30)	スポーツや運動に親しむ場は、身近にあってこそ価値があり、スポーツ人口の底辺拡大にも必須の施設である。 下村体育館と下村グラウンドの両施設は一体物であり、下地域以外の市内各団体の利用も多いことから、施設の今後の方向性の整備手法は「保全」を希望する。	射水市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定）においては、主要体育館は集約化し、拠点型2館体制への移行を目指すこととしています。 本再編方針（案）では、その2館を新湊総合体育館及び小杉総合体育センターとし、施設機能の充実と強化を図ることとしています。あわせて学校開放やコミュニティセンターの大集会室等の活用により、身近な地域においてスポーツ振興及び健康維持に必要な機能を維持できるよう、努めていきます。 その上で、下村体育館を含む他の主要体育館は、民間事業者への譲渡を前提としつつ、まずは健康づくりの場などとしての可能性を検討し、困難な場合は解体を検討することとしました。 また、下村グラウンドについては、今回の公共施設の再編方針の対象としていませんが、今後は、市内の他のグラウンドも含めて利用状況等を分析し、施設の在り方等について検討していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
10	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 スポーツ施設 ■現状分析 主要体育館 総合評価 (P30)	下村体育館を含めた主要体育館について、集約・統合を進めると、体育館がなくなった地域はますます衰退する。また、総合型地域スポーツクラブを統合しても、他の地域の施設まで行って利用する人は少ないと考える。	主要体育館についての考えは、ご意見「9」でお答えしたとおりです。 主要体育館は、総合型地域スポーツクラブが各体育館を拠点としてスポーツ教室等を実施しており、施設を集約するに当たっては同クラブと課題を共有し、5つあるクラブの統合についても協議を進めることが不可欠となります。 なお、総合型地域スポーツクラブの統合は、施設の見直しに関わらず、会員登録の一本化による利用者の利便性の向上、多様なニーズに柔軟に対応できる運営体制の構築、及び事務効率の改善による経営力の向上につながるものと考えています。	無
11	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 スポーツ施設 ■現状分析 その他の競技専用施設 (下村馬事公園) 総合評価 (P31)	下村馬事公園は設立当時から、加茂神社神事流鏝馬等の県指定無形民俗文化財の存続、継承の施設である。県内にも類似施設はなく、伝統文化の保護の視点から市の施設として存続すべき。	伝統文化の継承は重要であると認識していますが、下村馬事公園については公共施設としての在り方について、存廃も含めて検討していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
1 2	(2) 施設分類別の現状 分析と課題 スポーツ施設 ■現状分析 その他の競技専用施設 (下村馬事公園) 総合評価 (P 3 1)	下村馬事公園は、伝統文化の継承のために頑張っており、存続を求める。	下村馬事公園についての考えは、ご意見「 1 1 」でお答えしたとおりです。	無
1 3	5 学校教育系施設 (2) 施設分類別の現状 分析と課題 学校教育系施設 ■現状分析 学校 総合評価 (P 4 1)	下村小学校は地域の宝である。下地域の各集落を繋ぐ大切な役割を果たしている。下村小学校の特徴環境を活かした教育の在り方検討が必要である。	子どもたちにとって望ましい教育環境の実現に向け、学校の在り方について、保護者や地域住民と課題を共有しながら、引き続き検討していきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
14	8 行政系施設 (2) 施設分類別の現状 分析と課題 消防施設 ■ 現状分析 消防施設 総合評価 (P56)	消防団下分団屯所は、下村小学校前に位置し、道幅も狭く、緊急出動時に危険を伴うので、現在の下地区センターの位置に移転し、あわせて除雪機格納車庫も併設し災害等に対応できる施設となるようお願いしたい。	消防団下分団屯所は、鉄骨造・築24年(平成6年度建築)の施設です。 消防分団屯所については、老朽化の状況に応じて、計画的に大規模改修、建替を進めることとしており、引き続き施設の維持保全に努めていきます。	無
15	11 その他施設 (2) 施設分類別の現状 分析と課題 その他の施設 ■ 現状分析 サービスセンター 総合評価 (P66)	サービスセンターについては、廃止後も引き続き小杉駅南口の待合室として市が保有するとしているが、再編における基本原則では「民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を検討する」と明記していることから、民間へ譲渡すべき。	サービスセンターは、待合室、小杉駅南口改札、跨線橋などから構成されており、平成8年度に小杉駅南口改札の設置を要望する企業からの寄付を原資として、市が整備したものです。 平成31年度からの小杉駅南口改札業務の移管については、複数年にわたりあいの風とやま鉄道㈱へ強く要望を続けた結果、実現したところです。 現状においては、施設そのものを民間へ譲渡することは困難と考えます。市としては、引き続き、適正に施設を管理し、小杉駅南口利用者の利便性確保に努めていきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
16	第6章 今後の取組について 3 推進体制 (P91)	射水市行財政改革推進本部の構成員に学識経験者及び市民からの公募者を加え、広い視野と市民目線で、スピード感を持って進めていくことを期待する。	91ページの「3 推進体制」に記載してあるように、本再編方針（案）の進行管理については、庁内組織である射水市行財政改革推進本部において行うこととします。 ご意見を踏まえ、91ページの「3 推進体制」の1段落目のあとに、次の文章を追加します。 【追加】 また、学識経験者及び市民の代表者等から構成する射水市行財政改革推進会議において、幅広く意見を聴取していくこととします。	有

企画管理部人事課 資料 1 - 2
3 月定例会 総務文教常任委員会
平成 3 1 年 3 月 7 日

射水市公共施設再編方針（案）

平成 31 年 3 月
射 水 市

目 次

第1章 公共施設再編方針について	1
1 本方針策定の背景と目的	1
2 本方針の位置付け	2
3 対象期間	2
4 対象施設	2
第2章 再編の基本方針	4
1 基本方針	4
2 施設分類別の基本方針	4
3 再編における基本原則	4
第3章 再編の検討手法	6
1 検討における視点（適正化の視点）	6
2 今後の方向性の定義	6
3 施設評価	7
第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性	10
1 市民文化系施設	13
2 社会教育系施設	21
3 スポーツ・レクリエーション系施設	26
4 産業系施設	32
5 学校教育系施設	36
6 子育て支援施設	42
7 保健福祉施設	48
8 行政系施設	52
9 公営住宅	58
10 供給処理施設	62
11 その他施設	65
第5章 施設ごとの今後の方向性（一覧表）	67
第6章 今後の取組について	90
1 今後検討すべき課題について	90
2 個別施設計画の策定	91
3 推進体制	91

第1章 公共施設再編方針について

1 本方針策定の背景と目的

射水市は、平成17年11月に1市3町1村が合併して誕生しました。本市が現在保有している施設の多くは、合併前の各自治体において政策の展開や様々な市民ニーズを背景に整備してきたものです。今後、それらの多くが老朽化により一斉に改修・更新時期を迎えることから、現在保有する施設をそのまま維持更新していくことは、将来の市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予測されます。

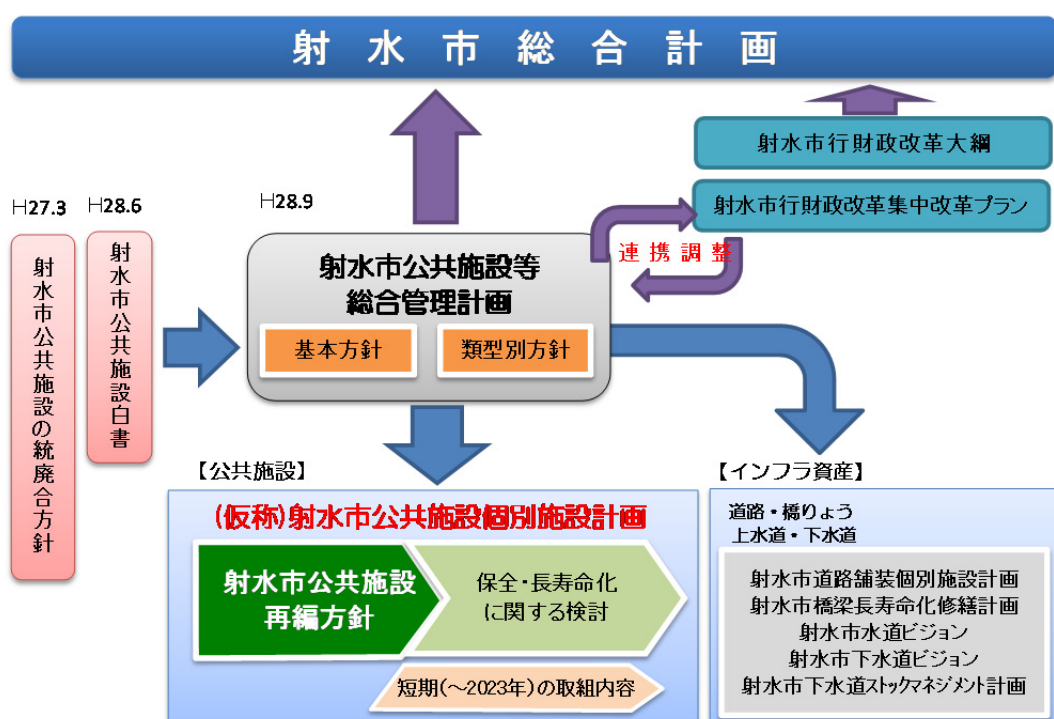
このため、平成28年9月に射水市公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）を策定し、インフラ資産を含む公共施設等の適正管理に向けた基本方針及び施設類型別の基本方針を決定するとともに、平成66年度（2054年度）までに市が保有する施設の延床面積の合計を20%削減（平成27年度比）する目標を定めました。

今後は、長期的な視点をもって計画的に施設の総量削減に取り組むため、平成32年度（2020年度）末までに、総合管理計画の実施計画に当たる（仮称）射水市公共施設個別施設計画（以下、個別施設計画）を策定することとしています。

個別施設計画では、再編及び保全・長寿命化（建替・大規模改修）などの必要な対策について、施設ごとに講じる措置の内容や実施時期を明らかにします。その検討に当たっては、限りある財源の中で計画的に施設の適正管理に取り組むため、保全・長寿命化の検討に先立ち、再編についての検討から整理する必要があると考えます。

そこで、このたび策定した射水市公共施設再編方針（以下、本方針）では、個別施設計画の策定につなげるため、再編についての基本方針を整理するとともに、施設ごとに再編の方向性、時期及び考え方を整理しました。

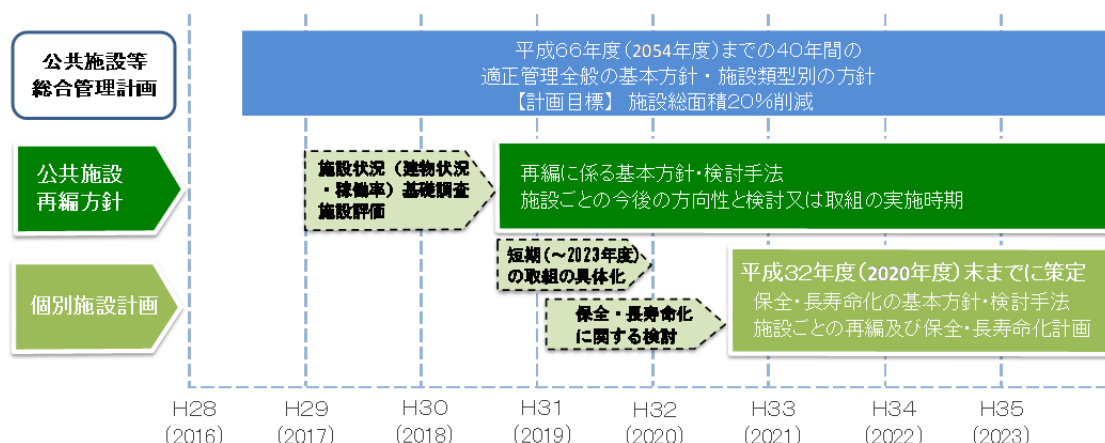
なお、インフラ資産については、本方針及び個別施設計画とは別に、種別ごとに策定している（又は今後策定予定の）計画を進行管理することとします。



2 本方針の位置付け

本方針は、公共施設等の適正管理全般の基本目標及び方針を定めた総合管理計画に基づいて策定するものです。総合管理計画に定めた計画目標（2054年度までに施設総面積を20パーセント削減）に基づく施設の総量削減に着実に取り組むため、施設再編についての基本方針及び施設ごとの今後の方向性と実施時期を示します。

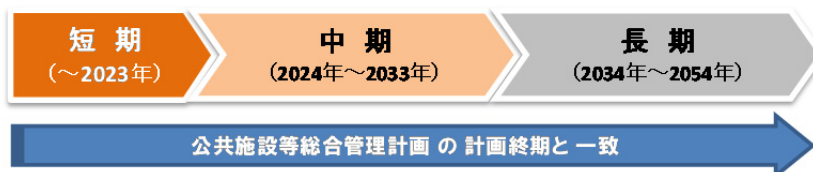
また、本方針を策定した後は、本方針で整理する施設ごとの方向性・工程（スケジュール）を踏まえた保全・長寿命化についての方針を検討し、平成32年度（2020年度）末までに、本方針を内包した、再編と保全・長寿命化の方針からなる個別施設計画を策定し、公共施設マネジメントを実施していくための具体的な取組を推進していきます。



3 対象期間

本方針の対象期間は、平成30年度（2018年度）から平成66年度（2054年度）までの37年間とします。これは、上位計画である総合管理計画と計画終期を一致させるためです。

あわせて、対象期間を短期（2018年度～2023年度の6年間）、中期（2024年度～2033年度の10年間）及び長期（2034年度～2054年度の21年間）に区分し、施設の老朽度や利用運営状況等を基に、期間中に再編を検討すべき施設は何か、どの時期に見直しを設定するのかを示し、施設別の取組・検討スケジュールを明確化します。



4 対象施設

本方針で対象とする施設は、平成30年4月1日現在、本市が保有又は民間施設等を賃貸借し設置している施設（合計416施設）のうち、①インフラ資産及び企業会計に属する施設（道路、橋りょう、上下水道及び市民病院）、②普通財産及び施設規模が小さいことなどにより将来負担への影響が少ない施設を除外した175施設とします。（詳細は次ページの一覧表を参照）

本市の公共施設及び本方針の対象施設の内訳

施設分類				市公共施設		本方針の対象施設	
大分類	中分類	方針分類	小分類	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
市民文化系施設	集会施設	集会施設	コミュニティセンター	27	25,334	27	25,334
			公民館	1	2,089	1	2,089
			生涯学習施設	1	647	1	647
			その他集会施設	3	249	1	236
	文化施設	文化施設	ホール施設	3	19,237	3	19,237
社会教育系施設	図書館	図書館	図書館	4	5,088	4	5,088
	博物館等	博物館等	博物館等	8	6,744	6	6,584
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	主要体育館	6	28,303	6	28,303
			地区体育館	3	1,399	3	1,399
			主要グラウンド	4	484	1	300
			地区グラウンド	12	152	0	0
			テニスコート	3	52	0	0
			野球場	3	879	1	823
			サッカー場	1	0	0	0
			相撲場	2	0	0	0
			弓道場	1	801	1	801
			プール	1	3,397	1	3,397
			パークゴルフ場	4	799	2	780
			その他スポーツ施設	2	767	1	767
	レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設	3	19	0	0
産業系施設	産業系施設	産業系施設	農村環境施設	3	3,153	3	3,153
			地域振興・休憩施設	3	1,705	3	1,705
			浴場	1	1,122	1	1,122
			その他産業系施設	5	156	0	0
学校教育系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	小学校	15	102,165	15	102,165
			中学校	6	55,714	6	55,714
	その他教育施設		その他教育施設	1	2,181	1	2,181
子育て支援施設	保育園・幼稚園	保育園・幼稚園	保育園	13	11,665	13	11,665
			幼稚園	2	2,005	2	2,005
	幼児・児童施設	幼児・児童施設	児童館	5	1,949	5	1,949
			放課後児童クラブ	5	847	0	0
			その他子育て支援施設	1	4,330	1	4,330
保健福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	ふれあいサロン	2	132	0	0
			その他高齢者施設	3	2,957	3	2,957
	保健施設	保健施設	保健センター	1	1,045	1	1,045
	その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	福祉会館等	2	3,472	2	3,472
			その他社会福祉	1	158	0	0
医療施設	医療施設	医療施設	市民病院	1	16,467	0	0
行政系施設	庁舎等	庁舎等	庁舎	4	25,793	3	20,794
	消防施設	消防施設	消防署	4	7,110	4	7,110
			消防団分団屯所	26	3,520	26	3,520
	その他行政系施設	その他行政系施設	その他行政系施設	6	962	4	644
公営住宅	公営住宅	公営住宅	市営住宅	11	30,332	11	30,332
			特定公共賃貸住宅	3	3,833	3	3,833
			都市再生住宅	2	2,199	2	2,199
			都市公園	146	817	0	0
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理施設	3	15,563	3	15,563
			し尿処理施設	1	3,698	1	3,698
			浴場	1	211	1	211
			駐車場・駐輪場	11	1,782	0	0
その他施設	その他施設	その他施設	畜場	1	288	1	288
			墓苑	3	87	0	0
			その他施設	8	503	1	239
普通財産	普通財産	普通財産	普通財産	24	18,804	0	0
合 計				416	423,166	175	377,679

※平成 30 年 4 月 1 日現在

※但し、平成 30 年度中に建替の施設（堀岡コミュニティーセンター、消防団庄西分団屯所）は建替後の延床面積で積算しています。

※延床面積は、小数第 1 位を四捨五入し、整数で表記しています。そのため、合計が一致しない場合があります。（以下、同様）

第2章 再編の基本方針

1 基本方針

再編の検討に当たっては、総合管理計画に定めた、以下の基本目標及び3つの方針に基づき進めます。

基本目標及び基本方針

基本目標	次世代に過度の負担を強いることのない、将来を見据えた本市の規模に見合った適正な公共施設等の維持
	【公共施設マネジメントの構築】
方針	真に行政が担うべき市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等を見据えた公共施設の適正規模とするため、総量の削減を推進します。
	維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によるコストの削減を推進するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ります。
	公共施設ありきの考え方から脱却し、「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換を図り、市民満足度及び利用率の向上を推進します。

2 施設分類別の基本方針

施設ごとの再編の検討に当たっては、総合管理計画に定めた、施設分類別の「将来のあるべき姿」を踏まえたものとします。

※各施設分類の「将来のあるべき姿」は、「第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性」に記載しています。

3 再編における基本原則

施設ごとの再編の検討に当たっては、以下の基本原則にのっとり進めます。

再編における基本原則

① 施設の総量削減	
・設置意義が薄れている施設や利用率の低い施設、利用者に極端な偏りが見られる施設は優先的に再編を検討します。 ・利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の検討対象とします。 ・県及び近隣市の施設の設置状況等を念頭に、広域的利用の観点を持って検討します。 ・大規模改修又は建替え等の更新時期に合わせて、施設機能の集約化・複合化や施設のダウンサイジング（減築）など、機能を維持しながら施設延床面積の大幅な圧縮について検討します。	
② 持続可能なサービス提供手法の検討	
・公共施設マネジメントの推進（新設・更新・改修・活用・除却など）に当たっては、	

指定管理者制度やP P P / P F I 手法など公民連携手法の導入を優先的に検討し、民間の資金やノウハウ等の積極的な活用を図ります。

- ・民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を検討します。
- ・施設の設置意義や利活用の状況を踏まえながら、施設管理における市民等との協働を検討します。

③ 計画的な再編スケジュールの検討

- ・原則、全ての施設において遅くとも施設の法定耐用年数を迎える時期を実施期限として今後の方向性を定めます。

ただし、小学校・中学校及び保育園・幼稚園においては、園児、児童及び生徒数の将来推計等を踏まえ、保育・教育環境の充実に主眼を置いて検討します。

- ・民間等への譲渡の可能性が高い施設は、老朽化等により資産価値が低下することを踏まえ、更新時期にかかわらず、可能な限り早い段階で譲渡の検討に着手します。

④ 新規建設の抑制

- ・新たな施設の建設は、今後のまちづくり政策に重要なものに限定し、その際にも既存の市有地の活用に努め、特別の事情がない限り、集約化、複合化前の施設延床面積を下回ることとします。

⑤ 施設の複合利用・多目的利用の検討

- ・更新時期には、可能な限り複合的な機能を持たせ、建物を多目的に利用できる仕様にすることで、利用者の利便性と運営稼働状況の向上を図ります。

⑥ 利用圏域に基づく配置

- ・施設の想定する利用圏域に基づき、施設機能や交通アクセスなどを踏まえ、利便性に配慮した再編（再配置）を検討します。
- ・大規模な施設が更新時期を迎える際には、当該施設の再編を核として、まちづくりの観点を踏まえつつ利用圏域内の施設の再編を検討します。

⑦ 資産の有効活用

- ・引き続き市が保有する施設は、長寿命化・転用等により、可能な限り有効活用を図ります。
- ・市が保有する必要性が低い施設は、原則、売却又は賃貸により財源確保に努めます。

第3章 再編の検討手法

1 検討における視点（適正化の視点）

施設は、サービスとそのサービスを提供するための建物で成り立っていることから、その再編においては、単にハード（ハコモノ）の存廃の問題として捉えるのではなく、サービスと建物の双方の適正化を図る視点をもって検討を行います。

検討に当たっては、最初に、施設で提供しているサービスの在り方について、現行のサービスの内容や提供手法が市民のニーズに見合っているかなどから考察し、真に必要な行政サービスであるか、また最適なサービスの提供主体を見定めます。

次に、建物の在り方について、施設機能と整備手法に視点を分けて、今後の方向性を検討します。提供するサービスにふさわしい施設機能、利用状況であるかを考察することで、施設自体の在り方を見定めます。その上で、施設機能にふさわしい整備手法の方向性を見定めます。

適正化の視点

適正化の視点		内容
サービス提供主体		現行のサービスの内容や提供手法が市民のニーズに見合っているのかを考え、真に必要な行政サービスとその提供主体を見定める
建物	（施設機能）	提供するサービスにふさわしい施設機能、利用状況であるかを見極めることで、施設自体の方向性を見定める
	（整備手法）	施設機能にふさわしい整備手法の方向性を見定める

2 今後の方向性の定義

施設の今後の方向性は、以下のとおり定義します。

方向性の定義

項目	今後の方向性	内容
サービス提供主体	市（直営）	市が行政サービスとして実施する
	市（民間活用）	市が民間事業者に業務委託し行政サービスとして実施する（指定管理者制度を含む）
	市（市民協働）	市民協働により地域の組織・団体が行政サービスとして実施する
	民間事業者	サービスの提供主体を民間等に変更してサービスを継続する
	廃止・休止	サービス自体を廃止・休止する
施設機能	現状維持	現状の用途やサービスを継続する
	複合化	1つの建物に複数の機能を持たせる
	集約化	1つの建物に同じ用途の施設を統合する
	転用	用途を変更する
	廃止・休止	施設を廃止・休止する（他施設への複合化・集約化を含む）
	在り方検討	今後の方向性を見定めるに当たって、在り方を検討する必要がある
整備手法	保全	引き続き市が建物を保有（又は賃借）し、適時適正な修繕等を行いながら現状を維持する
	建替	建物の建替を行い、引き続き市が保有する
	大規模改修	建物の大規模改修を行い、引き続き市が保有する
	譲渡・貸付	建物及びその敷地を譲渡又は貸付する
	解体	建物を解体する
	在り方検討	今後の方向性を見定めるに当たって、在り方を検討する必要がある

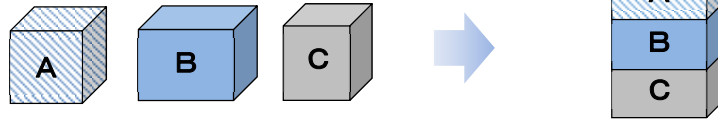
◆複合化、集約化、転用のイメージ

市が保有する施設（建物）の総量を減らしつつ、市民サービスを維持していくための有効な手法として、施設の複合化、集約化、転用が考えられます。

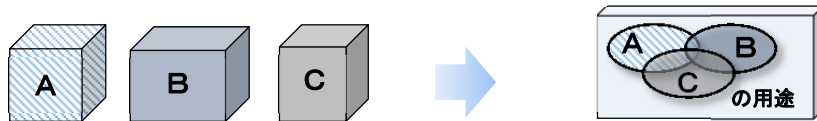
その具体的な内容は次のとおりです。

複合化

1つの建物に複数の機能を持たせること

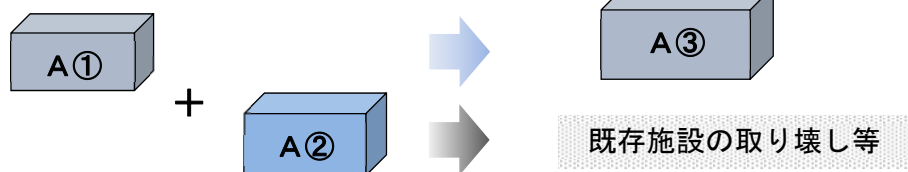


(多機能化) 1つのスペースを異なる用途（機能）で共同・相互利用すること



集約化

異なる場所の同じ用途の施設を統合すること



転用

既存施設の用途を変更すること



3 施設評価

施設の現状を客観的に把握するとともに、評価結果を再編に向けた検討・判断材料とするため、統一的な評価基準に基づく施設評価を実施しました。

施設評価では、建物性能と運営状況による定量的評価（1次評価）、また、施設の妥当性、公共性、効率性及び代替性の視点に基づく定性的評価（2次評価）による分類を行い、その結果を踏まえて、市の施策や関係計画と施設の関係など様々な要因を総合的に勘案し、適切な再編の手法を選定する総合評価を行いました。

総合評価では、前ページで示したサービス提供主体、施設機能、整備手法のそれぞれについて今後の方向性を示すとともに、検討期間の前期、中期、長期のいずれの段階で取組を実施するのかという工程（スケジュール）を示しています。ここで示す今後の方向性は、現状において検討可能な全ての手法であることから、その手法は一つとは限りません。

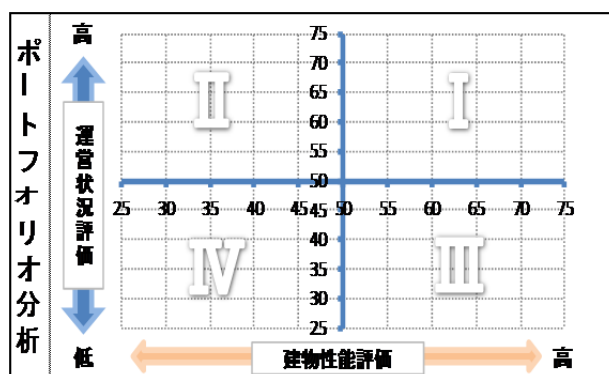
なお、既に今後の方針・計画が決定している施設については、評価対象から除外し、方針・計画に基づき取組を進めます。

(1) 定量的評価（1次評価）

1次評価・・・ポートフォリオ分析	
建物性能【ハード】 (老朽度、劣化度、耐震性)	運営状況【ソフト】 (利用状況、コスト、運営効率)

評価に当たり、施設の老朽度や利用状況などの異なる評価指標を同じ尺度に換算して比較するため、偏差値を用います。

建物性能は公共施設全体で、また運営状況は同種の施設分類の中で偏差値化し、運営状況を縦軸、建物性能を横軸の評価軸とするグラフ（ポートフォリオ）を作成し、Ⅰ～Ⅳ象限のいずれかに分類します。



【定量的評価の分類】

分類	建物性能	運営状況	内 容
Ⅰ	高	高	他の施設に比べて建物の性能が高く、運営状況が優れた施設
Ⅱ	低	高	他の施設に比べて建物の性能に課題があるが、運営状況が優れた施設
Ⅲ	高	低	他の施設に比べて建物の性能が高く、運営状況に課題がある施設
Ⅳ	低	低	他の施設に比べて建物及び運営状況のいずれにも課題がある施設

※行政系施設（庁舎、消防署所及び地区センター）は運営状況評価を行いません。（運営状況は「高い」として評価します。）

(2) 定性的評価（2次評価）

2次評価・・・評価フローによる分析
施設で提供されているサービスの 妥当性、公共性、効率性及び代替性の有無（高低）

施設で提供されているサービスの在り方から施設の今後の方向性にアプローチするため、妥当性、公共性、効率性及び代替性の観点に基づく統一的な評価項目（右表参照）によるフローチャートと1次評価の結果（Ⅰ～Ⅳ分類）を組み合わせて、「サービスの提供」と「建物」に分けて評価し、総合評価（施設評価結果）に向けた検討の方向性を整理します。

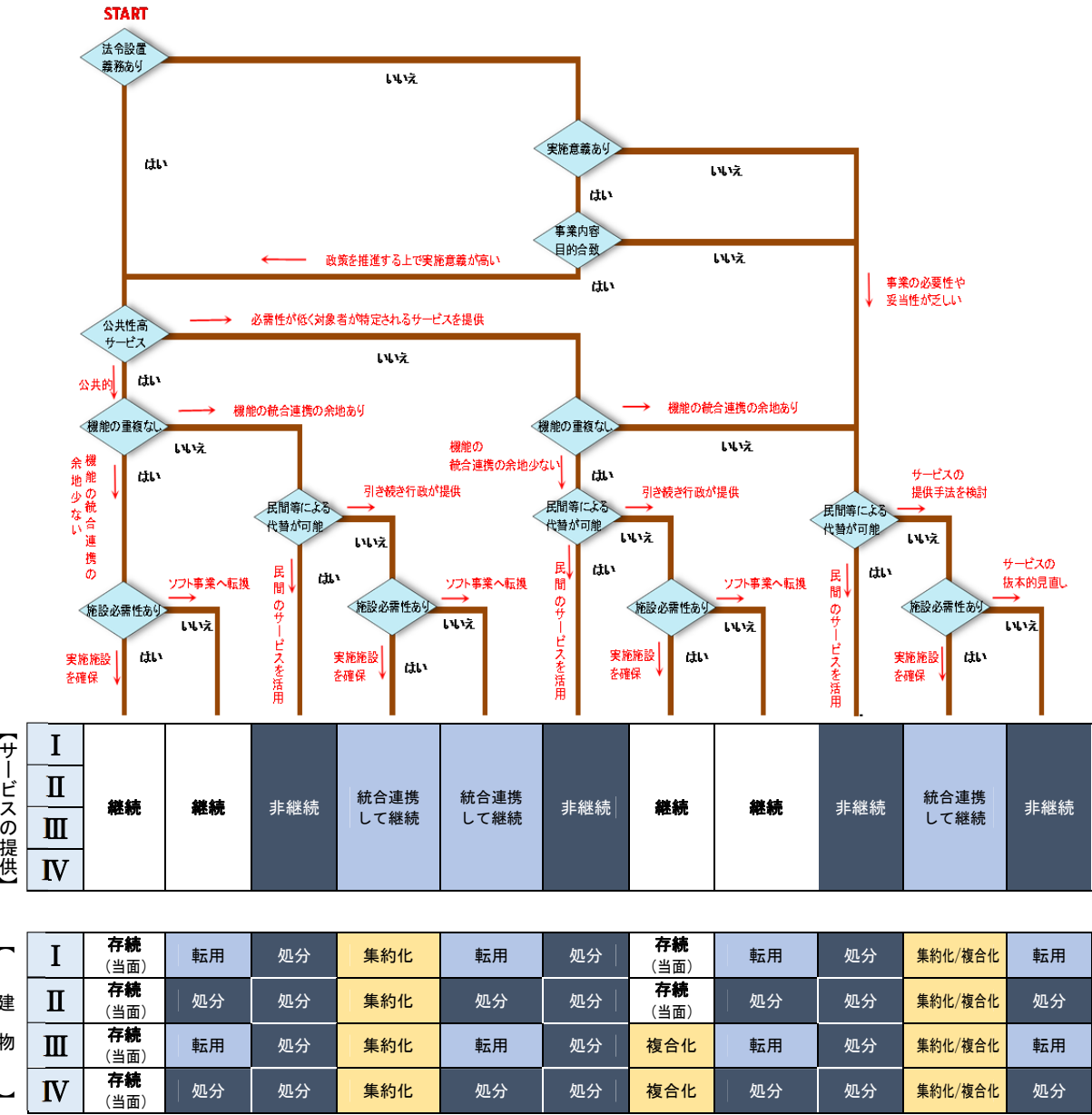
視点	評価項目	説明
妥当性	法令設置義務の有無	施設の設置が法令等により義務付けられている
	実施意義	施設で提供されている事業のニーズや実施意義は低下していない
	事業内容目的合致	施設で提供される事業は所期の目的に合致している
公共性	サービスの公共性	社会生活に必需的又は多数の市民に受益が及ぶ公益的な事業を提供している
効率性	機能の重複	利用圏域内に同種又は類似する機能を有する施設が存在しない
代替性	民間等による代替性	料金、サービスともに類似する民間の事業が存在し、参入の可能性がある
	施設の必需性	当該施設でなければ実施できない事業がある

※学校は、望ましい教育環境の提供の観点から検討することとし、定性的評価は行いません。

【定性的評価の分類】

区 分	分 類	説 明（総合評価に向けた検討の方向性）
サービスの提供	継 続	行政が引き続きサービスを提供する方向で検討すべき
	統合連携して継続	同種又は類似する目的のサービスがあることから、重複状態を解消するための見直しを行い、行政が引き続きサービスを提供する方向で検討すべき
	非継続	行政が引き続きサービスの提供を行うことが適当ではないため、サービスの廃止・休止、民営化又は民間が提供するサービスでの代替等を検討すべき
建 物	存 続（当面）	現状においては、当面存続させる施設として検討すべき
	転 用	再編（転用）の対象施設として検討すべき
	集約化	再編（集約化）の対象施設として検討すべき
	複合化	再編（複合化）の対象施設として検討すべき
	処 分	再編（譲渡又は廃止（解体））の対象施設として検討すべき

定性的評価（２次評価）におけるフローチャート及び評価結果（分類）パターン



※「建物」の方向性は、1次評価（Ⅰ分類～Ⅳ分類）の結果によって、上記のように変化します。

（３）総合評価（評価結果）

総合評価（評価結果）	
市の政策や計画との関係など	立地条件、地域特性や類似・同種目的施設との関係など

1次・2次評価での分析を踏まえつつ、市の政策や他の施設との関係など当該施設を取り巻く様々な要素を総合的に勘案し、総合評価を行います。

総合評価では、①サービス提供主体、②施設機能、③整備手法のそれぞれについての右表の今後の方向性（詳細は6ページの「方向性の定義」を参照）とともに、対象期間の短期・中期・長期のいずれの段階で取組を実施するのか工程（スケジュール）を示します。

項目	今後の方向性
サービス提供主体	市（直営）
	市（民間活用）
	市（市民協働）
	民間事業者
施設機能	廃止・休止
	現状維持
	複合化
	集約化
	転用
	廃止・休止
整備手法	在り方検討
	保全
	建替
	大規模改修
	譲渡・貸付
	解体
	在り方検討

第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性

市民ニーズに対応した行政サービスを提供しつつ、並行して施設総量の削減を進めるためには、施設で提供されるサービスの内容とサービスを提供する施設環境の双方の適正化を目指さなくてはなりません。

そこで、総合管理計画では、施設分類ごとに求められるサービスの性質の違いを整理し、それぞれの「将来のあるべき姿」を定めています。さらに本方針では、これに施設評価の手法を組み合わせ、施設分類全体のあるべき姿像を実現するための施設ごとの今後の方向性について検討を行いました。

本章では、施設ごとの今後の方向性の検討に当たり、最初に、建物性能や運営状況等による定量的評価（1次評価）、また、施設の妥当性、公共性、効率性及び代替性の視点に基づく定性的評価（2次評価）の2つの評価手法による分析を行いました。

これらの結果とともに、市の政策及び計画との関係や立地条件、地域特性、他施設との関係など当該施設を取り巻く様々な要素を踏まえた現状と課題を整理した上で、本市が考える施設ごとの再編に関する考え（施設評価における「総合評価」）を示します。

なお、ここで示している今後の方向性とは、現状において検討可能な全ての手法であることから、その手法は一つとは限りません。また、今後、それぞれの施設について具体的な計画の検討段階となった際には、本方針を基本としつつ、市民の皆様や市議会と対話や協議を重ねながら手法の検討を進めてまいります。

◆本方針の対象施設一覧

大分類	方針分類	小分類	対象施設
市民文化系	集会施設	コミュニティセンター	放生津、新湊、庄西、作道、片口、堀岡、海老江、七美、本江、塚原、三ヶ、戸破、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中太閤山、南太閤山、浅井、櫛田、水戸田、二口、大門、大島、下村
		公民館	中央公民館
		生涯学習	生涯学習センター
		その他集会	庄川水辺の交流館
	文化施設	ホール	新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館
社会教育系	図書館	図書館	中央図書館、新湊図書館、正力図書館、下村図書館
	博物館等	博物館等	新湊博物館、小杉展示館、竹内源造記念館、陶房「匠の里」、大島絵本館、下村民俗資料館
スポーツ・レク系	スポーツ	主要体育館	新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館
		地区体育館	大島中央公園コミュニティ体育館、七美体育館、本江体育館
		主要グラウンド	サン・ビレッジ新湊
		野球場	歌の森運動公園野球場
		弓道場	大島弓道場
		プール	海竜スポーツランド
		パークゴルフ場	パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場
		その他スポーツ	下村馬事公園
産業系	産業系	農村環境	新湊農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター
		地域振興・休憩	川の駅新湊、道の駅新湊、いみず観光情報館
		浴場	大門コミュニティセントリー
学校教育	学校教育	小学校	放生津、新湊、作道、片口、堀岡、東明、塚原、小杉、金山、歌の森、太閤山、中太閤山、大門、下村、大島
		中学校	新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門
		その他教育	学校給食センター
子育て支援	保育園・幼稚園	保育園	放生津、八幡、新湊、新湊西部、片口、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村
		幼稚園	七美、大門わかば
	幼児・児童施設	児童館	海老江児童センター、太閤山、大門、大島、下村
		その他幼児・児童	子ども子育て総合支援センター
保健福祉	高齢者福祉	その他高齢者福祉	足洗老人福祉センター、小杉ふれあいセンター、いきいき長寿館
	保健	保健センター	射水市保健センター
	その他社会福祉	福祉会館等	小杉社会福祉会館、新湊交流会館
行政系	庁舎	庁舎	庁舎、大島分庁舎、布目分庁舎別館
	消防	消防署	射水消防署、新湊消防署、射水消防署大門出張所、新湊消防署東部出張所
		消防分団屯所	戸破、三ヶ、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中・南太閤山、大門、櫛田、浅井、水戸田、二口、大島、下、放生津、新湊、庄西、塚原、作道、片口、七美、堀岡、海老江、本江
	その他行政系	その他行政系	新湊地区センター、小杉地区センター、大門地区センター、下地区センター
公営住宅	公営住宅	市営住宅	庄川本町、港町、八幡、庄西、殿村、本江、海王町、大門、中村、赤井、すずほ
		特定公共賃貸住宅	立町、赤井、すずほ
		都市再生住宅	リアン放生津、ラ・メール放生津
供給処理	供給処理	ごみ処理	クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所
		し尿処理	衛生センター
		浴場	クリーンピア射水温浴施設
その他	その他	その他	斎場、サービスセンター

※インフラ資産及び企業会計に属する施設（道路、橋りょう、上下水道及び市民病院）のほか、普通財産及び施設規模が小さいことなどにより将来負担への影響が少ない施設は、対象から除外します。

◆用語説明

施設分類	施設を目的・性質ごとの分類に整理したものです。
番 号	本方針における施設ごとの通し番号です。
延床面積	施設の延床面積の合計です。特に記載のない限り、平成 30 年 4 月 1 日現在のものです。 小数第 1 位を四捨五入し、整数で表記しています。
建築年度	施設の代表的な建築年度です。 このため、増改築を行っている部分においては、表記の建築年度と異なります。
耐用年数	本方針では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）において構造や用途によって定められている耐用年数に基づき市の固定資産台帳に登載したものを採用しています。なお、複数の構造等が混在している場合は代表的なものを表記しています。
経過年数	建築年数に基づく経過年数です。
管理形態	平成 30 年度における施設の管理形態です。「市直営」、「指定管理」（＝指定管理者制度を導入）及び「包括業務委託」があります。
利用者数	平成 28 年度の年間利用者数です。
稼働率	平成 28 年度の施設の年間稼働率（貸室・貸スペース等の稼働率の相加平均）です。
フルコスト	平成 28 年度の人件費、維持管理費、事業運営費及び減価償却費の合計額です。 なお、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料を除く市の直接支出額、減価償却費及び指定管理者側の直接支出額の合計です。
定量的評価（1 次評価）	評価結果（Ⅰ～Ⅳ分類）及び評価結果の基となる「建物性能」と「運営状況」の偏差値です。 なお、建物性能の偏差値は、施設の減価償却率、市職員による簡便な劣化調査の結果、耐震補強の状況に基づき算出しています。また、運営状況の偏差値は、施設利用者数や稼働率などの利用状況、コストや使用料収入などの運営の効率性に基づき、同種の施設分類の中で算出しています。 ※定量的評価（1 次評価）の基準年度について 特段の事情がない限り、必要なデータが全て揃っている平成 28 年度の実績値を用いて評価を行っています。
定性的評価（2 次評価）	「サービスの提供」と「建物」の評価結果（総合評価の検討に向けた方向性）です。 「サービスの提供」には、「継続」、「統合連携して継続」及び「非継続」があります。 「建物」には、「存続（当面）」、「転用」、「集約化」、「複合化」及び「処分」があります。
総合評価（評価結果）	現状における施設評価の評価結果であり、本方針で示すこととしている施設ごとの今後の方向性です。 「サービスの提供主体の方向性」、「施設機能」及び「整備手法」のそれぞれに方向性を示すとともに、実施時期を示します。 ・「サービスの提供主体の方向性」には、「市（直営）」、「市（民間活用）」、「市（市民協働）」、「民間事業者」及び「廃止・休止」があります。 ・「施設機能」には、「現状維持」、「複合化」、「集約化」、「転用」、「廃止・休止」及び「在り方検討」があります。 ・「整備手法」には、「保全」、「建替」、「大規模改修」、「譲渡・貸付」、「解体」及び「在り方検討」があります。 ・「実施時期」は、「短期（2018 年度～2023 年度）」、「中期（2024 年度～2033 年度）」、「長期（2034 年度～2054 年度）」の中から該当するものに○印を付けています。 ※施設機能が「現状維持」かつ整備手法が「保全」の場合はいずれの時期にも○印は付きません。

1 市民文化系施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

市民文化系施設は、集会施設と文化施設からなります。

本方針の対象とする集会施設は、地域振興会ごとにあるコミュニティセンター27施設のほか、中央公民館、生涯学習センター及び庄川水辺の交流館です。

また、文化施設は、ホール施設の新湊中央文化会館、小杉文化ホール及び大門総合会館です。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
集会施設	放生津コミュニティセンター	1,393	平成9	50	21	指定管理	19,284	6.8%	20,173	Ⅲ	52.5	45.6
集会施設	新湊コミュニティセンター	864	平成5	50	25	指定管理	23,710	11.3%	11,403	I	51.4	54.6
集会施設	庄西コミュニティセンター	957	平成24	38	6	指定管理	13,445	5.0%	14,984	Ⅲ	60.7	45.4
集会施設	作道コミュニティセンター	849	平成28	50	2	市直営	12,821	3.3%	14,051	Ⅲ	62.4	45.0
集会施設	片ロコミュニティセンター	846	平成26	38	4	指定管理	9,694	5.7%	15,860	Ⅲ	61.6	41.3
集会施設	堀岡コミュニティセンター ※運営状況は建替前のものです	1,062	平成30	38	0	市直営	6,926	3.1%	6,366	—	—	—
集会施設	海老江コミュニティセンター	653	平成13	50	17	指定管理	12,733	13.7%	9,371	I	58.6	53.3
集会施設	七美コミュニティセンター	493	昭和54	50	39	指定管理	6,322	7.4%	6,277	—	—	—
集会施設	本江コミュニティセンター	371	昭和52	50	41	指定管理	4,355	—	5,852	—	—	—
集会施設	塚原コミュニティセンター	671	平成21	38	9	指定管理	16,210	6.0%	14,167	Ⅲ	59.3	46.5
集会施設	三ケコミュニティセンター	757	昭和61	50	32	指定管理	12,498	8.7%	7,291	Ⅱ	48.6	52.8
集会施設	戸破コミュニティセンター	740	昭和63	50	30	指定管理	14,745	10.0%	8,302	Ⅱ	48.6	55.6
集会施設	橋下条コミュニティセンター	984	平成15	24	15	指定管理	13,186	7.8%	14,897	Ⅲ	53.9	48.4
集会施設	金山コミュニティセンター	638	昭和62	50	31	指定管理	14,742	6.9%	7,054	Ⅱ	49.0	53.1
集会施設	大江コミュニティセンター	1,057	平成17	24	13	指定管理	9,550	7.5%	15,786	Ⅲ	52.9	44.7
集会施設	黒河コミュニティセンター	1,100	平成17	50	13	指定管理	17,692	11.1%	10,684	I	58.0	54.4
集会施設	池多コミュニティセンター	812	昭和57	50	36	指定管理	5,685	3.9%	7,285	Ⅳ	47.1	44.7
集会施設	太閤山コミュニティセンター	1,048	平成23	34	7	指定管理	37,103	22.5%	11,550	I	59.7	65.6
集会施設	中太閤山コミュニティセンター	731	昭和57	50	36	指定管理	15,819	12.2%	7,749	Ⅱ	45.3	55.1

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	II	偏差値	
											建物 性能	運営 状況
集会施設	南太閤山コミュニティセンター	942	平成2	50	28	指定管理	17,434	13.7%	9,206	II	45.5	56.2
集会施設	浅井コミュニティセンター	1,838	平成18	38	12	指定管理	20,185	5.7%	19,024	III	53.9	48.5
集会施設	櫛田コミュニティセンター	1,787	平成17	38	13	指定管理	14,811	9.9%	16,600	III	54.3	48.8
集会施設	水戸田コミュニティセンター	931	昭和54 平成25改修	50	39	指定管理	10,565	7.4%	14,497	III	58.7	44.7
集会施設	二ロコミュニティセンター	762	昭和55 平成22改修	50	38	指定管理	11,841	9.9%	12,479	III	58.2	48.1
集会施設	大門コミュニティセンター	446	平成13	47	17	市直営	4,527	18.1%	4,290	II	49.5	54.2
集会施設	大島コミュニティセンター	1,139	昭和44	50	49	指定管理	19,010	14.0%	7,366	—	—	—
集会施設	下村コミュニティセンター	1,462	昭和56	50	37	指定管理	8,131	7.4%	7,804	—	—	—
集会施設	中央公民館	2,089	昭和56 平成20改修	50	37	指定管理	13,605	6.3%	30,827	IV	48.3	37.1
集会施設	生涯学習センター	647	昭和58	47	35	市直営	11,138	8.1%	10,371	II	44.4	54.3
集会施設	庄川水辺の交流館	236	平成19	38	11	市民協働	—	—	2,637	I	59.3	50.0
文化施設	新湊中央文化会館	7,869	昭和56 平成20改修	50	37	指定管理	80,189	17.2%	183,563	IV	48.3	46.1
文化施設	小杉文化ホール	5,714	平成5	50	25	指定管理	75,926	35.4%	174,061	IV	44.7	49.1
文化施設	大門総合会館	5,654	昭和62	47	31	指定管理	56,276	29.7%	70,644	II	47.6	54.8

※堀岡コミュニティセンターは、平成30年4月に移転新築したことから施設評価の対象外としています。

なお、表中の延床面積は建替後のものです。

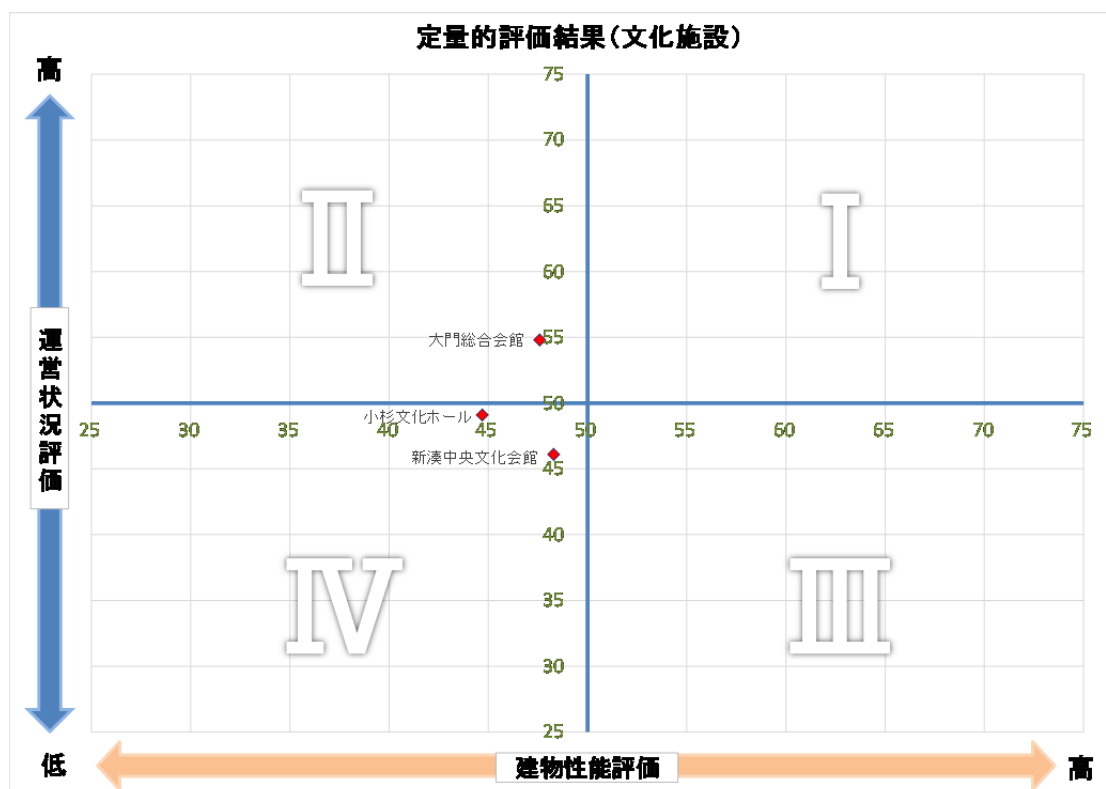
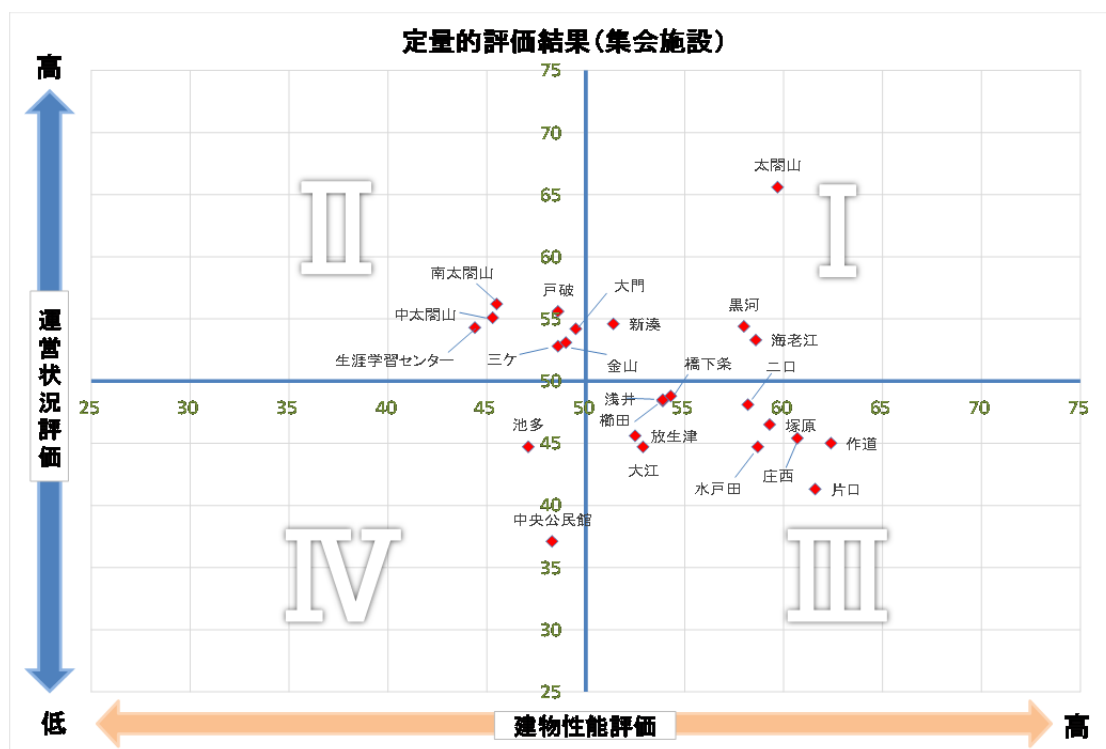
※七美コミュニティセンター、本江コミュニティセンター、大島コミュニティセンター及び下村コミュニティセンターは、整備（建替等）に向けて検討段階にあることから施設評価の対象外としています。

※大門コミュニティセンターは、平成29年7月に旧大門児童館を転用し、大門総合会館内から移転しています。また、平成30年度に保全改修工事を行っています。

※中央公民館は、新湊中央文化会館の施設内施設であることから、中央公民館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、新湊中央文化会館と同じ値となっています。

※庄川水辺の交流館は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)		サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期		
							施設機能	整備手法		短期	中期	長期
1	放生津コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	52.5	45.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
2	新湊コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	51.4	54.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
3	庄西コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	60.7	45.4	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
4	作道コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	62.4	45.0	市（民間活用）	現状維持	保全				
		2次評価		継続	存続 (当面)							
5	片口コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	61.6	41.3	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
6	堀岡コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	保全				
		2次評価		—	—							
7	海老江コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	58.6	53.3	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
8	七美コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	建替	○			
		2次評価		—	—							
9	本江コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	建替	○			
		2次評価		—	—							
10	塚原コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	59.3	46.5	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
11	三ヶコミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	48.6	52.8	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
12	戸破コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	48.6	55.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
13	橋下条コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	53.9	48.4	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
14	金山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	49.0	53.1	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
15	大江コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	52.9	44.7	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
16	黒河コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	58.0	54.4	市（民間活用）	現状維持	保全				
		2次評価		継続	存続 (当面)							
17	池多コミュニティセンター	1次評価	Ⅳ	47.1	44.7	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
18	太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	59.7	65.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
19	中太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	45.3	55.1	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							
20	南太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	45.5	56.2	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○	
		2次評価		継続	存続 (当面)							

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	建物の方向性		実施時期
21	浅井コミュニティセンター	1次評価 2次評価	Ⅲ 継続	53.9 継続	48.5 存続 (当面)	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
22	櫛田コミュニティセンター	1次評価 2次評価	Ⅲ 継続	54.3 継続	48.8 存続 (当面)	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
23	水戸田コミュニティセンター	1次評価 2次評価	Ⅲ 継続	58.7 継続	44.7 存続 (当面)	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
24	二ロコミュニティセンター	1次評価 2次評価	Ⅲ 継続	58.2 継続	48.1 存続 (当面)	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
25	大門コミュニティセンター	1次評価 2次評価	Ⅱ 継続	49.5 継続	54.2 存続 (当面)	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
26	大島コミュニティセンター	1次評価 2次評価	— —	— —	— —	市（民間活用）	現状維持	移転	○		
27	下村コミュニティセンター	1次評価 2次評価	— —	— —	— —	市（民間活用）	現状維持	建替	○		
28	中央公民館	1次評価 2次評価	Ⅳ 非継続	48.3 非継続	37.1 処分	廃止・休止	転用	在り方検討	○		
29	生涯学習センター	1次評価 2次評価	Ⅱ 統合連携 して継続	44.4 統合連携 して継続	54.3 処分	市(民間活用)	転用	保全	○		
30	庄川水辺の交流館	1次評価 2次評価	Ⅰ 継続	59.3 継続	50.0 存続 (当面)	市（市民協働）	在り方検討	在り方検討			○
31	新湊中央文化会館	1次評価 2次評価	Ⅳ 統合連携 して継続	48.3 統合連携 して継続	46.1 集約化	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	
32	小杉文化ホール	1次評価 2次評価	Ⅳ 統合連携 して継続	44.7 統合連携 して継続	49.1 集約化	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	
33	大門総合会館	1次評価 2次評価	Ⅱ 統合連携 して継続	47.6 統合連携 して継続	54.8 集約化	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	

【個別の補足事項】

◎大島コミュニティセンターは、平成 32 年度（2020 年度）を目途に大島社会福祉センターを改修移転を予定しています。
◎中央公民館は、公民館としては廃止し、平成 32 年度（2020 年度）から新湊中央文化会館との一体化を検討します。
◎文化施設（新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館）は、平成 35 年（2023 年）までに在り方を一体的に検討し、検討結果に基づき統廃合を進めることとします。（存続の場合は中期期間以降に大規模改修の実施を検討します。）

※計画期間について、短期（～2023 年度）、中期（2024～2033 年度）、長期（2034～2054 年度）としています。
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

（２）施設分類別の現状分析と課題

① 集会施設

集会施設
■ 将来のあるべき姿 ・コミュニティセンターは、従来の機能に加え、子育て支援・高齢者福祉等のサービス提供の場としても利用され、市民の利便性が高まり、地域のまちづくりの核として重層的に活用されています。 ・生涯学習施設は、機能統合・複合化され、効果的に市民の学びの場を提供しています。

■ 現状分析

コミュニティセンター

●サービスの提供

- ・コミュニティセンターは、「地域づくりの場」「生涯学習活動に関する場」「地域住民の交流に関する場」を目的とした地域のまちづくりの拠点施設として位置付けていることから、これまでも地域振興会による指定管理者制度への移行を進めてきました。

●施設機能

- ・地域の人口規模に違いがあることを踏まえても、全施設を平均した稼働率は 10 パーセントに満たない状況にあります。

「将来のあるべき姿」に掲げているように、重層的に活用されるよう、利便性を高めていく必要があります。

●整備手法

- ・建築基準法に基づく現在の耐震基準が導入される以前（昭和 56 年 6 月 1 日以前）に建築した七美コミュニティセンター、本江コミュニティセンター、大島コミュニティセンター及び下村コミュニティセンターについては、順次、建替等による整備を実施していきます。
- ・その他のコミュニティセンターにおいても、今後、老朽化等に伴い大規模改修又は建替を行う場合は、従来どおり、標準的なコミュニティセンターとしての用途にかかる部分については、利用目的や利用・稼働状況を踏まえ、過剰な施設規模とならない範囲で、地域振興会と協議しながら、使い勝手の良い施設整備に努めます。

◎総合評価

コミュニティセンターは、引き続き市の公共施設として指定管理者制度を活用し、市民協働の観点からも地域に即した運営の面からも地域振興会による管理運営が望ましいと考えます。また、施設については、必要な建替、大規模改修を行いながら維持していくことを基本とします。

中央公民館

●サービスの提供

- ・中央公民館は、新湊中央文化会館の施設内施設であり、新湊中央文化会館と同じ指定管理者による管理運営が行われています。このため、必要に応じて両施設の連携を図ることが可能な環境にありますが、公民館については、社会教育法に基づく教育機関であることから、柔軟な相互利用が困難な現状にあります。

●施設機能

- ・和室、茶室をはじめ大小の研修室など 9 つの貸室を有していますが、コミュニティセンターと比較しても稼働率が低く、運営状況に課題があります。
- ・短期的には、運営状況の課題を踏まえ、ニーズに見合った施設機能について検討する必要があります。

●整備手法

- ・新湊中央文化会館の施設内施設であることから、新湊中央文化会館の今後の方向性と一体的に考える必要があります。

◎総合評価

より柔軟なサービスの提供が可能な施設として利用率を高めるため、社会教育法に基づく公民館としては廃止し、新湊中央文化会館の貸室として転用することを検討します。

ただし、整備手法については、施設内施設であることから、新湊中央文化会館と同様の考えとします。

生涯学習センター

- ・生涯学習センターは、生涯学習の拠点として活用されていますが、現在改修・改築工事中の小杉社会福祉会館がリニューアルする平成 32 年度（2020 年度）に、小杉社会福祉会館へ機能移転（複合化）する予定です。

◎総合評価

生涯学習機能を移転させた後は、旧北陸道筋という歴史的な地の利を生かし、現在旧中伏木小学校で行っている埋文整理室等の機能を移転し、文化財を整理・保管・展示する施設として転用することを検討します。

庄川水辺の交流館

- ・庄川水辺の交流館は、平成 19 年度に建築したことから、早急な大規模修繕・大規模改修は必要のない状況です。

◎総合評価

庄川の自然に親しむことができる住民の交流の場という目的施設であり、当面は維持することとし、将来の大規模改修時には改めてその目的施設としての必要性を見定めるため、在り方を検討します。

② 文化施設

文化施設
■ 将来のあるべき姿
・ホール施設は、本市に見合った規模となるよう集約・統廃合され、効率的な管理運営が行われているとともに、市民が芸術文化に親しむ場として維持されています。
■ 現状分析
文化施設
●サービスの提供
・文化施設は、本市の芸術文化の振興を図るための活動拠点としての役割を担っています。そのため、将来にわたって市民が芸術文化に親しむことができる環境を維持するためにも、特にホール施設については、持続可能な形での在り方を検討する必要があります。 ・3施設全てに指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、効率的・効果的な管理運営に努めています。
●施設機能
・各施設において、ホールの規模（席数）や特色が異なることから利用者にとって選択性が高いという利点がある一方で、供給過剰による利用者の奪い合いにつながる側面があります。それぞれの施設の利用状況を更に分析し、市民ニーズに見合った施設規模や機能を検討していく必要があります。
●整備手法
・3施設のいずれにおいても、建物や設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にありますが、特に、小杉文化ホールについては、開館以来、大規模改修や主要設備の更新を行っていないため、設備を中心に老朽化が顕著な状況にあります。

- ・ホール施設の維持・運営には毎年多額の費用が必要なことに加えて、今後、老朽化への対応が必要となることを踏まえ、効率的な管理運営に向けた文化施設の具体的な在り方検討を早急に進める必要があります。

◎総合評価

建物や設備の老朽化が進んでいることを踏まえ、市民ニーズに見合った1館の施設に見直すとともに、効率的かつ効果的な管理運営を目指すため、平成35年度（2023年度）までに施設の在り方を検討します。

2 社会教育系施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

社会教育系施設は、図書館と博物館等からなります。

本方針の対象とする図書館は、中央図書館、新湊図書館、正力図書館、下村図書館の4施設です。また、博物館等は、博物館、展示施設及び歴史的建造物等の6施設です。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
図書館	中央図書館	2,346	平成12	50	18	市直営	60,386	—	75,819	I	54.7	50.8
図書館	新湊図書館	2,003	昭和56 平成20改修	50	37	市直営	26,136	—	40,721	IV	48.3	45.9
図書館	正力図書館	373	昭和62	47	31	市直営	17,198	—	14,555	II	47.6	55.0
図書館	下村図書館	366	平成14	15	16	市直営	17,393	—	21,810	IV	48.9	48.3
博物館等	新湊博物館	1,994	平成10	50	20	市直営	9,334	—	98,344	III	51.1	37.3
博物館等	小杉展示館	287	明治44	24	107	指定管理	5,259	—	5,907	II	31.2	55.2
博物館等	竹内源造記念館	595	昭和9 平成25改修	24	84	指定管理	6,745	—	11,731	I	53.3	53.6
博物館等	陶房「匠の里」	1,190	平成元	24	29	指定管理	14,202	—	27,193	II	43.0	55.7
博物館等	大島絵本館	2,406	平成6	50	24	指定管理	35,918	—	114,108	III	50.1	49.7
博物館等	下村民俗資料館	113	昭和63	24	30	市直営	—	—	146	II	44.5	50.0

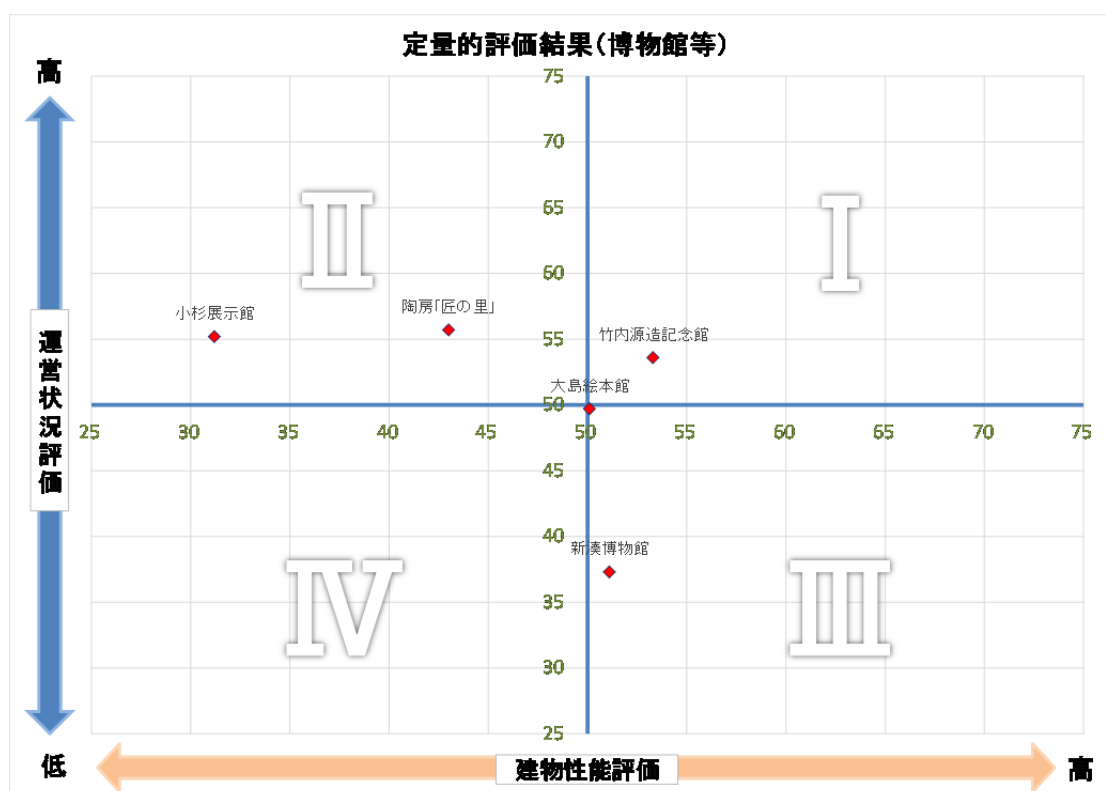
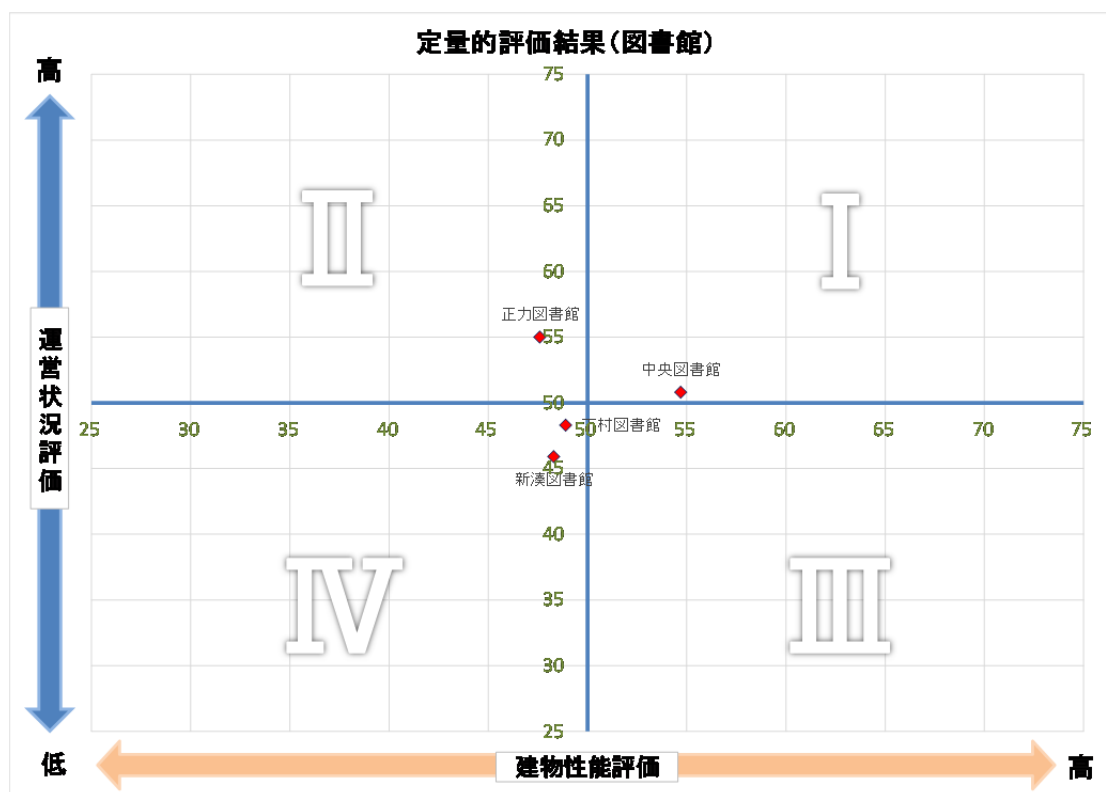
※新湊図書館は、新湊中央文化会館の施設内施設であることから、新湊図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、新湊中央文化会館と同じ値となっています。

※正力図書館は、大門総合会館の施設内施設であることから、正力図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、大門総合会館と同じ値となっています。

※下村図書館は、下村児童館との複合施設（下村交流センター）であることから、下村図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、下村児童館と同じ値となっています。

※下村民俗資料館は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



３）施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	建物の方向性		実施時期		
							整備手法	短期	中期	長期	
34	中央図書館	1次評価	I	54.7	50.8	市（直営）	集約化	保全 大規模改修			○
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
35	新湊図書館	1次評価	Ⅳ	48.3	45.9	市（直営）	集約化	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
36	正力図書館	1次評価	Ⅱ	47.6	55.0	市（直営）	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
37	下村図書館	1次評価	Ⅳ	48.9	48.3	市（直営）	転用 廃止・休止	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
38	新湊博物館	1次評価	Ⅲ	51.1	37.3	市（直営）	現状維持	保全 建替 大規模改修	○	○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
39	小杉展示館	1次評価	Ⅱ	31.2	55.2	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
40	竹内源造記念館	1次評価	I	53.3	53.6	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
41	陶房「匠の里」	1次評価	Ⅱ	43.0	55.7	民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						
42	大島絵本館	1次評価	Ⅲ	50.1	49.7	市（民間活用）	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
43	下村民俗資料館	1次評価	Ⅱ	44.5	50.0	市（直営） 市（市民協働）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						

【個別の補足事項】

◎図書館は、中央図書館と新湊図書館による１本館１分館体制への移行を進めることとします。

なお、新湊図書館の整備手法については、新湊中央文化会館の在り方検討の結果を踏まえ検討します。

◎新湊博物館は、短期期間において展示室のリニューアル改修を、中期・長期期間において大規模改修を検討します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

（２）施設分類別の現状分析と課題

① 図書館

図書館
■ 将来のあるべき姿
・人口減少に伴う一定の利用者減少傾向の中にあっても、１本館１分館体制とすることで、専門図書を含めた蔵書の充実とレファレンスサービスが強化されています。また、運用形態の工夫により、読書会や読み聞かせ会などの企画等が行われ、幅広い年代において満足度の高い図書館として利用されています。
■ 現状分析
図書館
●サービスの提供
・図書館は、新湊地区、小杉地区、大門地区及び下村地区に配置されており、利用者にとって利便性が高い状況にありますが、その一方で、将来にわたり現状を維持していくこ

とは困難なことから、「将来のあるべき姿」で示した 1 本館 1 分館体制への移行を図りながら、施設で提供するサービスの充実について検討する必要があります。

●施設機能

- ・現状においては、施設ごとに規模が異なり、年間利用者数にも開きがあることから、再編においては、市全体のニーズに応じた施設規模について検討する必要があります。

●整備手法

- ・中央図書館を除いた 3 館は、いずれも施設内施設であり、主たる施設の在り方検討の結果に影響を受ける面がありますが、1 本館 1 分館体制とする上で適正配置を踏まえた検討が必要です。

◎総合評価

公共施設等総合管理計画に掲げている 1 本館 1 分館とするには、市域全体を俯瞰した上で利用者の利便性に配慮した施設配置とする必要があるため、市北部と南部に配置することを基本とします。

そのため、中央図書館と新湊図書館に集約することとして、正力図書館、下村図書館については廃止として建物の転用を検討することとします。

ただし、中央図書館を除く 3 館は施設内施設であることから、整備手法についてはそれぞれの主たる施設と同様の考えとします。

② 博物館等

博物館等
■ 将来のあるべき姿
・展示施設は集約統合され、展示内容が一層充実し、市内外から多くの人が訪れています。 ・歴史的建造物は、地域団体による管理運営が行われ、歴史と文化が薫るまちづくりの拠点となっています。
■ 現状分析
博物館及び展示施設 ●サービスの提供 ・新湊博物館は、資料展示のほか、資料の収集・保管・調査研究・生涯学習に資する事業を行っています。資料の収集・保管・調査研究は市が直接行うことが適当であることから、施設で実施する事業と施設管理を一体的に行うため、市直営の施設としています。 ・新湊博物館と下村民俗資料館を除いた各施設では、指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、企画展やイベントの開催・運営をはじめとした効率的・効果的な施設運営に努めています。 ・陶房「匠の里」は、全国的には同様の事業を行う民間施設が存在することから、ニーズや施設の役割を踏まえたサービスの提供主体について検討する必要があります。 ●施設機能 ・新湊博物館は、展示内容の見直しによる魅力向上を図るため、展示環境の改善について検討する必要があります。 ・陶房「匠の里」は、陶芸教室等による収入により施設のフルコストの約 50 パーセントを賄っており、他の施設と比較しても高い収益性を有している一方で、和室や会議室等の貸室はほとんど利用されていない状況です。 ・大島絵本館は、事業運営及び施設の維持管理コストに見直しの余地がないか検討する必要があります。

●整備手法

- ・新湊博物館は、開館から 20 年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・陶房「匠の里」は、法定耐用年数を超過していることから、施設の今後の在り方について検討する必要があります。
- ・大島絵本館は、開館から 24 年が経過しています。開館以来、大規模改修や主要設備の更新を行っていないため、設備を中心に老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・下村民俗資料館は、明治時代の米蔵の柱材等を再利用して建設した復元建物であり、展示施設としての有効活用について検討する必要があります。

◎総合評価

新湊博物館は、後世に本市の歴史を継承し、また学習する施設として必要な改修等を行いながら維持します。

陶房「匠の里」は民間事業者でサービスを提供している事例もあることから、また大島絵本館は効率的かつ効果的な管理運営の下で絵本文化事業を推進する観点から、文化施設とあわせて平成 35 年度（2023 年度）までに施設の在り方を検討します。

歴史的建造物

- ・国登録有形文化財である小杉展示館及び竹内源造記念館は適切に維持保存を図っていきます。
- ・引き続き、地域団体を指定管理者とし、歴史と文化が薫るまちづくりの拠点として活用されるよう努めていきます。

3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

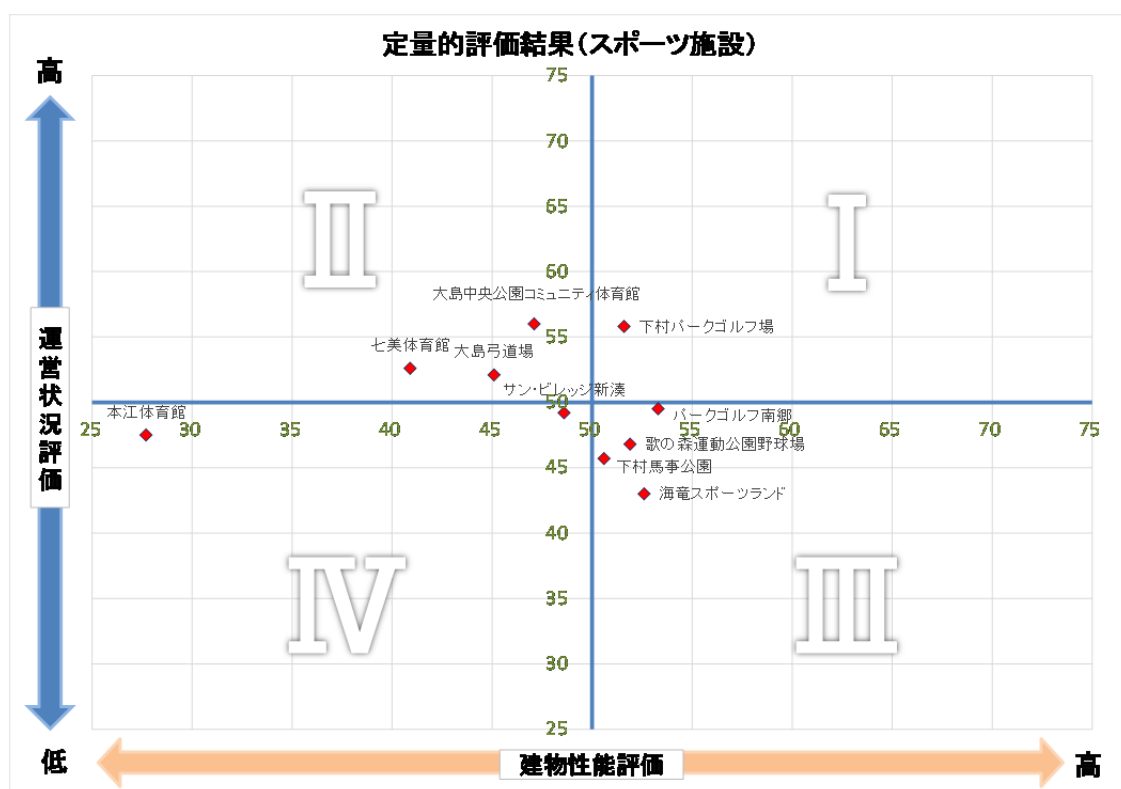
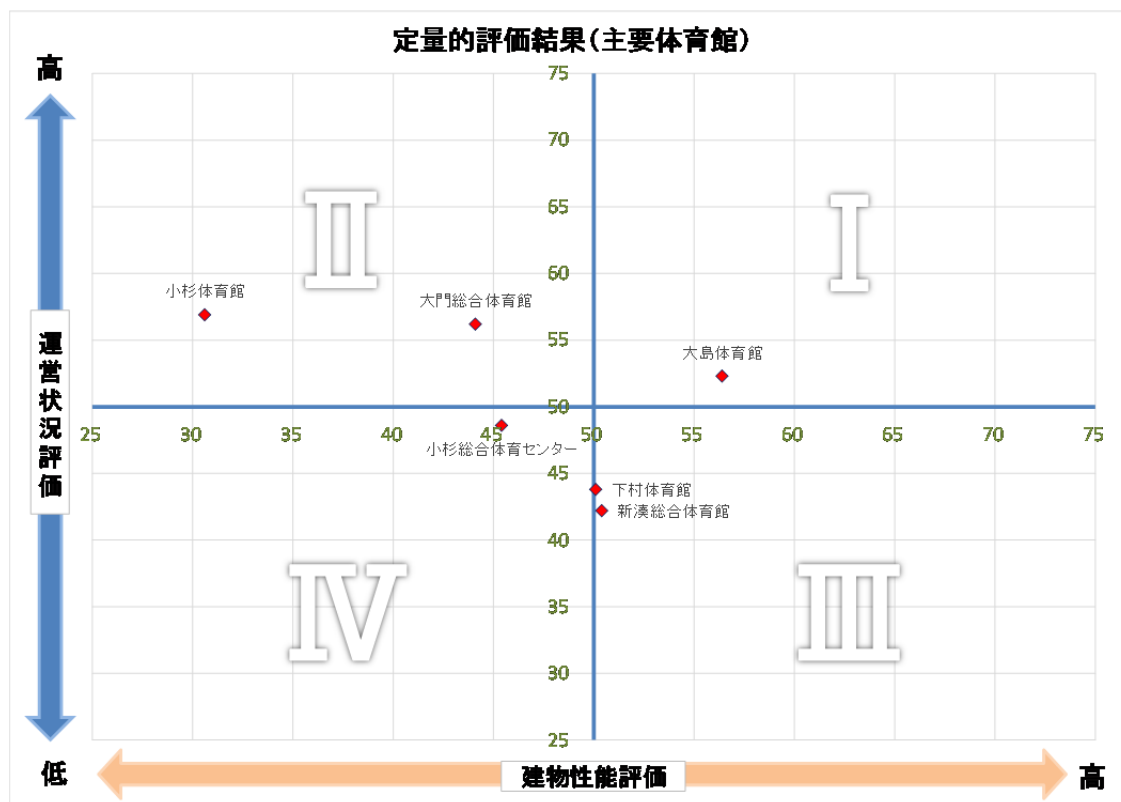
スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設とレクリエーション・観光施設からなります。

本方針の対象とするスポーツ施設は、主要体育館6施設などの全部で16施設です。
その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
スポーツ施設	新湊総合体育館	8,846	昭和61	47	32	指定管理	100,937	34.2%	99,754	Ⅲ	50.4	42.2
スポーツ施設	小杉総合体育センター	6,762	平成4	47	26	指定管理	86,573	53.5%	73,506	Ⅳ	45.4	48.6
スポーツ施設	小杉体育館	4,290	昭和56	47	37	指定管理	106,731	33.3%	42,393	Ⅱ	30.6	56.9
スポーツ施設	大門総合体育館	3,214	昭和57	47	36	指定管理	87,433	34.6%	30,236	Ⅱ	44.1	56.2
スポーツ施設	大島体育館	3,966	平成12	47	18	指定管理	64,180	53.9%	37,920	Ⅰ	56.4	52.3
スポーツ施設	下村体育館	1,225	昭和60	47	33	指定管理	13,823	51.1%	16,210	Ⅲ	50.1	43.8
スポーツ施設	大島中央公園コミュニティ体育館	404	昭和63 平成30改修	22	30	市民協働	8,043	37.2%	3,209	Ⅱ	47.1	56.0
スポーツ施設	七美体育館	500	昭和57	34	36	市直営	5,577	12.6%	706	Ⅱ	40.9	52.6
スポーツ施設	本江体育館	496	昭和55	34	38	市直営	2,344	7.8%	534	Ⅳ	27.7	47.5
スポーツ施設	サン・ビレッジ新湊	300	平成8	50	22	指定管理	12,903	25.3%	9,449	Ⅳ	48.6	49.2
スポーツ施設	歌の森運動公園野球場	823	平成8	50	22	市直営	8,903	20.7%	11,342	Ⅲ	51.9	46.8
スポーツ施設	大島弓道場	801	平成5	34	25	指定管理	17,639	—	9,122	Ⅱ	45.1	52.1
スポーツ施設	海竜スポーツランド	3,397	平成10	38	20	指定管理	89,845	—	101,497	Ⅲ	52.6	43.0
スポーツ施設	パークゴルフ南郷	250	平成19	15	11	指定管理	38,306	—	15,738	Ⅲ	53.3	49.5
スポーツ施設	下村パークゴルフ場	529	平成11	38	19	指定管理	46,974	—	20,021	Ⅰ	51.6	55.8
スポーツ施設	下村馬事公園	767	平成7	17	23	指定管理	3,736	—	4,850	Ⅲ	50.6	45.7

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期		
								施設機能	整備手法	短期	中期	長期
1次評価	Ⅲ	50.4	42.2	市（民間活用） 民間事業者	集約化	保全 大規模改修						
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
45	小杉総合体育センター	1次評価	Ⅳ	45.4	48.6	市（民間活用） 民間事業者	集約化	保全 大規模改修		○		
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
46	小杉体育館	1次評価	Ⅱ	30.6	56.9	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体		○		
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
47	大門総合体育館	1次評価	Ⅱ	44.1	56.2	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体		○		
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
48	大島体育館	1次評価	Ⅰ	56.4	52.3	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体		○	○	
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
49	下村体育館	1次評価	Ⅲ	50.1	43.8	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体		○		
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
50	大島中央公園コミュニティ体育館	1次評価	Ⅱ	47.1	56.0	廃止・休止	転用	大規模改修	○			
2次評価		非継続	処分									
51	七美体育館	1次評価	Ⅱ	40.9	52.6	廃止・休止	廃止・休止	解体	○			
2次評価		非継続	処分									
52	本江体育館	1次評価	Ⅳ	27.7	47.5	廃止・休止	廃止・休止	解体	○			
2次評価		非継続	処分									
53	サン・ビレッジ新湊(管理棟)	1次評価	Ⅳ	48.6	49.2	廃止・休止	廃止・休止	保全	○			
2次評価		統合連携 して継続	集約化									
54	歌の森運動公園野球場	1次評価	Ⅲ	51.9	46.8	市（民間活用）	現状維持	保全				
2次評価		継続	存続 (当面)									
55	大島弓道場	1次評価	Ⅱ	45.1	52.1	市（民間活用）	在り方検討	在り方検討	○			
2次評価		継続	存続 (当面)									
56	海竜スポーツランド	1次評価	Ⅲ	52.6	43.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修	○			
2次評価		継続	存続 (当面)									
57	パークゴルフ南郷	1次評価	Ⅲ	53.3	49.5	市（民間活用）	現状維持	保全				
2次評価		非継続	処分									
58	下村パークゴルフ場	1次評価	Ⅰ	51.6	55.8	市（民間活用）	現状維持	保全				
2次評価		非継続	処分									
59	下村馬事公園	1次評価	Ⅲ	50.6	45.7	市（民間活用） 民間事業者	在り方検討	在り方検討	○			
2次評価		非継続	処分									

【個別の補足事項】

◎サン・ビレッジ新湊の管理棟内のトレーニング室機能は、同様の機能が近隣の海竜スポーツランドに存在することから、廃止を検討します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① スポーツ施設

スポーツ施設
■ 将来のあるべき姿
・ 体育館は、使い勝手の良い拠点型施設に集約・統廃合され、施設機能の充実・強化が図られています。また、利用施設・利用機会は、学校開放やコミュニティセンター大集会室等の活用により確保され、スポーツ振興及び健康維持・増進に寄与しています。 ・ グラウンドは、避難場所の機能を備えた施設が存続しています。また、主に地域住民のみが利用するグラウンドは地域に移管され、地域のスポーツ振興が図られています。
■ 現状分析
主要体育館 ●サービスの提供 ・ 主要体育館は、新湊地区に1か所、小杉地区に2か所、また、大門地区、大島地区及び下地区にそれぞれ1か所ずつ立地しており、市内各地に分散していることから利用者にとって利便性が高い状況にあります。その一方で、将来にわたって現状の規模のままで維持することは費用の面からも困難な状況にあります。 ・ これまでも、各地区で組織された総合型地域スポーツクラブを指定管理者とし、専門性やノウハウを活用することにより、各種競技クラブ活動の運営やスポーツ教室の開催など多様なニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めています。 ・ 施設の集約・統合の検討と並行して、総合型地域スポーツクラブと課題を共有し、同クラブの統合を含めた協議を促していく必要があります。 ●施設機能 ・ 新湊総合体育館及び小杉総合体育センターは、大アリーナに約2,000席の観覧席を有しており、一定規模以上の競技大会などを開催できる施設（「競技用施設」）としての機能があります。 ・ 年間利用者数が最も多い小杉体育館には、トレーニングルームや常設の卓球室などがあり、その利用状況からも、個人利用者のニーズに対応した施設であるといえます。 ●整備手法 ・ 新湊総合体育館は、体育館と武道館からなりますが、体育館は開館から32年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。 ・ 小杉総合体育センターは、開館から26年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。 ・ 小杉体育館は、現行の耐震基準が施行される以前の建物であり、開館から37年が経過し老朽化が著しい施設です。 ・ 大門総合体育館は、開館から36年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。 ・ 大島体育館は、平成12年度に開館しており、早急な大規模修繕・大規模改修は必要のない状況です。 ・ 下村体育館は、開館から33年が経過し、建物、施設ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。 ・ 総合管理計画に示した、将来的な拠点型2館体制への移行に当たっては、施設の集約と

合わせて施設機能の充実を図るとともに、廃止する施設においても、民間譲渡により機能の継続を図るなど、市民ニーズに適したサービスの提供が継続できる手法について検討する必要があります。

◎総合評価

公共施設等総合管理計画に掲げている2館体制とするには、集約に伴う利用者のニーズに沿った増築の可否や交通アクセスの利便性、駐車スペースの確保などの環境面を踏まえつつ、市域全体を俯瞰した施設配置とする必要があるため、市北部と南部に配置することとします。

そのため、新湊総合体育館と小杉総合体育センターに集約することとして、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館については、民間事業者への譲渡を前提としつつ、健康づくりや憩いの場など地域に開放されたサービス提供の可能性を検討し、譲渡が困難な場合は解体を検討します。

地区体育館

- ・本江体育館は、現行の耐震基準が施行される以前の建物です。また、七美体育館及び本江体育館のいずれも建築から35年以上経過しており、建物、設備ともに老朽化が進んでいます。七美、本江のそれぞれの地域においてコミュニティセンターの整備（建替等）が予定されていることから、コミュニティセンターの整備に合わせて施設を廃止・解体し、コミュニティセンター内への機能移転を検討します。
- ・大島中央公園コミュニティ体育館は、冬期間や雨天時にも休憩や遊戯などに利用できる公園内の多目的施設として、平成30年度に大規模改修を実施しています。

◎総合評価

本江、七美体育館は、それぞれの地域においてコミュニティセンターの整備（建替等）が予定されていることから、コミュニティセンターの整備に合わせて施設を廃止・解体し、コミュニティセンター内への機能移転を検討します。

主要グラウンド

●施設機能

- ・サン・ビレッジ新湊には、夜間照明を有するグラウンドとトレーニング室を有する管理施設がありますが、トレーニング室については、近隣に海竜スポーツランドがあることから機能が重複しています。

◎総合評価

サン・ビレッジ新湊（管理棟）のトレーニング室については、近隣の海竜スポーツランドと機能が重複していることから廃止することを検討します。

海竜スポーツランド

●サービスの提供

- ・海竜スポーツランドは、市体育協会を指定管理者とし、専門性やノウハウを活用することにより、各種スポーツ教室の開催など多様なニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めています。
- ・堀岡小学校の学校プールとしての役割があります。

●施設機能

- ・室内温水プール（スポーツサウナ、ジャグジー付）、アリーナ及びトレーニングジム等が

あり、県内の類似施設と比較しても、充実した機能を有しています。

●整備手法

- ・開館から 20 年が経過し、設備の老朽化が著しい状況にあります。室内温水プールに関する設備の更新には、多額の費用が必要となります。

◎総合評価

市内で唯一のプール施設であり、学校プールとしての役割も担っていることから、必要な改修を行い維持することを基本とします。

その他の競技専用施設（歌の森運動公園野球場、大島弓道場、パークゴルフ場 2 施設、下村馬事公園）

●施設機能

- ・大島弓道場は、市内で唯一の競技専用施設ですが、開館から 25 年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。

◎総合評価

歌の森運動公園野球場は、同運動公園内の競技専用施設のひとつとして、適切に維持保全します。

大島弓道場は、老朽化が進んでいること、また全国の自治体には体育館に併設している弓道場もあることから、競技専用施設の必要性を踏まえ、存廃を含めた在り方を検討します。

パークゴルフ場については、本市が掲げる「パークゴルフの里 射水」を全国に発信しつつ、交流促進や健康増進、生きがいを推進するため、引き続き維持保全に努めます。

下村馬事公園は、公共がサービスを提供していくことの必要性について見直しの余地があることから、存廃を含めた在り方を検討します。

4 産業系施設

（１）本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする産業系施設は、農村環境改善センター 3 施設、道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館及び大門コミュニティセンターの 7 施設です。

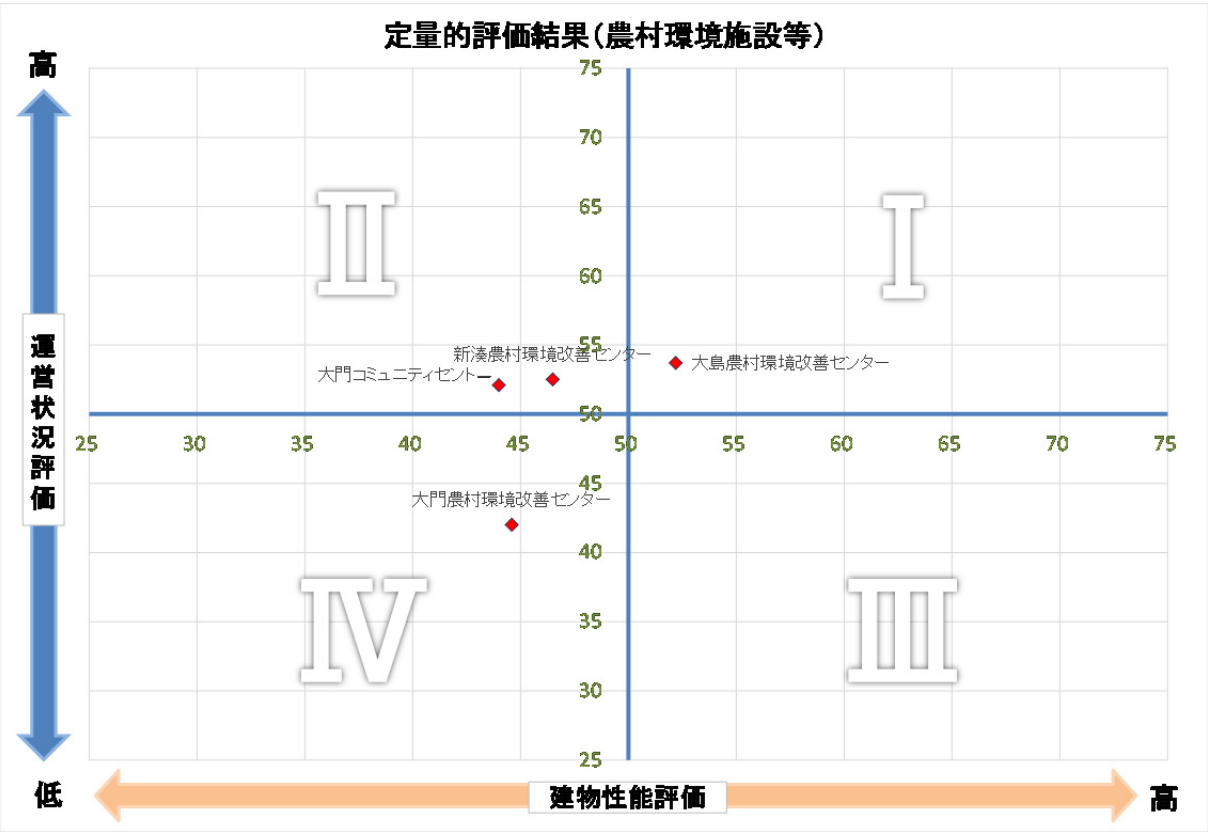
その概要は、以下のとおりです。

1）対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
産業系施設	新湊農村環境改善センター	952	平成8	47	22	指定管理	20,634	8.5%	14,453	Ⅱ	46.5	52.5
産業系施設	大門農村環境改善センター	1,163	平成元	47	29	指定管理	5,019	5.3%	19,671	Ⅳ	44.6	42.0
産業系施設	大島農村環境改善センター	1,039	平成10	47	20	指定管理	20,722	21.3%	18,899	Ⅰ	52.2	53.7
産業系施設	川の駅新湊	559	平成20	50	10	指定管理	60,451	—	28,435	Ⅰ	56.0	50.0
産業系施設	道の駅新湊	979	平成10	38	20	指定管理	739,988	—	27,636	Ⅰ	54.5	50.0
産業系施設	いみず観光情報館	168	平成16	38	14	指定管理	7,542	—	2,034	Ⅰ	59.4	50.0
産業系施設	大門コミュニティセンター	1,122	昭和62	47	31	指定管理	45,463	—	33,688	Ⅱ	44.0	52.1

※いみず観光情報館は、平成 29 年度から指定管理者制度を導入し、開館時間及び開館日数の見直しなど運営状況が変化していることから、定量的評価（運営状況）の偏差値は 50.0 とします。また、これにより、評価対象となる地域振興・休憩施設は、道の駅新湊及び川の駅新湊の 2 施設となり、偏差値の計算ができなくなることから、道の駅新湊及び川の駅新湊についても、定量的評価（運営状況）の偏差値を 50.0 とします。（また、定量的評価の分布図は表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期			
						施設機能	整備手法	短期	中期	長期	
60	新湊農村環境改善センター	1次評価	Ⅱ	46.5	52.5	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	処分						
61	大門農村環境改善センター	1次評価	Ⅳ	44.6	42.0	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	処分						
62	大島農村環境改善センター	1次評価	Ⅰ	52.2	53.7	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	転用						
63	川の駅新湊	1次評価	Ⅰ	56.0	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
64	道の駅新湊	1次評価	Ⅰ	54.5	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
65	いみず観光情報館	1次評価	Ⅰ	59.4	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
66	大門コミュニティセントリー	1次評価	Ⅱ	44.0	52.1	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① 産業系施設

産業系施設
■ 将来のあるべき姿
・設置意義が低下している施設及び本来の目的以外に利用されている施設は、市の施設としては廃止し、民間への売却や民間活用が図られ、民間の専門性やノウハウを活用することにより、多様なニーズに柔軟な対応が可能となっています。
■ 現状分析
農村環境改善センター及び大門コミュニティセントリー ●サービスの提供 ・農村環境改善センターは、農村生活の環境整備、健康増進及び地域連帯感の醸成を目的に設置した施設ですが、農業者団体による利用が減少し、主に一般の利用者が貸館施設として利用している現状にあります。 ・新湊農村環境改善センターには陶芸創作室、大門農村環境改善センターと大島農村環境改善センターには多目的ホールがあるなど、それぞれに特色はあるものの、主に文化・スポーツ教室や研修等の貸室として機能しています。農村環境改善センター以外にも、集会施設や文化施設などにおいて貸室を提供していることから、これらと機能が重複している状況にあります。 ・大門コミュニティセントリーは、市内企業の従業員及び住民の福祉増進等を目的として、公衆浴場入浴料統制料金と同額でサービスを提供していますが、民間の入浴施設とサービスが重複していることを踏まえ、在り方を検討する必要があります。 ●施設機能 ・新湊農村環境改善センター及び大門農村環境改善センターの稼働率は、10 パーセントに満たない状況にあることから、貸室としての必要性について検討する必要があります。 ●整備手法 ・農村環境改善センターについては、今後、老朽化による修繕費の増加が見込まれることを踏まえ、農村環境改善センターと同じく貸室機能を有している他の施設を含め、提供すべきサービス・施設機能の在り方を整理する必要があります。 ・大門コミュニティセントリーは、開館から 31 年が経過し、建物、入浴設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。 ◎総合評価 農村環境改善センターは、本来の農業者団体の利用が減少し、主に一般利用者が貸室として利用していることから、同様の貸室機能を有している施設との統廃合を含めた在り方を検討します。 大門コミュニティセントリーは、老朽化への対応を検討する前に、提供すべきサービス・施設機能の在り方を検討します。
その他の産業系施設（道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館） ・道の駅新湊は、年間約 700,000 人以上の利用があり、市の観光振興を進める上で、重要な情報発信拠点としての役割を担っています。また、指定管理者制度を導入し、民間の専門性やノウハウを活用し、観光客のニーズに対応した観光情報の提供に努めています。 ・川の駅新湊及びいみず観光情報館は、本市の重要な観光資源である、いみずベイエリア

の観光拠点としての役割を担っています。また、指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、観光客のニーズに対応した観光情報の提供に努めています。

◎総合評価

道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館は、観光振興を推進する観点から必要な修繕を行いながら維持します。

5 学校教育系施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

学校教育系施設は、学校とその他教育施設からなります。

本方針の対象とする学校は、市内全ての小・中学校 21 施設（小学校 15 施設、中学校 6 施設）です。また、その他教育施設は、学校給食センターです。

その概要は、以下のとおりです。

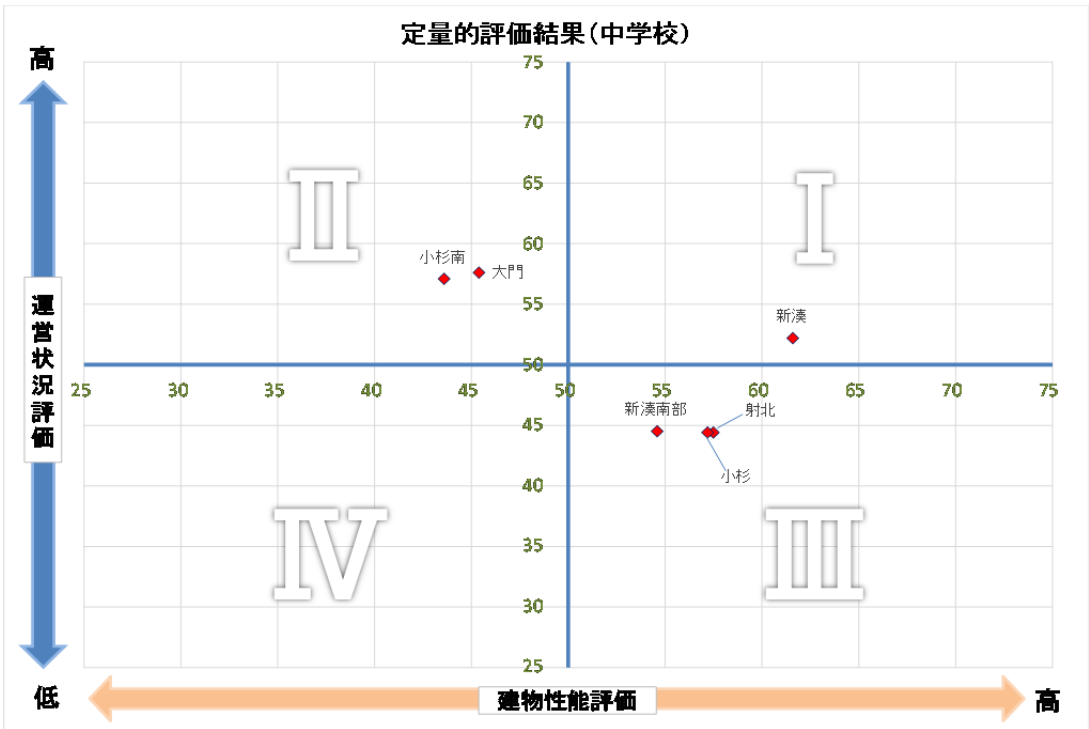
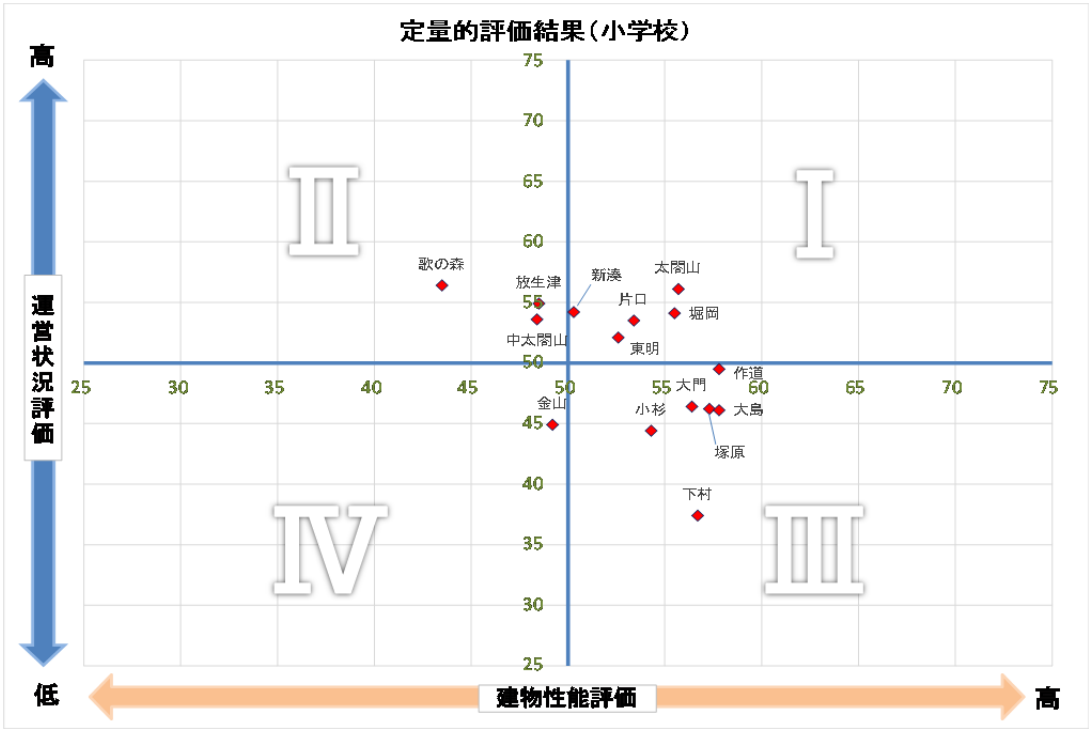
1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
学校教育系施設	放生津小学校	6,314	平成元	47	29	市直営	児童数 183人	—	40,401	Ⅱ	48.5	54.9
学校教育系施設	新湊小学校	7,238	平成3	47	27	市直営	児童数 303人	—	58,371	Ⅰ	50.3	54.2
学校教育系施設	作道小学校	5,412	昭和56 平成24改修	47	37	市直営	児童数 302人	—	65,978	Ⅲ	57.8	49.5
学校教育系施設	片口小学校	5,516	昭和59	47	34	市直営	児童数 250人	—	51,416	Ⅰ	53.4	53.5
学校教育系施設	堀岡小学校	4,968	平成14	47	16	市直営	児童数 143人	—	34,820	Ⅰ	55.5	54.1
学校教育系施設	東明小学校	6,283	昭和47 平成19改修	47	46	市直営	児童数 330人	—	64,512	Ⅰ	52.6	52.1
学校教育系施設	塚原小学校	5,013	昭和55 平成24改修	47	38	市直営	児童数 153人	—	54,130	Ⅲ	57.3	46.2
学校教育系施設	小杉小学校	8,537	昭和45 平成21改修	47	48	市直営	児童数 596人	—	119,377	Ⅲ	54.3	44.4
学校教育系施設	金山小学校	3,101	昭和50 平成13改修	47	43	市直営	児童数 60人	—	27,445	Ⅳ	49.2	44.9
学校教育系施設	歌の森小学校	6,081	昭和57 平成29改修	47	36	市直営	児童数 427人	—	55,440	Ⅱ	43.5	56.4
学校教育系施設	太閤山小学校	9,069	平成17	47	13	市直営	児童数 443人	—	65,902	Ⅰ	55.7	56.1
学校教育系施設	中太閤山小学校	8,271	昭和52 平成18改修	47	41	市直営	児童数 340人	—	65,978	Ⅱ	48.4	53.6
学校教育系施設	大門小学校	11,136	平成17	47	13	市直営	児童数 861人	—	135,008	Ⅲ	56.4	46.4
学校教育系施設	下村小学校	4,908	昭和45 平成23改修	47	48	市直営	児童数 89人	—	52,525	Ⅲ	56.7	37.4
学校教育系施設	大島小学校	10,318	昭和51 平成25改修	47	42	市直営	児童数 715人	—	127,082	Ⅲ	57.8	46.1
学校教育系施設	新湊中学校	8,009	平成26	47	4	市直営	生徒数 283人	—	62,083	Ⅰ	61.6	52.2
学校教育系施設	新湊南部中学校	7,509	平成20	47	10	市直営	生徒数 225人	—	69,193	Ⅲ	54.6	44.5
学校教育系施設	射北中学校	8,845	昭和53 平成24改修	47	40	市直営	生徒数 376人	—	101,108	Ⅲ	57.5	44.4
学校教育系施設	小杉中学校	11,760	昭和54 平成25改修	47	39	市直営	生徒数 740人	—	149,822	Ⅲ	57.2	44.4
学校教育系施設	小杉南中学校	8,946	昭和58 平成29改修	47	35	市直営	生徒数 362人	—	59,699	Ⅱ	43.6	57.1
学校教育系施設	大門中学校	10,645	昭和47 平成9改修	47	46	市直営	生徒数 796人	—	94,764	Ⅱ	45.4	57.6

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	I	偏差値	
											建物 性能	運営 状況
学校教育系施設	学校給食センター	2,181	平成22	31	8	市直営	—	—	199,782	I	55.4	50.0

※学校給食センターは、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は 50.0 としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2）定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	整備手法	実施時期			
								短期	中期	長期	
67	放生津小学校	1次評価	Ⅱ	48.5	54.9	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		—	—						
68	新湊小学校	1次評価	Ⅰ	50.3	54.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		—	—						
69	作道小学校	1次評価	Ⅲ	57.8	49.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
70	片口小学校	1次評価	Ⅰ	53.4	53.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
71	堀岡小学校	1次評価	Ⅰ	55.5	54.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
72	東明小学校	1次評価	Ⅰ	52.6	52.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
73	塚原小学校	1次評価	Ⅲ	57.3	46.2	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
74	小杉小学校	1次評価	Ⅲ	54.3	44.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
75	金山小学校	1次評価	Ⅳ	49.2	44.9	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
76	歌の森小学校	1次評価	Ⅱ	43.5	56.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
77	太閤山小学校	1次評価	Ⅰ	55.7	56.1	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
78	中太閤山小学校	1次評価	Ⅱ	48.4	53.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
79	大門小学校	1次評価	Ⅲ	56.4	46.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
80	下村小学校	1次評価	Ⅲ	56.7	37.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
81	大島小学校	1次評価	Ⅲ	57.8	46.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
82	新湊中学校	1次評価	Ⅰ	61.6	52.2	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
83	新湊南部中学校	1次評価	Ⅲ	54.6	44.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
84	射北中学校	1次評価	Ⅲ	57.5	44.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
85	小杉中学校	1次評価	Ⅲ	57.2	44.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
86	小杉南中学校	1次評価	Ⅱ	43.6	57.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○		○
		2次評価		—	—						

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)				サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期
				施設機能	整備手法				短期	中期	長期	
87	大門中学校	1次評価	Ⅱ	45.4	57.6	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○			
		2次評価		—	—							
88	学校給食センター	1次評価	Ⅰ	55.4	50.0	市(民間活用)	現状維持	保全				
		2次評価		継続	存続 (当面)							

※学校は、児童・生徒にとって望ましい教育環境の観点から検討すべき施設であることを踏まえ、定性的評価の対象外とします。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① 学校教育系施設

学校教育系施設								
■ 将来のあるべき姿								
・小・中学校は、文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえた適正な規模に集約され、児童・生徒の教育環境が良好に保たれています。								
■ 現状分析								
学校								
●サービスの提供								
・小学校は、新湊地区に7校、小杉地区に5校、大門地区に1校、大島地区に1校、下地区に1校立地しています。								
・中学校は、新湊地区に3校、小杉・下地区に2校、大門・大島地区に1校立地しています。								
●施設機能								
・各校の児童数、生徒数、特別支援学級を除く学級数と今後の見込みは次のとおりです。								
単位：人（括弧内は学級数）								
小学校名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
放生津	166 (6)	158 (6)	143 (6)	141 (6)	125 (6)	125 (6)	124 (6)	105 (6)
新湊	299 (12)	290 (12)	269 (12)	250 (10)	234 (8)	220 (7)	210 (7)	208 (8)
作道	292 (11)	312 (11)	337 (12)	341 (12)	352 (12)	341 (12)	354 (12)	340 (12)
片口	240 (10)	235 (9)	226 (8)	206 (7)	204 (8)	207 (9)	203 (8)	182 (6)
堀岡	131 (6)	139 (6)	144 (6)	142 (6)	133 (6)	129 (6)	135 (6)	136 (6)
東明	313 (12)	292 (12)	286 (12)	286 (11)	275 (11)	276 (11)	266 (11)	273 (12)
塚原	158 (6)	157 (6)	141 (6)	141 (6)	136 (6)	123 (6)	123 (6)	112 (6)
小杉	585 (18)	572 (17)	572 (17)	574 (18)	604 (20)	607 (20)	617 (19)	625 (18)
金山	58 (6)	61 (6)	63 (6)	64 (6)	59 (6)	57 (6)	55 (6)	58 (6)
歌の森	426 (13)	427 (13)	425 (12)	430 (13)	436 (13)	440 (14)	438 (15)	439 (14)
太閤山	431 (14)	402 (12)	388 (12)	376 (12)	363 (12)	360 (12)	346 (12)	339 (12)
中太閤山	343 (12)	318 (12)	323 (12)	330 (11)	321 (11)	320 (11)	303 (11)	307 (12)
大門	821 (24)	803 (23)	762 (22)	715 (21)	666 (19)	616 (18)	580 (18)	550 (18)
大島	708 (21)	694 (20)	666 (19)	642 (19)	626 (19)	633 (19)	634 (20)	632 (19)
下村	84 (6)	85 (6)	85 (6)	75 (6)	70 (6)	66 (6)	62 (6)	60 (6)

※H29は平成29年5月1日時点、H30は平成30年4月1日時点、H31以降は推計値です。
 ※括弧内は特別支援学級を除く学級数を表示しています。
 ※H31以降の学級数は、第1, 2学年を35人学級、第3, 4, 5, 6学年を40人学級で計算しています。

単位：人（括弧内は学級数）

中学校名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
新湊	267 (9)	256 (8)	252 (9)	250 (9)	250 (8)	236 (8)	219 (7)	207 (6)
新湊南部	219 (6)	205 (6)	204 (7)	214 (7)	228 (7)	250 (7)	246 (8)	255 (8)
射北	361 (11)	370 (11)	381 (11)	378 (11)	382 (12)	357 (12)	325 (10)	308 (10)
小杉	724 (19)	685 (18)	669 (19)	686 (19)	657 (18)	667 (19)	648 (19)	645 (18)
小杉南	345 (11)	337 (9)	332 (10)	327 (9)	304 (9)	305 (10)	307 (10)	291 (9)
大門	775 (21)	764 (20)	779 (21)	797 (22)	813 (23)	796 (23)	737 (21)	688 (19)

※H29 は平成 29 年 5 月 1 日時点、H30 は平成 30 年 4 月 1 日時点、H31 以降は推計値です。

※括弧内は特別支援学級を除く学級数を表示しています。

※H31 以降の学級数は、第 1 学年を 35 人学級、第 2, 3 学年を 40 人学級で計算しています。

◎総合評価

小・中学校については、「射水市学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成 22 年度策定）を基に、児童生徒数の将来見込み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい適正規模・適正配置化を図ります。

学校給食センター

◎総合評価

新湊地区の小・中学校は自校調理方式を採用していないことから、児童・生徒の給食調理及び配達の拠点施設として、維持保全します。

6 子育て支援施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

子育て支援施設は、保育園・幼稚園、幼児・児童施設からなります。

本方針の対象とする保育園・幼稚園は、市内全ての市立保育園・幼稚園 15 施設（うち幼稚園は 2 施設）です。また、幼児・児童施設は児童館が 5 施設、その他施設は子ども子育て総合支援センターです。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
保育園・幼稚園	放生津保育園	899	昭和57	47	36	市直営	園児数 58人	定員充足率 96.7%	86,429	Ⅱ	42.6	50.4
保育園・幼稚園	八幡保育園	794	昭和50	47	43	市直営	園児数 35人	定員充足率 58.3%	71,251	Ⅳ	40.6	35.8
保育園・幼稚園	新湊保育園	1,007	昭和54	47	39	市直営	園児数 46人	定員充足率 76.7%	76,323	—	—	—
保育園・幼稚園	新湊西部保育園	586	昭和52	47	41	市直営	園児数 20人	定員充足率 66.7%	47,392	—	—	—
保育園・幼稚園	片口保育園	1,513	昭和51 平成28改修	47	42	市直営	園児数 137人	定員充足率 76.1%	171,315	Ⅰ	52.3	50.6
保育園・幼稚園	塚原保育園	898	昭和51 平成27改修	47	42	市直営	園児数 97人	定員充足率 74.6%	120,263	Ⅱ	46.2	50.6
保育園・幼稚園	金山保育園	458	昭和59 平成17改修	47	34	市直営	園児数 47人	定員充足率 78.3%	75,632	Ⅳ	45.7	46.2
保育園・幼稚園	大江保育園	578	昭和60 平成16改修	47	33	市直営	園児数 89人	定員充足率 98.9%	120,562	Ⅱ	48.6	50.8
保育園・幼稚園	千成保育園	1,070	昭和48 平成26改修	47	45	市直営	園児数 114人	定員充足率 95.0%	136,649	Ⅱ	48.3	54.4
保育園・幼稚園	池多保育園	365	昭和52 平成15改修	47	41	市直営	園児数 57人	定員充足率 95.0%	76,561	Ⅱ	45.8	50.1
保育園・幼稚園	大門きさら保育園	2,080	平成11	22	19	市直営	園児数 251人	定員充足率 89.6%	260,368	Ⅰ	53.5	55.7
保育園・幼稚園	大島南部保育園	636	平成8 平成30改修	22	22	市直営	園児数 79人	定員充足率 98.8%	107,761	Ⅱ	47.0	52.4
保育園・幼稚園	下村保育園	781	平成6	22	24	市直営	園児数 79人	定員充足率 98.8%	94,243	Ⅱ	44.5	55.2
保育園・幼稚園	七美幼稚園	455	昭和54	47	39	市直営	園児数 29人	定員充足率 58.0%	27,331	Ⅱ	42.3	50.4
保育園・幼稚園	大門わかば幼稚園	1,550	平成17	47	13	市直営	園児数 91人	定員充足率 58.7%	82,048	Ⅰ	59.3	50.5
幼児・児童施設	海老江児童センター	322	昭和55	47	38	市直営	4,988	—	11,821	Ⅳ	45.6	45.6
幼児・児童施設	太閤山児童館	196	昭和58 平成14改修	47	35	市直営	6,921	—	11,147	Ⅱ	46.5	52.7
幼児・児童施設	大門児童館 ※子ども子育て総合支援センター 内へ移転(H29～)	258	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	5,276	—	12,247	Ⅲ	55.0	46.1
幼児・児童施設	大島児童館	542	平成3	22	27	市直営	8,012	—	13,053	Ⅱ	44.6	52.9
幼児・児童施設	下村児童館	631	平成14	15	16	市直営	14,566	—	24,060	Ⅱ	48.9	52.8

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値	建物 性能	運営 状況
幼児・児童施設	子ども子育て総合支援センター ※旧大門庁舎を転用(H29～)	4,330	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	—	—	—	—	—	—

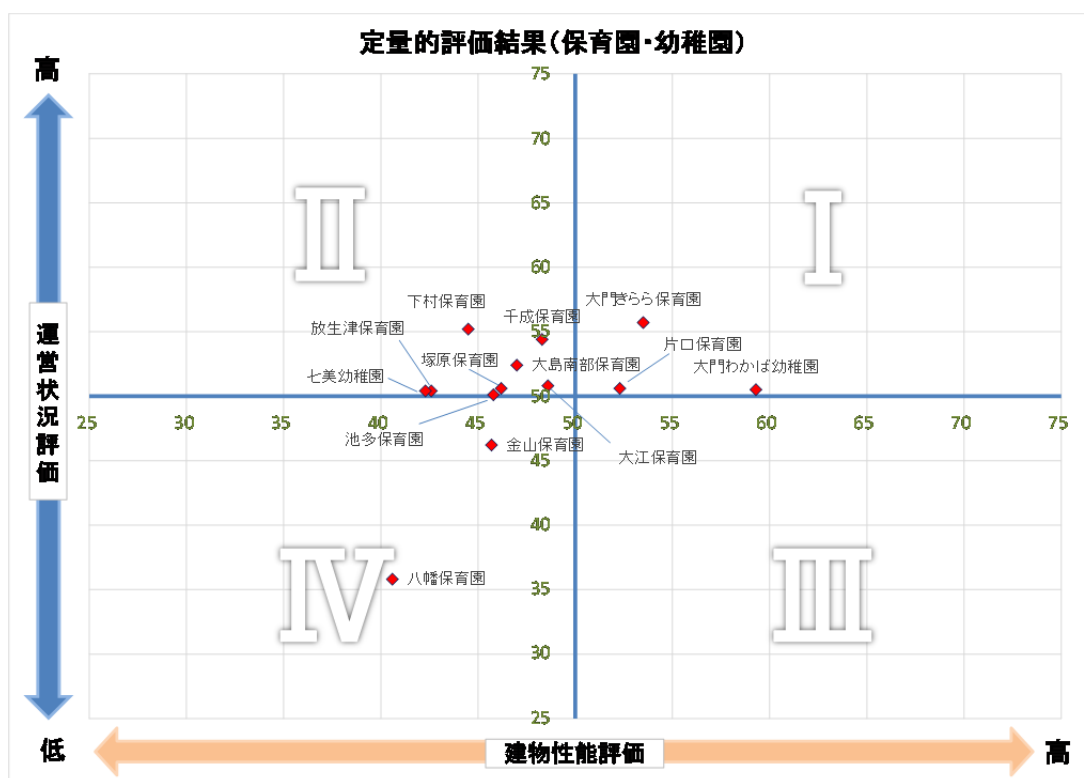
※新湊保育園と新湊西部保育園は平成32年度(2020年度)に統合し、民営の認定こども園を新設することから施設評価の対象外とします。

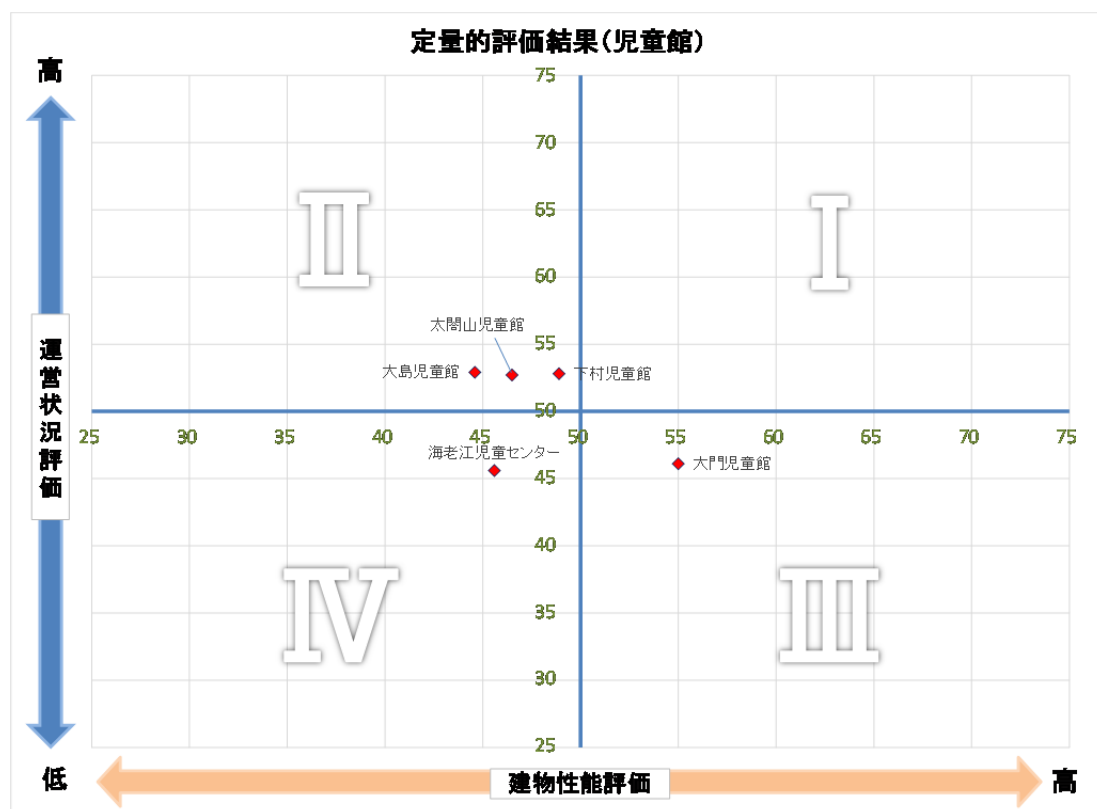
※大門児童館は、平成29年度から子ども子育て総合支援センター内の複合施設として移転しています。そのため、大門児童館の定量的評価(建物性能)の偏差値は、子ども子育て総合支援センターの値を用いています。

※下村児童館は、下村図書館との複合施設(下村交流センター)であることから、下村児童館の定量的評価(建物性能)の偏差値は、下村図書館と同じ値となっています。

※子ども子育て総合支援センターは平成29年度から供用を開始したため施設評価の対象外とします。

2) 定量的評価(1次評価)の分布図





3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期	
									施設機能	整備手法	短期	中期
89	放生津保育園	1次評価	Ⅱ	42.6	50.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
90	八幡保育園	1次評価	Ⅳ	40.6	35.8	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
91	新湊保育園	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	解体	○			
		2次評価		—	—							
92	新湊西部保育園	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	解体	○			
		2次評価		—	—							
93	片口保育園	1次評価	Ⅰ	52.3	50.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
94	塚原保育園	1次評価	Ⅱ	46.2	50.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
95	金山保育園	1次評価	Ⅳ	45.7	46.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
96	大江保育園	1次評価	Ⅱ	48.6	50.8	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
97	千成保育園	1次評価	Ⅱ	48.3	54.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
98	池多保育園	1次評価	Ⅱ	45.8	50.1	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期			
						施設機能	整備手法		短期	中期	長期	
99	大門きらら保育園	1次評価	I	53.5	55.7	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
100	大島南部保育園	1次評価	II	47.0	52.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
101	下村保育園	1次評価	II	44.5	55.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
102	七美幼稚園	1次評価	II	42.3	50.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
103	大門わかば幼稚園	1次評価	I	59.3	50.5	市(直営)	複合化	大規模改修	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
104	海老江児童センター	1次評価	IV	45.6	45.6	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討		○	○	
		2次評価		継続	処分							
105	太閤山児童館	1次評価	II	46.5	52.7	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討		○	○	
		2次評価		継続	処分							
106	大門児童館	1次評価	III	55.0	46.1	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	現状維持	保全				
		2次評価		継続	転用							
107	大島児童館	1次評価	II	44.6	52.9	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○		
		2次評価		継続	処分							
108	下村児童館	1次評価	II	48.9	52.8	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討		○	○	
		2次評価		継続	処分							
109	子ども子育て総合支援センター	1次評価	—	—	—	市(直営)	現状維持	保全				
		2次評価		—	—							
【個別の補足事項】 ◎平成 32 年度（2020 年度）に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設します。 ◎大門わかば幼稚園は、認定こども園化を含めて在り方を検討します。												

※計画期間について、短期（～2023 年度）、中期（2024～2033 年度）、長期（2034～2054 年度）としています。
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

（２）施設分類別の現状分析と課題

① 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園	
■ 将来のあるべき姿	
・ 保育園は、統廃合を含めた民営化が図られ、質の高い保育サービスが提供され、子育てしやすいまちとなっています。 ・ 幼稚園は、適正な規模に集約され、幼児教育が一層充実しています。	
■ 現状分析	
保育園・幼稚園 ●サービスの提供 ・ 本市の保育園・幼稚園は、市立が 15 園（うち幼稚園は 2 園）、私立が 15 園（うち幼稚園は 2 園、認定こども園は 2 園）となっています。	

- ・本市では、社会情勢の変化により多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実とより質の高い保育の提供を図るため、これまでも市立保育園の民営化を進めてきました。その中において、市立保育園は、保育サービスの供給を支え、子育て世帯にとってのセーフティネットの役割を担っています。
- ・保育環境の改善を図る必要があることから、今後も民営化を進めていくこととしています。入園状況や社会情勢、地域のセーフティネットの役割等を踏まえ、将来的には公立保育園は5園となるよう見直しを進めていく方針です。

●施設機能

- ・市立幼稚園（2園）の定員充足率は、市立保育園（13園）に比べて低い水準にあります。また、保育園の中での比較においても、定員充足率がやや低い保育園があることから、子育て世帯のニーズや将来的な入園児数を踏まえた上で、各園の機能整備について検討する必要があります。

●整備手法

- ・平成32年度（2020年度）に新湊保育園と新湊西部保育園を統廃合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設する予定です。
- ・入園児数の増加が見込めないため集団保育が困難となる場合や施設の老朽化等、保育環境の改善が必要となる場合には、保育園及び幼稚園の統廃合を検討する必要があります。
- ・幼稚園については、少子化に加えて保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の向上などにより、特に入園児数が減少していることから、認定こども園への移行を検討する必要があります。

◎総合評価

保育園・幼稚園は、「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針について」（平成28年度策定）に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方を検討していきます。

② 幼児・児童施設

幼児・児童施設

■ 将来のあるべき姿

- ・児童館は、コミュニティセンター内児童室としてその機能を確保し、地域に根差した児童の遊び場の提供、多世代交流の機会づくりといった、地域振興との相乗効果が生まれています。
- ・放課後児童クラブは、保護者・学校・地域と連携を深めながら、小学校の空きスペースを活用するなど、適正な規模で運営を行い、子どもの健全な育成を図り子育てしやすいまちとなっています。

■ 現状分析

児童館

●サービスの提供

- ・本市の児童館等は、市立が5館、私立が2館、コミュニティセンターにおいて地域振興会が運営する児童室が3施設となっています。

●施設機能

- ・児童館の年間利用者数は、少子化の影響により減少傾向にあります。
- ・大門児童館は、地域の児童館としてのみならず、子ども子育て総合支援センターの施設内施設として子育て家庭に幅広く利用されています。

●整備手法

- ・海老江児童センターは、開館から 38 年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・太閤山児童館は、開館から 35 年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・大島児童館は、開館から 27 年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・下村児童館は、下村図書館との複合施設である下村交流センター内の施設であることから、両施設の今後の方針と一体的に考える必要があります。

◎総合評価

児童館は、児童館又は地域のコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際には、「将来のあるべき姿」において示しているとおり、児童館機能をコミュニティセンター内へ移転することを基本に検討します。

大門児童館については、子ども子育て総合支援センターの施設内施設であることから、引き続き市直営とし、適切に維持保全します。

子ども子育て総合支援センター

- ・子ども子育て総合支援センターは、平成 29 年度に旧大門庁舎を改修・転用し設置しています。母子総合相談室、子どもの悩み総合相談室、子育て支援センター、幼児ことばの教室及び子ども発達相談室を集約しています。
- ・施設内施設として、大門地区センター及び大門児童館を配置し、相互に利便性の向上につなげています。

◎総合評価

妊娠、出産、子育て期にわたり切れ目ない相談・支援を行い、子どもを産み育てやすい環境の整備につながる事業の拠点として維持保全します。

7 保健福祉施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

保健福祉施設は、高齢者福祉施設、保健施設、その他社会福祉施設からなります。

本方針の対象とする高齢者福祉施設は、足洗老人福祉センター、小杉ふれあいセンター及びいきいき長寿館の3施設です。また、保健施設は、射水市保健センター、その他社会福祉施設は、小杉社会福祉会館及び新湊交流会館です。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

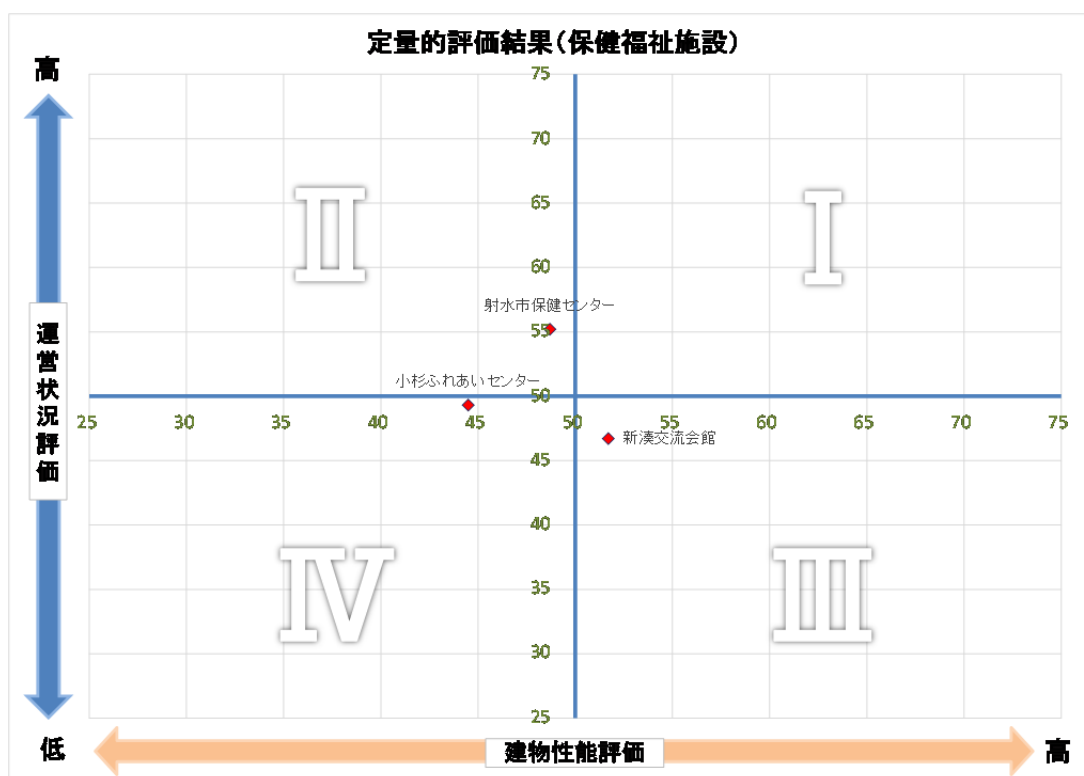
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
高齢者福祉施設	足洗老人福祉センター	1,406	昭和54 平成19改修	47	39	指定管理	40,646	—	6,879	—	—	—
高齢者福祉施設	小杉ふれあいセンター	1,028	昭和62	34	31	市直営	14,919	—	15,566	IV	44.5	49.3
高齢者福祉施設	いきいき長寿館 ※旧新湊中学校の武道館を 転用(H29～)	524	昭和63 平成28改修	22	30	市直営	—	—	—	—	—	—
保健施設	射水市保健センター	1,045	平成7	50	23	市直営	35,650	—	13,576	II	48.7	55.2
その他 社会福祉施設	小杉社会福祉会館	2,727	昭和53 平成32 改修予定	50	40	改修中の ため休止	34,003	—	30,310	—	—	—
その他 社会福祉施設	新湊交流会館	745	平成7 平成22改修	50	23	指定管理	8,456	8.4%	14,873	III	51.7	46.7

※足洗老人福祉センターは、平成31年度(2019年度)中を目途に民間譲渡に向けた協議を行っているため、施設評価の対象外とします。

※いきいき長寿館は、平成29年度から開館したため、施設評価の対象外とします。

※小杉社会福祉会館は、平成32年度(2020年度)のリニューアルに向けて改修工事のため、施設評価の対象外とします。

2) 定量的評価(1次評価)の分布図



3) 施設評価(総合評価)結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期		
								施設機能	整備手法	短期	中期	長期
110	足洗老人福祉センター	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	譲渡・貸付	○			
		2次評価		—	—							
111	小杉ふれあいセンター	1次評価	Ⅳ	44.5	49.3	民間事業者 廃止・休止	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○			
		2次評価		非継続	処分							
112	いきいき長寿館	1次評価	—	—	—	市(直営) 市（民間活用）	現状維持	保全				
		2次評価		—	—							
113	射水市保健センター	1次評価	Ⅱ	48.7	55.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○		
		2次評価		継続	存続 (当面)							
114	小杉社会福祉会館	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	複合化	大規模改修	○			
		2次評価		—	—							
115	新湊交流会館	1次評価	Ⅲ	51.7	46.7	市（民間活用） 民間事業者	現状維持 転用	保全 大規模改修 譲渡・貸付		○		
		2次評価		統合連携 して継続	転用							

※計画期間について、短期(～2023年度)、中期(2024～2033年度)、長期(2034～2054年度)としています。
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① 高齢者福祉施設

高齢福祉施設	
■ 将来のあるべき姿 ・ 高齢者福祉施設は、老年人口の動態を見据えた統廃合が進んでおり、民間の専門性やノウハウを活用し、多様な市民ニーズに沿った柔軟で効率的・効果的な運営が行われています。 ・ また、新規の施設を整備することなく、コミュニティセンター等の既存施設を活用したソフト事業が充実し、地域に密着した福祉サービスが提供されています。	
■ 現状分析	
● サービスの提供 ・ 足洗老人福祉センターは、指定管理者制度を導入していますが、施設の老朽化に加え、利用者が年々減少傾向にあります。 ・ 小杉ふれあいセンターは、平成 27 年度から施設の一部を介護予防型施設（拠点型ふれあいサロン）としましたが、利用者が伸び悩んだことなどから、平成 29 年度に拠点型ふれあいサロンを廃止しています。現状としては、施設を無料開放し、高齢者を中心に囲碁・将棋やサロン活動、会合等に利用されています。	
● 施設機能 ・ 小杉ふれあいセンターは、現在の利用状況を踏まえ、交流機能の確保に配慮しつつ、他の集会・交流機能を有する施設との均衡の観点から、民間事業者のノウハウを生かした活用方法を含め、施設機能を見直す必要があります。	
● 整備手法 ・ 足洗老人福祉センターは、平成 31 年度（2019 年度）中を目途に、その敷地及び温泉資源を活用した事業を展開できる民間事業者への譲渡に向けて協議を行っています。 ・ 小杉ふれあいセンターは、民間事業者のノウハウを生かした活用方法に併せ、整備手法を検討する必要があります。 ・ いきいき長寿館は、旧新湊中学校の武道館を改装し、高齢者が気軽に集い、活動できる介護予防施設として、平成 29 年度に開館した施設です。	
◎ 総合評価 足洗老人福祉センターは、平成 31 年度（2019 年度）中を目途に、民間事業者への譲渡を進めます。 小杉ふれあいセンターは、交流機能の確保に配慮しつつ、民間事業者への貸付けや譲渡の可能性を検討します。困難な場合は、交流機能の提供が可能な他施設への集約化を図り、廃止・解体を検討します。 いきいき長寿館は、介護予防施設として維持保全します。	

② 保健施設

保健施設	
■ 将来のあるべき姿 ・ 保健センターは、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるため、また健康で、質の高い充実した生涯を送るため、市民の総合的な保健サービスを行う拠点として効率的な運営が行われています。	

■ 現状分析

●サービスの提供

- ・保健センターは、地域保健法において設置が定められており、母子保健、成人保健及び健康づくりの拠点として引き続き維持します。

●施設機能

- ・乳幼児健診等の会場となっていますが、洋式トイレが1か所のみであったり、幼児用便器が設置されていないなど、保健事業を実施する上で、施設環境面の改善の余地があります。

●整備手法

- ・建築から23年が経過しており、今後は老朽化に対応して必要な修繕を行いながら維持するとともに、施設機能の向上を含めた整備手法を検討する必要があります。

◎総合評価

保健センターは、設置義務のある施設であり、必要な事業を実施していくため必要な修繕を行いながら維持します。

③ その他社会福祉施設

その他社会福祉施設

■ 将来のあるべき姿

- ・その他社会福祉施設は、他の施設との複合化によって機能の充実及び利便性の向上が図られた上で、社会福祉の拠点としての運営が行われています。

■ 現状分析

●サービスの提供

- ・新湊交流会館は、指定管理者制度を導入していますが、利用状況が低調であり、稼働率の改善に向けてニーズを捉えた柔軟な施設運営について検討する必要があります。

●施設機能

- ・新湊交流会館は、新湊地区における福祉活動の場としての役割も担っていることから、福祉機能に配慮しつつ、民間事業者のノウハウを生かした活用方法を含め、施設機能を検討する必要があります。

●整備手法

- ・小杉社会福祉会館は、現在、改修・改築工事のため休館しています。平成32年度（2020年度）には、生涯学習センターなど周辺施設の機能を複合化しリニューアルする予定です。

◎総合評価

新湊交流会館は、当面は、交流機能の充実に向けて改善を図ることとしますが、中期的には、周辺の公共施設を含めた在り方の検討の中で、新湊地区における福祉活動の場としての機能に配慮しつつ、民間事業者の活用を含めた整備手法を検討する必要があります。

8 行政系施設

（１）本方針の対象となる施設の概要

行政系施設は、庁舎、消防施設、その他行政系施設からなります。

本方針の対象とする庁舎は、市庁舎、大島分庁舎及び布目分庁舎別館の３施設です。

また、消防施設は、市内全ての消防署所４施設及び消防分団屯所２６施設です。その他行政系施設は、各地区センター４施設です。

その概要は、以下のとおりです。

１）対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
庁舎	市庁舎	15,435	平成28	50	2	市直営	—	—	—	I	62.4	—
庁舎	大島分庁舎	4,040	平成元	50	29	市直営	—	—	—	I	51.9	—
庁舎	布目分庁舎別館	1,319	平成9	38	21	市直営	—	—	39,439	I	50.7	—
消防施設	射水消防署	3,460	平成16	38	14	市直営	—	—	—	I	57.9	—
消防施設	新湊消防署	2,488	平成20	38	10	市直営	—	—	—	I	59.0	—
消防施設	射水消防署大門出張所	576	平成18	38	12	市直営	—	—	—	I	57.4	—
消防施設	新湊消防署東部出張所	587	昭和54 平成30改修	50	39	市直営	—	—	—	—	—	—
消防施設	消防団戸破分団屯所	139	平成2	31	28	市直営	—	—	3,021	IV	46.3	45.7
消防施設	消防団三ヶ分団屯所	140	平成5	31	25	市直営	—	—	2,463	II	47.6	50.2
消防施設	消防団橋下条分団屯所	140	平成16	31	14	市直営	—	—	2,610	III	57.3	49.0
消防施設	消防団金山分団屯所	140	昭和62	41	31	市直営	—	—	2,980	IV	45.5	46.1
消防施設	消防団大江分団屯所	143	平成18	31	12	市直営	—	—	2,766	III	58.2	48.0
消防施設	消防団黒河分団屯所	145	平成10	31	20	市直営	—	—	2,875	III	54.8	47.3
消防施設	消防団池多分団屯所	97	昭和59	31	34	市直営	—	—	2,084	IV	44.5	49.7
消防施設	消防団太閤山分団屯所	143	平成27	31	3	市直営	—	—	4,262	III	61.9	36.3
消防施設	消防団中・南太閤山分団屯所	139	平成9	31	21	市直営	—	—	2,589	III	54.4	49.1
消防施設	消防団大門分団屯所	270	昭和59	41	34	市直営	—	—	4,051	IV	47.0	45.0
消防施設	消防団櫛田分団屯所	113	平成2	31	28	市直営	—	—	2,859	III	51.4	44.4
消防施設	消防団浅井分団屯所	125	平成元	31	29	市直営	—	—	3,544	III	51.0	40.0
消防施設	消防団水戸田分団屯所	108	平成3	31	27	市直営	—	—	3,379	IV	49.3	39.1

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)		偏差値	
											建物 性能	運営 状況
消防施設	消防団二口分団屯所	131	昭和63	31	30	市直営	—	—	2,920	Ⅳ	48.6	45.8
消防施設	消防団大島分団屯所	136	平成元	31	29	市直営	—	—	314	Ⅱ	45.9	67.2
消防施設	消防団下分団屯所	191	平成6	31	24	市直営	—	—	426	Ⅰ	53.8	66.8
消防施設	消防団放生津分団屯所	143	平成28	31	2	市直営	—	—	1,703	Ⅰ	62.4	56.4
消防施設	消防団新湊分団屯所	106	昭和56	41	37	市直営	—	—	410	Ⅱ	48.6	66.0
消防施設	消防団庄西分団屯所 ※運営状況は建替前のものです	117	平成30	31	0	市直営	—	—	3,068	—	—	—
消防施設	消防団塚原分団屯所	143	平成21	31	9	市直営	—	—	1,137	Ⅰ	59.1	60.8
消防施設	消防団作道分団屯所	114	昭和53	41	40	市直営	—	—	441	Ⅱ	33.4	65.9
消防施設	消防団片口分団屯所	106	昭和51	41	42	市直営	—	—	409	Ⅱ	44.5	66.0
消防施設	消防団七美分団屯所	84	昭和54	41	39	市直営	—	—	2,813	Ⅳ	45.4	40.4
消防施設	消防団堀岡分団屯所	150	昭和55	41	38	市直営	—	—	3,736	Ⅳ	45.8	41.1
消防施設	消防団海老江分団屯所	143	平成24	31	6	市直営	—	—	3,901	Ⅲ	60.5	39.2
消防施設	消防団本江分団屯所	114	昭和53	41	40	市直営	—	—	2,819	Ⅳ	28.3	44.9
その他 行政系施設	新湊地区センター	188	平成20	38	10	市直営	—	—	—	Ⅰ	59.0	—
その他 行政系施設	小杉地区センター	228	昭和59	50	34	市直営	—	—	—	Ⅰ	50.7	—
その他 行政系施設	大門地区センター	101	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	—	—	—	Ⅰ	55.0	—
その他 行政系施設	下地区センター	127	昭和56	50	37	市直営	—	—	—	Ⅱ	37.3	—

※行政系施設は、定性的評価（1次評価）の運営状況の対象外とします。（消防分団屯所を除く。）

※市庁舎、大島分庁舎及び各地区センターは、平成28年10月から現在の用途で供用開始しているため、平成28年度は通年のフルコストはありません。

※消防署所はフルコストを一括で計上しているため、施設ごとのフルコストはありません。

※新湊消防署東部出張所は、平成30年度に大規模改修を行っているため、施設評価の対象外とします。

※消防団庄西分団屯所は、平成30年度に建替を行っているため、施設評価の対象外とします。

なお、表中の延床面積は建替後のものです。

2) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)		サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	整備手法	実施時期		
									短期	中期	長期
116	市庁舎	1次評価	I	62.4	—	市（直営）	現状維持 集約化	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
117	大島分庁舎	1次評価	I	51.9	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
118	布目分庁舎別館	1次評価	I	50.7	—	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		—	—						
119	射水消防署	1次評価	I	57.9	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
120	新湊消防署	1次評価	I	59.0	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
121	射水消防署大門出張所	1次評価	I	57.4	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
122	新湊消防署東部出張所	1次評価	—	—	—	市（直営）	現状維持	大規模改修	○		
		2次評価		—	—						
123	消防団戸破分団屯所	1次評価	Ⅳ	46.3	45.7	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
124	消防団三ヶ分団屯所	1次評価	Ⅱ	47.6	50.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
125	消防団橋下条分団屯所	1次評価	Ⅲ	57.3	49.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
126	消防団金山分団屯所	1次評価	Ⅳ	45.5	46.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
127	消防団大江分団屯所	1次評価	Ⅲ	58.2	48.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
128	消防団黒河分団屯所	1次評価	Ⅲ	54.8	47.3	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
129	消防団池多分団屯所	1次評価	Ⅳ	44.5	49.7	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
130	消防団太閤山分団屯所	1次評価	Ⅲ	61.9	36.3	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
131	消防団中・南太閤山分団屯所	1次評価	Ⅲ	54.4	49.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
132	消防団大門分団屯所	1次評価	Ⅳ	47.0	45.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
133	消防団櫛田分団屯所	1次評価	Ⅲ	51.4	44.4	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
134	消防団浅井分団屯所	1次評価	Ⅲ	51.0	40.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
135	消防団水戸田分団屯所	1次評価	Ⅳ	49.3	39.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
136	消防団二口分団屯所	1次評価	Ⅳ	48.6	45.8	市（直営）	現状維持	建替		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定性的評価 (2次評価結果)				サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期
										施設機能	整備手法
137	消防団大島分団屯所	1次評価	Ⅱ	45.9	67.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
138	消防団下分団屯所	1次評価	Ⅰ	53.8	66.8	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
139	消防団放生津分団屯所	1次評価	Ⅰ	62.4	56.4	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
140	消防団新湊分団屯所	1次評価	Ⅱ	48.6	66.0	市（直営）	現状維持	建替		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
141	消防団庄西分団屯所	1次評価	—	—	—	市（直営）	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
142	消防団塚原分団屯所	1次評価	Ⅰ	59.1	60.8	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
143	消防団作道分団屯所	1次評価	Ⅱ	33.4	65.9	市（直営）	現状維持	建替	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
144	消防団片口分団屯所	1次評価	Ⅱ	44.5	66.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
145	消防団七美分団屯所	1次評価	Ⅳ	45.4	40.4	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
146	消防団堀岡分団屯所	1次評価	Ⅳ	45.8	41.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
147	消防団海老江分団屯所	1次評価	Ⅲ	60.5	39.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
148	消防団本江分団屯所	1次評価	Ⅳ	28.3	44.9	市（直営）	現状維持	大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
149	新湊地区センター	1次評価	Ⅰ	59.0	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
150	小杉地区センター	1次評価	Ⅰ	50.7	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
151	大門地区センター	1次評価	Ⅰ	55.0	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
152	下地区センター	1次評価	Ⅱ	37.3	—	市（直営）	廃止・休止	解体	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						

【個別の補足事項】

◎地区センターは、現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討します。

なお、下地区センターは、平成31年度（2019年度）に下村交流センター内へ移転し、現在の建物は下村コミュニティセンターの建替後に解体します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

（２）施設分類別の現状分析と課題

① 庁舎

庁舎
■ 将来のあるべき姿
・災害対策拠点機能を有する新庁舎を維持しているとともに、その他庁舎については「各庁舎建物及び跡地の利活用の方向性」に基づき、民間活力を導入し適切に利活用されています。
■ 現状分析
◎総合評価 市庁舎は、平成 28 年度に供用開始したものであり、引き続き行政サービスの拠点として適時適切な修繕を実施し、行政運営に支障がないよう維持保全していきます。 大島分庁舎は、将来における職員数の削減に併せて庁舎の廃止を検討していくこととしていますが、それまでの間は適切に維持保全していきます。

② 消防施設

消防施設
■ 将来のあるべき姿
・現在の体制を維持することで、安定した消防力で市民の生命・身体・財産の安全を守ることができています。
■ 現状分析
●サービスの提供 ・消防署所は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防業務を確実に遂行するため、市が直接サービスを提供する必要があります。 ・消防分団屯所は、市消防団の指揮の下、地域（管轄区域内）の防災活動拠点として現行を維持する必要があります。
●整備手法 ・消防署所は、平成 30 年度に新湊消防署東部出張所の大規模改修が完了することから、当面は必要な施設機能を維持しながら適切な管理に努め、長期的には、耐用年数到来時を踏まえ、大規模改修計画をまとめる必要があります。 ・消防分団屯所については、老朽化の状況に応じて、計画的に大規模改修、建替を進める必要があります。建替の場合は、従来どおり、原則として延床面積は約 150 m²を上限とします。
◎総合評価 消防施設は、引き続き安定した消防力を維持するため、必要な改修を行いながら適切に維持していきます。

③ その他行政系施設

その他行政系施設
■ 将来のあるべき姿
・真に必要な施設のみを所有することとし、その用途に応じて適正に管理運営されています。
■ 現状分析
●サービスの提供 ・地区センターは、各地区での証明書の発行業務、各種申請書の受付のほか、関係担当課

への引継業務など、地区の身近な行政窓口として、当面維持していきます。

●施設機能

- ・引き続き、業務を遂行するために必要なスペースを確保していきます。

●整備手法

- ・新湊地区センターは、平成 32 年度（2020 年度）に供用開始予定の旧新湊庁舎跡地利活用事業の複合交流施設内への移転が検討されています。
- ・下地区センターは、現在は旧下庁舎 1 階に設置されていますが、平成 31 年度（2019 年度）に下村交流センター内へ移転します。

◎総合評価

地区センターは、当面維持しますが、利用状況等を踏まえ、適切な時期に在り方を検討します。

9 公営住宅

(1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする公営住宅は、市内全ての市営住宅（11 施設）、特定公共賃貸住宅（3 施設）及び都市再生住宅（2 施設）です。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

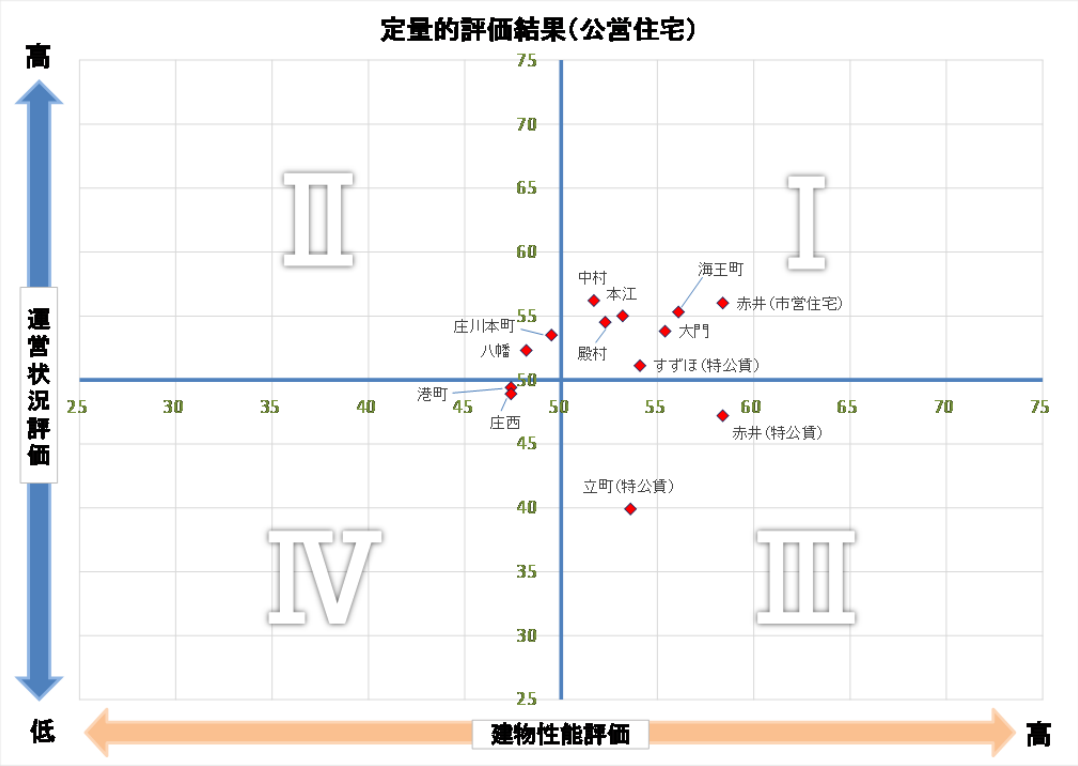
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
公営住宅	庄川本町市営住宅	1,302	昭和58	47	35	指定管理	入居戸数 14戸	入居率 87.5%	5,818	Ⅱ	49.5	53.5
公営住宅	港町市営住宅	1,038	昭和48	47	45	指定管理	入居戸数 10戸	入居率 83.3%	6,358	Ⅳ	47.4	49.4
公営住宅	八幡市営住宅	7,309	昭和46	47	47	指定管理	入居戸数 81戸	入居率 84.4%	33,084	Ⅱ	48.2	52.3
公営住宅	庄西市営住宅	3,545	昭和61	47	32	指定管理	入居戸数 30戸	入居率 71.4%	15,186	Ⅳ	47.4	48.9
公営住宅	殿村市営住宅	3,275	平成4	47	26	指定管理	入居戸数 39戸	入居率 97.5%	18,499	Ⅰ	52.3	54.5
公営住宅	本江市営住宅	4,811	平成7	47	23	指定管理	入居戸数 41戸	入居率 93.2%	21,485	Ⅰ	53.2	55.0
公営住宅	海王町市営住宅	6,560	平成9	47	21	指定管理	入居戸数 65戸	入居率 98.5%	33,929	Ⅰ	56.1	55.3
公営住宅	大門市営住宅	752	平成16	22	14	指定管理	入居戸数 12戸	入居率 100%	4,827	Ⅰ	55.4	53.8
公営住宅	中村市営住宅	432	平成10	22	20	指定管理	入居戸数 6戸	入居率 100%	2,141	Ⅰ	51.7	56.2
公営住宅	赤井市営住宅	1,210	平成14	47	16	指定管理	入居戸数 16戸	入居率 100%	6,131	Ⅰ	58.4	56.0
公営住宅	すずほ市営住宅	98	平成14	22	16	指定管理	入居戸数 1戸	入居率 50%	1,643	Ⅲ	54.1	22.6
公営住宅	立町特定公共賃貸住宅	1,474	平成9	47	21	指定管理	入居戸数 8戸	入居率 44.4%	7,396	Ⅲ	53.6	39.9
公営住宅	赤井特定公共賃貸住宅	1,775	平成14	47	16	指定管理	入居戸数 15戸	入居率 62.5%	6,931	Ⅲ	58.4	47.2
公営住宅	すずほ特定公共賃貸住宅	584	平成14	22	16	指定管理	入居戸数 7戸	入居率 87.5%	3,491	Ⅰ	54.1	51.1
公営住宅	リアン放生津 ※土地・建物ともに賃貸	981	賃貸	—	5	指定管理	入居戸数 17戸	入居率 94.4%	14,803	—	—	—
公営住宅	ラ・メール放生津 ※土地・建物ともに賃貸	1,218	賃貸	—	3	指定管理	入居戸数 20戸	入居率 90.9%	18,077	—	—	—

※赤井特定公共賃貸住宅は、赤井市営住宅の施設内施設であることから、赤井特定公共賃貸住宅の定量的評価（建物性能）の偏差値は、赤井市営住宅と同じ値となっています。

※すずほ特定公共賃貸住宅は、すずほ市営住宅の施設内施設であることから、すずほ特定公共賃貸住宅の定量的評価（建物性能）の偏差値は、すずほ市営住宅と同じ値となっています。

※リアン放生津及びラ・メール放生津は、民間施設を賃借して設置しているため、施設評価の対象外とします。

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)		サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期		
							施設機能	整備手法		短期	中期	長期
153	庄川本町市営住宅	1次評価	Ⅱ	49.5	53.5	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
154	港町市営住宅	1次評価	Ⅳ	47.4	49.4	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
155	八幡市営住宅	1次評価	Ⅱ	48.2	52.3	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
156	庄西市営住宅	1次評価	Ⅳ	47.4	48.9	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
157	殿村市営住宅	1次評価	Ⅰ	52.3	54.5	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
158	本江市営住宅	1次評価	Ⅰ	53.2	55.0	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
159	海王町市営住宅	1次評価	Ⅰ	56.1	55.3	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
160	大門市営住宅	1次評価	Ⅰ	55.4	53.8	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
161	中村市営住宅	1次評価	Ⅰ	51.7	56.2	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
162	赤井市営住宅	1次評価	Ⅰ	58.4	56.0	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
163	すずほ市営住宅	1次評価	Ⅲ	54.1	22.6	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
164	立町特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅲ	53.6	39.9	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
165	赤井特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅲ	58.4	47.2	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
166	すずほ特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅰ	54.1	51.1	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
167	リアン放生津	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	在り方検討	—	○			
		2次評価		—	—							
168	ラ・メール放生津	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	在り方検討	—	○			
		2次評価		—	—							

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① 公営住宅

公営住宅	
■ 将来のあるべき姿	
・ P P P ・ P F I の導入や民間施設の借上げ等の民間活用が行われているとともに、必要最小限の管理戸数となっています。	
■ 現状分析	
●サービスの提供 ・ 市営住宅は、住居困窮者に対するセーフティネットとして維持していく必要があります。 ・ 特定公共賃貸住宅についても、中堅所得者の需要に応えるため良質な住宅を供給しているものであり、セーフティネットの役割を担っています。 ・ 都市再生住宅は、重点密集市街地整備事業の施行に伴い、住宅に困窮する者に対して、事業の円滑化を図るために供給するものであり、セーフティネットとしても維持していく必要があります。 ・ 公営住宅については、一括して指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、効率的・効果的な運営に努めています。	
●施設機能 ・ 特定公共賃貸住宅の平均入居率は、市営住宅と比較して低いことから、特定公共賃貸住宅の入居率の改善について検討する必要があります。	
●整備手法 ・ 市営住宅は、将来にわたって住宅に困窮する低額所得者のために良質で低廉な住宅を供給していく必要がある趣旨を踏まえ、民間活用も含めた整備手法について検討する必要があります。	
◎総合評価 公営住宅については、民間の住宅ストックの状況等も踏まえて検討することが適切であることから、平成 33 年度（2021 年度）までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細について検討することとします。	

10 供給処理施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする供給処理施設は、クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所、衛生センター及びクリーンピア射水温浴施設の5施設です。

その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

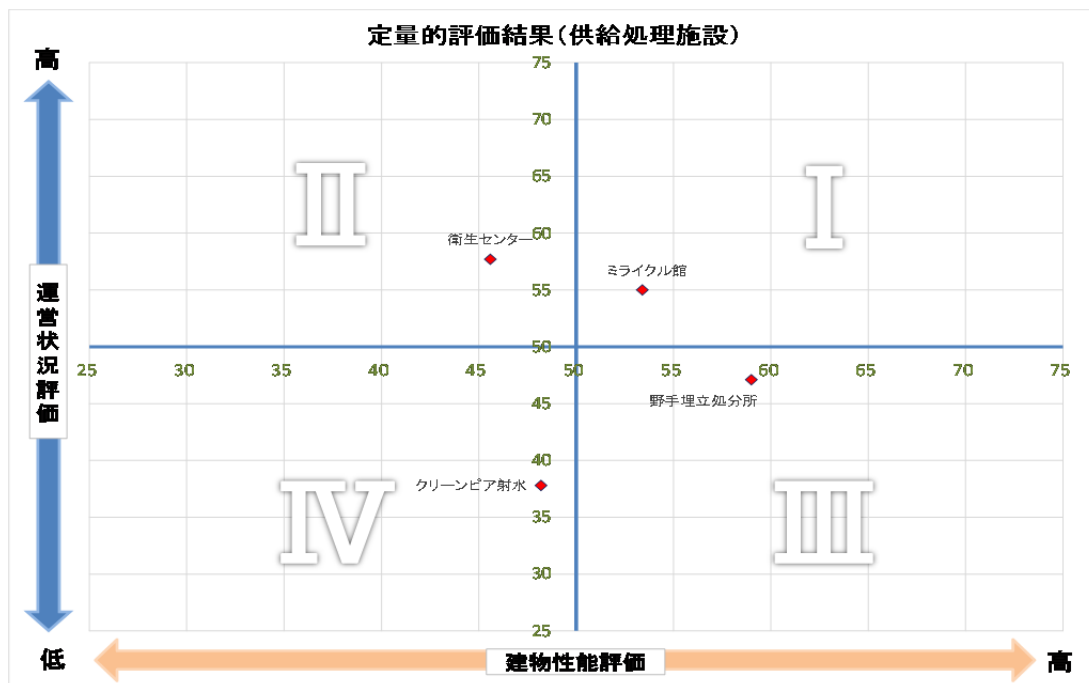
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
供給処理施設	クリーンピア射水	11,124	平成14	31	16	包括運営 業務委託	—	—	904,624	IV	48.2	37.8
供給処理施設	ミライクル館	3,566	平成23	38	7	包括運営 業務委託	—	—	114,416	I	53.4	55.0
供給処理施設	野手埋立処分所	873	平成21	38	9	包括運営 業務委託	—	—	84,713	III	59.0	47.1
供給処理施設	衛生センター	3,698	昭和62	50	31	市直営	—	—	120,196	II	45.6	57.7
供給処理施設	クリーンピア射水温浴施設	211	平成14	31	16	包括運営 業務委託	16,690	—	—	II	48.2	50.0

※クリーンピア射水温浴施設のフルコストは、クリーンピア射水に一括計上しています。

※クリーンピア射水温浴施設は、クリーンピア射水の施設内施設であることから、クリーンピア射水温浴施設の定量的評価（建物性能）の偏差値は、クリーンピア射水と同じ値となっています。

※クリーンピア射水温浴施設は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）						
		定量的評価 (2次評価結果)				サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期
				施設機能	整備手法				短期	中期	長期	
169	クリーンピア射水	1次評価	Ⅳ	48.2	37.8	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修	○	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)							
170	ミライクル館	1次評価	Ⅰ	53.4	55.0	市(直営) 市(民間活用)	現状維持	保全				
		2次評価		継続	存続 (当面)							
171	野手埋立処分所	1次評価	Ⅲ	59.0	47.1	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修	○	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)							
172	衛生センター	1次評価	Ⅱ	45.6	57.7	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○			
		2次評価		継続	存続 (当面)							
173	クリーンピア射水温浴施設	1次評価	Ⅱ	48.2	50.0	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修		○		
		2次評価		継続	存続 (当面)							

【個別の補足事項】

- ◎クリーンピア射水は、短期期間において基幹的設備改良を実施し、2031年度までに次期整備計画を決定します。
◎野手埋立処分所は、2024年度までに次期整備計画を決定します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① 供給処理施設

供給処理施設	
■ 将来のあるべき姿	
・市域を超えた広域化や民間活力の導入など運営のあり方を含めた検討が行われ、その検討結果に基づいて運営されており、快適な市民生活を維持しています。	
■ 現状分析	
●サービスの提供	
・クリーンピア射水、ミライクル館及び野手埋立処分所は、専門的な技術を有する民間事業者へ包括業務委託することで、従来に比べ低コストで安定的な施設管理・運営に努めています。	
・衛生センターについては、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にありますが、安定的に処理を行うため市直営で運営しています。	
●施設機能	
・クリーンピア射水は、焼却施設に流動床式焼却炉を採用しており、燃焼効率に優れていますが、高度な運転ノウハウが必要な施設となっています。	
・野手埋立処分所は、平成21年度の設計埋立容量約93,000立方メートルに対し、平成29年度末の埋立残容量は約53,000立方メートルとなっており、今後約10年間で埋立完了となる見込みです。	
・衛生センターは、設備が老朽化していることから、搬入物の性状や条件の変化に対応した運転管理を行うことにより、円滑な施設運営に努めています。	
●整備手法	
・クリーンピア射水については、クリーンピア射水長寿命化総合計画（平成29年度策定）	

に基づき、2036年度の稼働目標まで適正に維持しつつ、稼働目標年度を見据えて、次期の整備方針を検討する必要があります。

- ・野手埋立処分所は、10年後の埋立完了時期を見据え、次期の整備計画を検討する必要があります。
- ・衛生センターは、設備の老朽化に加えて、今後もし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にあることを踏まえ、整備方法について検討する必要があります。
- ・クリーンピア射水温浴施設は、可燃ごみの焼却により発生した熱を利活用して運営している施設であり、クリーンピア射水の今後の方向性と一体的に考える必要があります。

◎総合評価

供給処理施設は、それぞれの整備計画に基づき、適切に維持保全していきます。

1 1 その他施設

(1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とするその他施設は、斎場及びサービスセンターです。
その概要は、以下のとおりです。

1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	管理形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)	
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値	
										建物性能	運営状況
その他施設	斎場	288	昭和41	50	52	市直営	火葬件数 1,161件	—	33,703	—	—
その他施設	サービスセンター	239	平成8 平成17改修	50	22	市直営	小杉駅南口 利用者数 109,517	—	8,295	I	55.7
										50.0	

※斎場は、新斎場が平成33年度（2021年度）から供用開始を予定しているため、施設評価の対象外とします。
※サービスセンターは、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。

2) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建 物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期
				施設機能	整備手法				短 期	中 期	長 期
174	斎場	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
175	サービスセンター	1次評価	I	55.7	50.0	民間事業者 廃止・休止	現状維持	保全	○		
		2次評価		非継続	処分						

【個別の補足事項】

◎平成31年度（2019年度）から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管し、サービスセンターは廃止します。
（建物・構築物は引き続き待合室等として市が保有・管理）

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

(2) 施設分類別の現状分析と課題

① その他の施設

その他の施設	
■ 将来のあるべき姿	
本方針の対象施設（斎場、サービスセンター）については、具体的な記述はありません。	
■ 現状分析	
<u>斎場</u> 斎場は、供用開始から52年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでいることから、移転新築します。 ◎総合評価 新斎場は平成33年度（2021年度）から供用を開始する予定です。	

サービスセンター

- ・サービスセンターは、あいの風とやま鉄道小杉駅南口の待合室、改札、跨線橋等から構成する施設であり、小杉駅南口利用者の利便性の向上のため、小杉駅南口改札業務等を実施しています。平成 31 年度（2019 年度）から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管することとしています。

◎総合評価

平成 31 年度（2019 年度）の小杉駅南口改札業務のあいの風とやま鉄道への移管をもって、施設を廃止します。（なお、施設廃止後も建物等は引き続き市が保有・管理します。）

第 5 章 施設ごとの今後の方向性（一覧表）

1 施設ごとの今後の方向性

本章では、前章において整理した、本市が考える施設ごとの再編に関する考え（施設ごとの今後の方向性）を一覧表にして再掲します。

なお、ここで示している今後の方向性とは、現状において検討可能な全ての手法であることから、各項目において選択しているその手法は一つとは限りません。

2 本章（一覧表）の見方

本方針の対象となる全 175 施設の一覧です。

「施設分類」、「名称」、「延床面積」や「建築年数」といった施設の状況を整理するとともに、「今後の方向性」及びその説明を示しています。

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービスの提供主体の方向性				建物の方向性												備 考			
								市 (直営)	市 (民間活用)	民間事業者	廃止・休止	施設機能				整備手法				実施時期							
												現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討		短期	中期	長期
1	集会所施設	コミュニティセンター	放生津コミュニティセンター	1,393	平成9	50	21	○					○					○		○							施設の老朽状況によっては大規模改修を検討

番 号 本方針における施設ごとの通し番号です。

施設分類 施設を目的・性質ごとの分類に整理したものです。

施設名 施設の名称です。

延床面積 施設の延床面積の合計です。特に記載のない限り、平成 30 年 4 月 1 日現在のものです。小数第 1 位を四捨五入し、整数で表記しています。

建築年度 施設の代表的な建築年度です。
このため、増改築等を行っている部分においては、表記の建築年度と異なります。

耐用年数 省令において構造や用途によって定められている耐用年数です。複数の構造等が混在している場合は代表的なものを表記しています。

経過年数 建築年数に基づく経過年数です。

サービスの提供主体の方向性
施設で提供しているサービスの提供主体（又は在り方）の今後の方向性です。「市（直営）」、「市（民間活用）」、「市（市民協働）」、「民間事業者」、「廃止・休止」の中から該当するものに○印を付けています。
現状において複数の選択の可能性がある場合は、複数の選択肢に○印が付いています。
以下、施設機能、整備手法及び再編実施時期も同様に複数の選択肢に○印が付くことがあります。

施設機能 施設機能の方向性です。「現状維持」、「複合化」、「集約化」、「転用」、「廃止・休止」、「在り方検討」の中から該当するものに○印を付けています。

整備手法 建物の整備手法の方向性です。「保全」、「建替」、「大規模改修」、「譲渡・貸付」、「解体」、「在り方検討」の中から該当するものに○印を付けています。

実施時期
建物の方向性に係る取組の実施時期です。「短期（2018 年度～2023 年度）」、「中期（2024 年度～2033 年度）」、「長期（2034 年度～2054 年度）」の中から該当するものに○印を付けています。
なお、施設機能が「現状維持」かつ整備手法が「保全」の場合はいずれの時期にも○印は付きません。

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
1	集会施設	コミュニティセンター	放生津コミュニティセンター	1,393	平成9	50	21		○			
2	集会施設	コミュニティセンター	新湊コミュニティセンター	864	平成5	50	25		○			
3	集会施設	コミュニティセンター	庄西コミュニティセンター	957	平成24	38	6		○			
4	集会施設	コミュニティセンター	作道コミュニティセンター	849	平成28	50	2		○			
5	集会施設	コミュニティセンター	片口コミュニティセンター	846	平成26	38	4		○			
6	集会施設	コミュニティセンター	堀岡コミュニティセンター	1,062	平成30	38	0		○			
7	集会施設	コミュニティセンター	海老江コミュニティセンター	653	平成13	50	17		○			
8	集会施設	コミュニティセンター	七美コミュニティセンター	493	昭和54	50	39		○			
9	集会施設	コミュニティセンター	本江コミュニティセンター	371	昭和52	50	41		○			
10	集会施設	コミュニティセンター	塚原コミュニティセンター	671	平成21	38	9		○			
11	集会施設	コミュニティセンター	三ヶコミュニティセンター	757	昭和61	50	32		○			
12	集会施設	コミュニティセンター	戸破コミュニティセンター	740	昭和63	50	30		○			
13	集会施設	コミュニティセンター	橋下条コミュニティセンター	984	平成15	24	15		○			
14	集会施設	コミュニティセンター	金山コミュニティセンター	638	昭和62	50	31		○			
15	集会施設	コミュニティセンター	大江コミュニティセンター	1,057	平成17	24	13		○			
16	集会施設	コミュニティセンター	黒河コミュニティセンター	1,100	平成17	50	13		○			

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○									
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○									移転新築を行い平成30年4月から供用開始
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○							○					○			耐震基準を満たしていない施設 平成32年度(2020年度)を目途に建替工事を着工予定
○												○			耐震基準を満たしていない施設 建替を行い、平成32年度(2020年度)に供用開始予定
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○					○	○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○					○	○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○									

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
17	集会施設	コミュニティセンター	池多コミュニティセンター	812	昭和57	50	36		○			
18	集会施設	コミュニティセンター	太閤山コミュニティセンター	1,048	平成23	34	7		○			
19	集会施設	コミュニティセンター	中太閤山コミュニティセンター	731	昭和57	50	36		○			
20	集会施設	コミュニティセンター	南太閤山コミュニティセンター	942	平成2	50	28		○			
21	集会施設	コミュニティセンター	浅井コミュニティセンター	1,838	平成18	38	12		○			
22	集会施設	コミュニティセンター	櫛田コミュニティセンター	1,787	平成17	38	13		○			
23	集会施設	コミュニティセンター	水戸田コミュニティセンター	931	昭和54 平成25改修	50	39		○			
24	集会施設	コミュニティセンター	二口コミュニティセンター	762	昭和55 平成22改修	50	38		○			
25	集会施設	コミュニティセンター	大門コミュニティセンター	446	平成13	47	17		○			
26	集会施設	コミュニティセンター	大島コミュニティセンター	1,139	昭和44	50	49		○			
27	集会施設	コミュニティセンター	下村コミュニティセンター	1,462	昭和56	50	37		○			
28	集会施設	公民館	中央公民館	2,089	昭和56 平成20改修	50	37					○
29	集会施設	生涯学習	生涯学習センター	647	昭和58	47	35		○			
30	集会施設	その他集会施設	庄川水辺の交流館	236	平成19	38	11			○		
31	文化施設	ホール	新湊中央文化会館	7,869	昭和56 平成20改修	50	37		○			
32	文化施設	ホール	小杉文化ホール	5,714	平成5	50	25		○			

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
○						○		○					○	○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○					○	○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
○						○		○						○	平成29年7月に旧大門児童館を転用し、大門総合会館内から移転 施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
												○			耐震基準を満たしていない施設 平成32年度(2020年度)を目途に大島社会福祉センターを改修し移転予定
○												○			耐震基準を満たしていない施設 建替を行い、平成32年度(2020年度)に供用開始予定
			○								○	○			公民館としては廃止。平成32年度(2020年度)から新湊中央文化会館との一体化を検討
			○			○						○			生涯学習拠点機能は平成32年度(2020年度)に小杉社会福祉会館へ移転(複合化)。平成32年度から文化財保管施設に転用を検討
					○						○			○	施設の老朽化に伴う大規模改修等が必要となった場合に、施設の存廃を含めた在り方を検討
		○									○	○	○		平成35年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に従い統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)
		○									○	○	○		平成35年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に従い統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
33	文化施設	ホール	大門総合会館	5,654	昭和62	47	31		○			
34	図書館	図書館	中央図書館	2,346	平成12	50	18	○				
35	図書館	図書館	新湊図書館	2,003	昭和56 平成20改修	50	37	○				
36	図書館	図書館	正力図書館	373	昭和62	47	31	○				
37	図書館	図書館	下村図書館	366	平成14	15	16	○				
38	博物館等	博物館等	新湊博物館	1,994	平成10	50	20	○				
39	博物館等	博物館等	小杉展示館	287	明治44	24	107		○			
40	博物館等	博物館等	竹内源造記念館	595	昭和9 平成25改修	24	84		○			
41	博物館等	博物館等	陶房「匠の里」	1,190	平成元	24	29				○	○
42	博物館等	博物館等	大島絵本館	2,406	平成6	50	24		○			
43	博物館等	博物館等	下村民俗資料館	113	昭和63	24	30	○		○		
44	スポーツ施設	主要体育館	新湊総合体育館	8,846	昭和61	47	32		○		○	
45	スポーツ施設	主要体育館	小杉総合体育センター	6,762	平成4	47	26		○		○	
46	スポーツ施設	主要体育館	小杉体育館	4,290	昭和56	47	37		○		○	
47	スポーツ施設	主要体育館	大門総合体育館	3,214	昭和57	47	36		○		○	
48	スポーツ施設	主要体育館	大島体育館	3,966	平成12	47	18		○		○	

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
		○									○	○	○	平成35年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に基づき統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)	
		○				○		○						○	本施設と新湊図書館による1本館1分館体制とする
		○									○	○	○		今後も新湊図書館として存続するが、ハードの整備は新湊中央文化会館の在り方検討の結果を踏まえる
			○	○							○	○	○		施設廃止を検討
			○	○							○	○			施設廃止を検討
○						○	○	○				○	○	○	短期期間において展示室のリニューアル改修 中期・長期期間において大規模改修を検討
○						○									国登録有形文化財であることから適正に保存管理
○						○									国登録有形文化財であることから適正に保存管理
					○						○	○			平成35年(2023年)までに在り方を検討
					○						○	○			平成35年(2023年)までに在り方を検討
○						○		○					○		
		○				○		○					○	○	本施設と小杉総合体育センターを市営施設として存続 新湊テニスコートについては、新湊総合体育館の在り方に沿って検討
		○				○		○					○		本施設と新湊総合体育館を市営施設として存続 他の主要体育館を廃止・解体する場合には本施設を増築し、武道館、トレーニングルーム等の機能移転を検討
			○	○					○	○			○		耐震基準を満たしていない施設 民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討
			○	○					○	○			○		民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討
			○	○					○	○			○	○	民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
49	スポーツ施設	主要体育館	下村体育館	1,225	昭和60	47	33		○		○	
50	スポーツ施設	地区体育館	大島中央公園コミュニティ体育館	404	昭和63 平成30改修	22	30					○
51	スポーツ施設	地区体育館	七美体育館	500	昭和57	34	36					○
52	スポーツ施設	地区体育館	本江体育館	496	昭和55	34	38					○
53	スポーツ施設	主要グラウンド	サン・ビレッジ新湊（管理棟）	300	平成8	50	22					○
54	スポーツ施設	野球場	歌の森運動公園野球場	823	平成8	50	22		○			
55	スポーツ施設	弓道場	大島弓道場	801	平成5	34	25		○			
56	スポーツ施設	プール	海竜スポーツランド	3,397	平成10	38	20		○			
57	スポーツ施設	パークゴルフ場	パークゴルフ南郷	250	平成19	15	11		○			
58	スポーツ施設	パークゴルフ場	下村パークゴルフ場	529	平成11	38	19		○			
59	スポーツ施設	その他スポーツ施設	下村馬事公園	767	平成7	17	23		○		○	
60	産業系施設	農村環境施設	新湊農村環境改善センター	952	平成8	47	22		○		○	○
61	産業系施設	農村環境施設	大門農村環境改善センター	1,163	平成元	47	29		○		○	○
62	産業系施設	農村環境施設	大島農村環境改善センター	1,039	平成10	47	20		○		○	○
63	産業系施設	地域振興・休憩施設	川の駅新湊	559	平成20	50	10		○			
64	産業系施設	地域振興・休憩施設	道の駅新湊	979	平成10	38	20		○			

計画期間について 短期（～2023年度） 中期（2024～2033年度） 長期（2034～2054年度）

建物の方向性													説 明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
			○	○					○	○			○		民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討 下村テニスコートについては、下村体育館の在り方に沿って検討
												○			平成30年度に公園の休憩施設として大規模改修
				○						○		○			新コミュニティセンター整備時に廃止し、機能はコミュニティセンター内の集会室に位置付けることを検討
				○								○			耐震基準を満たしていない施設 新コミュニティセンター整備時に廃止し、機能はコミュニティセンター内の集会室に位置付ける
				○		○						○			管理棟内のトレーニング室の機能は近隣の海竜スポーツランドに存在することから、平成35年度(2023年度)までに管理棟を含めて廃止することを検討
○						○									
					○						○		○		老朽化が進んでいること、また全国の自治体には体育館に併設している弓道場もあることから、競技専用施設の必要性を踏まえ、存廃を含めた在り方を検討
○						○		○				○			
○						○									
○						○									
					○						○		○		公共がサービスを提供していくことの必要性について見直しの余地があることから、存廃を含めた在り方を検討
					○						○	○	○		農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討
					○						○	○	○		農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討
					○						○	○	○		農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討
○						○		○					○		
○						○		○				○			

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
65	産業系施設	地域振興・休憩施設	いみず観光情報館	168	平成16	38	14		○			
66	産業系施設	浴場施設	大門コミュニティセンター	1,122	昭和62	47	31		○		○	○
67	学校教育系施設	小学校	放生津小学校	6,314	平成元	47	29	○				
68	学校教育系施設	小学校	新湊小学校	7,238	平成3	47	27	○				
69	学校教育系施設	小学校	作道小学校	5,412	昭和56 平成24改修	47	37	○				
70	学校教育系施設	小学校	片口小学校	5,516	昭和59	47	34	○				
71	学校教育系施設	小学校	堀岡小学校	4,968	平成14	47	16	○				
72	学校教育系施設	小学校	東明小学校	6,283	昭和47 平成19改修	47	46	○				
73	学校教育系施設	小学校	塚原小学校	5,013	昭和55 平成24改修	47	38	○				
74	学校教育系施設	小学校	小杉小学校	8,537	昭和45 平成21改修	47	48	○				
75	学校教育系施設	小学校	金山小学校	3,101	昭和50 平成13改修	47	43	○				
76	学校教育系施設	小学校	歌の森小学校	6,081	昭和57 平成29改修	47	36	○				
77	学校教育系施設	小学校	太閤山小学校	9,069	平成17	47	13	○				
78	学校教育系施設	小学校	中太閤山小学校	8,271	昭和52 平成18改修	47	41	○				
79	学校教育系施設	小学校	大門小学校	11,136	平成17	47	13	○				
80	学校教育系施設	小学校	下村小学校	4,908	昭和45 平成23改修	47	48	○				

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
○						○									
					○						○	○			老朽化が進んでおり、廃止も含めて在り方検討
					○						○	○			学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、放生津小学校・新湊小学校の在り方検討
					○						○	○			学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、放生津小学校・新湊小学校の在り方検討
○						○		○						○	
○						○		○					○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
○						○		○					○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
○						○		○					○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
○						○		○						○	学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
					○						○		○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
					○						○		○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
					○						○		○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討 平成29年度から大規模改修工事(平成31年度(2019年度)完了予定)
					○						○		○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
					○						○		○		学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
○						○		○					○		
○						○		○						○	学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
81	学校教育系施設	小学校	大島小学校	10,318	昭和51 平成25改修	47	42	○				
82	学校教育系施設	中学校	新湊中学校	8,009	平成26	47	4	○				
83	学校教育系施設	中学校	新湊南部中学校	7,509	平成20	47	10	○				
84	学校教育系施設	中学校	射北中学校	8,845	昭和53 平成24改修	47	40	○				
85	学校教育系施設	中学校	小杉中学校	11,760	昭和54 平成25改修	47	39	○				
86	学校教育系施設	中学校	小杉南中学校	8,946	昭和58 平成29改修	47	35	○				
87	学校教育系施設	中学校	大門中学校	10,645	昭和47 平成9改修	47	46	○				
88	学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	2,181	平成22	31	8		○			
89	保育園・幼稚園	保育園	放生津保育園	899	昭和57	47	36	○				
90	保育園・幼稚園	保育園	八幡保育園	794	昭和50	47	43	○				
91	保育園・幼稚園	保育園	新湊保育園	1,007	昭和54	47	39					
92	保育園・幼稚園	保育園	新湊西部保育園	586	昭和52	47	41					
93	保育園・幼稚園	保育園	片口保育園	1,513	昭和51 平成28改修	47	42	○				
94	保育園・幼稚園	保育園	塚原保育園	898	昭和51 平成27改修	47	42	○				
95	保育園・幼稚園	保育園	金山保育園	458	昭和59 平成17改修	47	34	○				
96	保育園・幼稚園	保育園	大江保育園	578	昭和60 平成16改修	47	33	○				

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説 明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
○						○		○						○	
○						○		○						○	
○						○		○					○		
○						○		○						○	
○						○		○						○	
○						○		○						○	
○						○		○				○		○	平成29年度から大規模改修工事(平成31年度(2019年度)完了予定)
○						○		○				○			平成30年度から大規模改修工事(平成34年度(2022年度)完了予定)
○						○									
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
												○			平成32年度(2020年度)に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設
												○			平成32年度(2020年度)に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討

○:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
97	保育園・幼稚園	保育園	千成保育園	1,070	昭和48 平成26改修	47	45	○				
98	保育園・幼稚園	保育園	池多保育園	365	昭和52 平成15改修	47	41	○				
99	保育園・幼稚園	保育園	大門きらら保育園	2,080	平成11	22	19	○				
100	保育園・幼稚園	保育園	大島南部保育園	636	平成8 平成30改修	22	22	○				
101	保育園・幼稚園	保育園	下村保育園	781	平成6	22	24	○				
102	保育園・幼稚園	幼稚園	七美幼稚園	455	昭和54	47	39	○				
103	保育園・幼稚園	幼稚園	大門わかば幼稚園	1,550	平成17	47	13	○				
104	幼児・児童施設	児童館	海老江児童センター	322	昭和55	47	38	○	○	○		
105	幼児・児童施設	児童館	太閤山児童館	196	昭和58 平成14改修	47	35	○	○	○		
106	幼児・児童施設	児童館	大門児童館	258	昭和57 平成28改修	50	36	○	○	○		
107	幼児・児童施設	児童館	大島児童館	542	平成3	22	27	○	○	○		
108	幼児・児童施設	児童館	下村児童館	631	平成14	15	16	○	○	○		
109	幼児・児童施設	その他子育て支援施設	子ども子育て総合支援センター	4,330	昭和57 平成28改修	50	36	○				
110	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	足洗老人福祉センター	1,406	昭和54 平成19改修	47	39					
111	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	小杉ふれあいセンター	1,028	昭和62	34	31				○	○
112	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	いきいき長寿館	524	昭和63 平成28改修	22	30	○	○			

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
					○						○		○		「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
	○							○				○			「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討 認定こども園化を含めた在り方検討
			○	○							○		○	○	本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
			○	○							○		○	○	本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
○						○									子ども子育て総合支援センター内の施設として市直営で運営し、相互に利便性を高める
			○	○							○	○	○		本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
			○	○							○		○	○	本施設の大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
○						○									旧大門庁舎を転用し、平成29年度から供用開始
												○			平成31年度(2019年度)中を目途に民間譲渡
			○	○					○	○		○			交流機能に配慮しつつ、民間事業者への貸付や譲渡の可能性を検討。困難な場合は、他施設への集約化を図り、廃止・解体を検討
○						○									旧新湊中学校の武道館を転用し、平成29年度から供用開始

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
113	保健施設	保健センター	射水市保健センター	1,045	平成7	50	23	○				
114	その他 社会福祉施設	福祉会館等	小杉社会福祉会館	2,727	昭和53 平成32 改修予定	50	40		○			
115	その他 社会福祉施設	福祉会館等	新湊交流会館	745	平成7 平成22改修	50	23		○		○	
116	庁舎	庁舎	市庁舎	15,435	平成28	50	2	○				
117	庁舎	庁舎	大島分庁舎	4,040	平成元	50	29	○				
118	庁舎	庁舎	布目分庁舎別館	1,319	平成9	38	21	○				
119	消防施設	消防署	射水消防署	3,460	平成16	38	14	○				
120	消防施設	消防署	新湊消防署	2,488	平成20	38	10	○				
121	消防施設	消防署	射水消防署大門出張所	576	平成18	38	12	○				
122	消防施設	消防署	新湊消防署東部出張所	587	昭和54 平成30改修	50	39	○				
123	消防施設	消防分団屯所	消防団戸破分団屯所	139	平成2	31	28	○				
124	消防施設	消防分団屯所	消防団三ヶ分団屯所	140	平成5	31	25	○				
125	消防施設	消防分団屯所	消防団橋下条分団屯所	140	平成16	31	14	○				
126	消防施設	消防分団屯所	消防団金山分団屯所	140	昭和62	41	31	○				
127	消防施設	消防分団屯所	消防団大江分団屯所	143	平成18	31	12	○				
128	消防施設	消防分団屯所	消防団黒河分団屯所	145	平成10	31	20	○				

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													実施時期			説 明
施設機能						整備手法										
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期		
○						○		○					○			
												○				改修・改築工事を行い平成32年度(2020年度)に生涯学習センターなど周辺施設の機能を複合化しリニューアル(改築後の延床面積3,081㎡)
○			○			○		○	○					○		地域の福祉機能に配慮しつつ、民間事業者の活用を含めた整備手法を検討
○		○				○										
○						○		○							○	現状においては分庁舎を維持とするが、職員数の削減に伴う将来的な庁舎の廃止を検討
○						○										
○						○		○							○	
○						○		○							○	
○						○		○							○	
○												○				平成30年度中に大規模改修工事完了予定
○						○		○					○			
○						○		○						○		
○						○		○						○		
○						○		○						○		
○						○		○						○		
○						○		○							○	
○						○		○							○	

○:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
129	消防施設	消防分団屯所	消防団池多分団屯所	97	昭和59	31	34	○				
130	消防施設	消防分団屯所	消防団太閤山分団屯所	143	平成27	31	3	○				
131	消防施設	消防分団屯所	消防団中・南太閤山分団屯所	139	平成9	31	21	○				
132	消防施設	消防分団屯所	消防団大門分団屯所	270	昭和59	41	34	○				
133	消防施設	消防分団屯所	消防団櫛田分団屯所	113	平成2	31	28	○				
134	消防施設	消防分団屯所	消防団浅井分団屯所	125	平成元	31	29	○				
135	消防施設	消防分団屯所	消防団水戸田分団屯所	108	平成3	31	27	○				
136	消防施設	消防分団屯所	消防団二口分団屯所	131	昭和63	31	30	○				
137	消防施設	消防分団屯所	消防団大島分団屯所	136	平成元	31	29	○				
138	消防施設	消防分団屯所	消防団下分団屯所	191	平成6	31	24	○				
139	消防施設	消防分団屯所	消防団放生津分団屯所	143	平成28	31	2	○				
140	消防施設	消防分団屯所	消防団新湊分団屯所	106	昭和56	41	37	○				
141	消防施設	消防分団屯所	消防団庄西分団屯所	117	平成30	31	0	○				
142	消防施設	消防分団屯所	消防団塚原分団屯所	143	平成21	31	9	○				
143	消防施設	消防分団屯所	消防団作道分団屯所	114	昭和53	41	40	○				
144	消防施設	消防分団屯所	消防団片口分団屯所	106	昭和51	41	42	○				

計画期間について 短期（～2023年度） 中期（2024～2033年度） 長期（2034～2054年度）

建物の方向性														説 明		
施設機能						整備手法						実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期		長期	
○						○		○					○			
○						○										
○						○		○							○	
○						○		○					○			
○						○		○					○			
○						○		○					○			
○						○		○					○			
○							○						○			中期期間において建替を検討
○						○		○					○			
○						○		○							○	
○						○										
○							○						○			中期期間において建替を検討
○												○				平成30年度中に移転新築
○						○		○							○	
○							○					○				平成32年度(2020年度)中に移転新築予定
○						○		○				○				

○:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
145	消防施設	消防分団屯所	消防団七美分団屯所	84	昭和54	41	39	○				
146	消防施設	消防分団屯所	消防団堀岡分団屯所	150	昭和55	41	38	○				
147	消防施設	消防分団屯所	消防団海老江分団屯所	143	平成24	31	6	○				
148	消防施設	消防分団屯所	消防団本江分団屯所	114	昭和53	41	40	○				
149	その他 行政系施設	その他行政系施設	新湊地区センター	188	平成20	38	10	○				
150	その他 行政系施設	その他行政系施設	小杉地区センター	228	昭和59	50	34	○				
151	その他 行政系施設	その他行政系施設	大門地区センター	101	昭和57 平成28改修	50	36	○				
152	その他 行政系施設	その他行政系施設	下地区センター	127	昭和56	50	37	○				
153	公営住宅	市営住宅	庄川本町市営住宅	1,302	昭和58	47	35		○			
154	公営住宅	市営住宅	港町市営住宅	1,038	昭和48	47	45		○			
155	公営住宅	市営住宅	八幡市営住宅	7,309	昭和46	47	47		○			
156	公営住宅	市営住宅	庄西市営住宅	3,545	昭和61	47	32		○			
157	公営住宅	市営住宅	殿村市営住宅	3,275	平成4	47	26		○			
158	公営住宅	市営住宅	本江市営住宅	4,811	平成7	47	23		○			
159	公営住宅	市営住宅	海王町市営住宅	6,560	平成9	47	21		○			
160	公営住宅	市営住宅	大門市営住宅	752	平成16	22	14		○			

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説 明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
○						○		○					○		
○						○		○					○		
○						○		○							○
○												○			平成31年度(2019年度)に大規模改修工事予定
○						○					○				現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、 利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
○						○					○				現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、 利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
○						○					○				現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、 利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
				○						○		○ (注)			現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、 利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討 (注) 下地区センターは平成31年度(2019年度)に下村交 流センター内へ移転し、現在の建物は解体
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住ま い・まちづくり計画」の中で、詳細を検討

○: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (官営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
161	公営住宅	市営住宅	中村市営住宅	432	平成10	22	20		○			
162	公営住宅	市営住宅	赤井市営住宅	1,210	平成14	47	16		○			
163	公営住宅	市営住宅	すずほ市営住宅	98	平成14	22	16		○			
164	公営住宅	特定公共賃貸住宅	立町特定公共賃貸住宅	1,474	平成9	47	21		○			
165	公営住宅	特定公共賃貸住宅	赤井特定公共賃貸住宅	1,775	平成14	47	16		○			
166	公営住宅	特定公共賃貸住宅	すずほ特定公共賃貸住宅	584	平成14	22	16		○			
167	公営住宅	都市再生住宅	リアン放生津 土地・建物ともに賃貸	981	賃貸	—	5		○			
168	公営住宅	都市再生住宅	ラ・メール放生津 土地・建物ともに賃貸	1,218	賃貸	—	3		○			
169	供給処理施設	ごみ処理施設	クリーンピア射水	11,124	平成14	31	16		○			
170	供給処理施設	ごみ処理施設	ミライクル館	3,566	平成23	38	7	○	○			
171	供給処理施設	ごみ処理施設	野手埋立処分所	873	平成21	38	9		○			
172	供給処理施設	し尿処理施設	衛生センター	3,698	昭和62	50	31	○				
173	供給処理施設	浴場施設	クリーンピア射水温浴施設	211	平成14	31	16		○			
174	その他施設	斎場	斎場	288	昭和41	50	52		○			
175	その他施設	その他施設	サービスセンター	239	平成8 平成17改修	50	22				○	○

建物の方向性												実施時期			説 明
施設機能						整備手法									
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期	長期	
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
					○						○	○			平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討
○															平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討(なお、建物は民間からの賃貸借物件のため、整備手法の記載はありません。)
○															平成33年度(2021年度)までに策定予定の「射水市住まい・まちづくり計画」の中で、詳細を検討(なお、建物は民間からの賃貸借物件のため、整備手法の記載はありません。)
○						○		○				○	○		短期期間において基幹的設備改良 2031年度までに次期整備計画を決定
○						○									
○						○		○				○	○		2024年度までに次期整備計画を決定
○						○		○				○			
○						○		○					○		
○												○			平成33年度(2021年度)から新斎場が供用開始予定(延床面積4,080㎡予定)
○						○						○			平成31年度(2019年度)から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管し、サービスセンターは廃止(建物・構築物は引き続き待合室等として市が保有・管理)

○:選択の可能性がある手法 :採用が決定している手法 (「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印は付きません)

第6章 今後の取組について

1 今後検討すべき課題について

本方針で示した取組をより具体化し実効性を高めるため、今後は以下の課題について検討する必要があります。

（１）短期再編スケジュールの具体化

短期（2023年度まで）の期間内で再編又は大規模改修を実施することとした施設においては、速やかに取組の実施に向けた計画策定に取り組み、具体的な手法、工程（スケジュール）及び必要な費用を整理します。

（２）保全・長寿命化の検討

将来にわたって継続して維持する施設においては、長期的な視点に立って計画的な予防保全に努め、建物の適切な維持管理とLCC（ライフサイクルコスト）の削減につなげることが求められます。

そのため、保全・長寿命化の手法、対策に係る整備の水準や対策の優先順位を整理した保全・長寿命化に関する基本方針を定め、この方針を基に、施設ごとの保全・長寿命化に関するスケジュールを検討します。

また、施設の長寿命化を検討する場合においては、必要に応じて専門事業者による劣化度診断調査を実施し、適時適切な対策を検討します。

※LCC（ライフサイクルコスト）とは、建設・整備の計画段階から維持管理、運営、修繕、除却までのトータルコストのことを指します。

（３）対策費用の整理

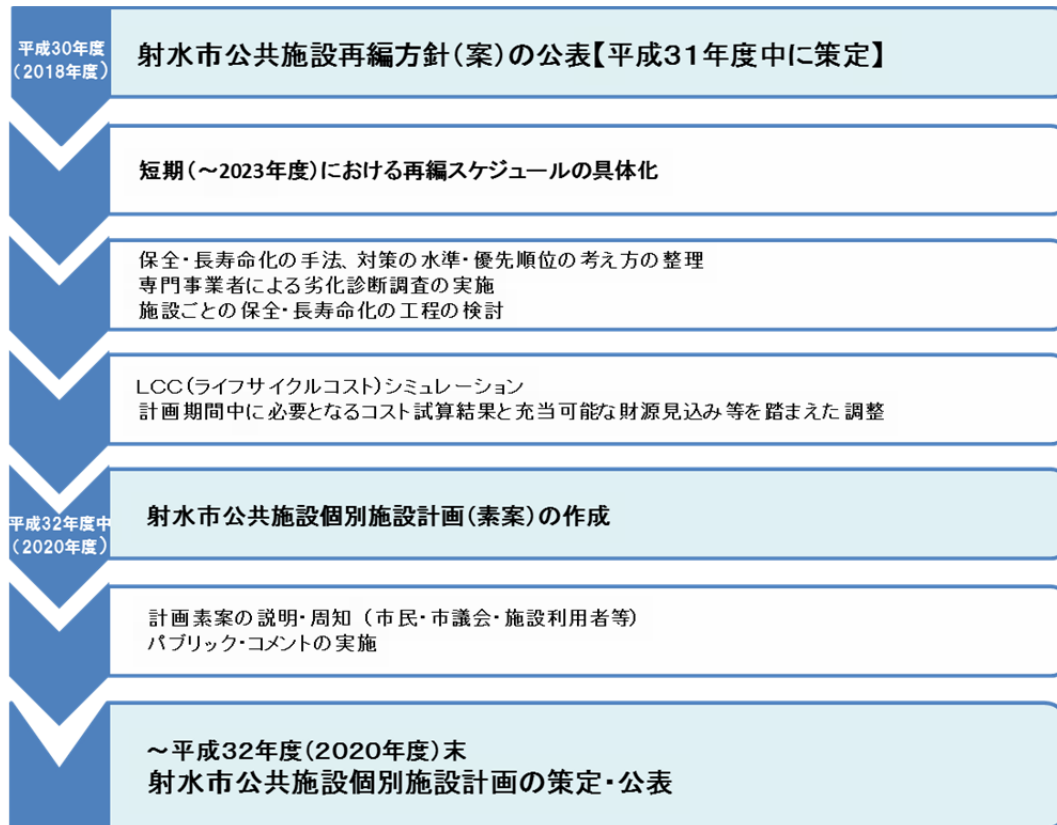
継続して維持する施設については、保全・長寿命化の工程（スケジュール）及び建物の使用期間を設定し、その計画期間内に要するLCC（ライフサイクルコスト）を試算します。

その上で、試算結果と充当可能な財源見込みを踏まえて、必要な見直し・調整を行います。

2 個別施設計画の策定

前ページで示した検討課題等について以下のとおり検討を進め、平成 32 年度（2020 年度）末までに個別施設計画を策定します。

個別施設計画策定までに検討すべき課題と検討の進め方



3 推進体制

本方針を含めた公共施設マネジメント全般の進行管理は、射水市行財政改革推進本部において行うこととします。また、学識経験者及び市民の代表者等から構成する射水市行財政改革推進会議において、幅広く意見を聴取していくこととします。

個別施設計画の策定後は、基本的には5年ごとの定期的な更新・見直しを行うこととします。あわせて、各年度において進捗状況を確認するとともに、計画の前提条件とした本市を取り巻く状況に変化が生じた場合には、必要に応じて随時見直し作業を行うこととします。

平成 3 1 年度(2019 年度)地方税制改正(案)の要旨について(市町村関係部分)

1 個人住民税

(1) 住宅ローン控除の拡充

- ・ 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を 3 年間延長
(現行 10 年 13 年)
- ・ 11 年目以降の 3 年間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等 × 7 %、最高 13.65 万円)の範囲内において、翌年度分の個人住民税額から控除
- ・ 適用期間は平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)12 月 31 日まで
- ・ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填

(2) 森林環境税(仮称)の創設(平成 36 年度(2024 年度)から課税)

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円を課する国税

賦課徴収等：市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

(3) 子どもの貧困に対応するための非課税措置(平成 33 年度(2021 年度)分個人住民税から)

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

2 軽自動車税

(1) 環境性能割の見直し

- ・ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分を見直し
- ・ 消費税率引上げに伴う対応として、臨時的に税率を 1 %軽減
(取得期間：平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から平成 32 年(2020 年)9 月 30 日まで)

(2) グリーン化特例(軽課)の見直し

- ・ 現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を 2 年延長
(取得期限：現行平成 31 年(2019 年)3 月 31 日まで 平成 33 年(2021 年)3 月 31 日まで)
- ・ 平成 34 年度(2022 年度)分軽自動車税から適用対象を自家用乗用車に係る電気自動車等に限定
(取得期間：平成 33 年(2021 年)4 月 1 日から平成 35 年(2023 年)3 月 31 日まで)

スマホ決済サービス「モバイルレジ」の導入について

1 モバイルレジの概要

モバイルレジは、市税の納付書に印刷されたバーコードをスマートフォン・携帯電話のアプリのカメラで読み取り、ネットバンキングから納付できるサービスです。

2 モバイルレジのメリット

納税者は、金融機関やコンビニに出向かなくても、ご自宅や外出先等からキャッシュレスでスマートフォン・携帯電話を使って簡単に納付ができます。

市は、市税の納付書に印刷されているコンビニ決済用のバーコードをそのまま活用できるので、収納システム等の改修が不要であり、初期投資がなく納付チャネルを追加することができます。

3 モバイルレジの対象税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

※コンビニ決済用のバーコードがある納付書（督促状及び再発行納付書を含む）

4 モバイルレジの取扱金融機関

業態	金 融 機 関（平成 31 年 1 月 31 日現在）
都市銀行	みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行（5）
ネット銀行	ジャパンネット銀行、楽天銀行（2）
地方銀行	北陸銀行、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行 外 ※全国の主要な地方銀行（7 3）
信用金庫	富山信用金庫、高岡信用金庫、新湊信用金庫 外 ※全国の主要な信用金庫（2 5 1）
信用組合	富山県信用組合 外 ※全国の主要な信用組合（4 1）
労働金庫	北陸労働金庫 外 ※全国の労働金庫（1 4）
計	3 8 6 金融機関

5 モバイルレジの対象経費

基本利用料金 月額 1 5, 0 0 0 円（税抜き）

取扱手数料 1 件 5 9 円（税抜き）

※平成 3 1 年度取扱見込件数 1, 0 0 0 件

第1回全日本相撲個人体重別選手権大会について

1 大会の趣旨

相撲の個人体重別世界大会及び大陸大会に出場する日本代表選手の選考大会

2 大会の概要

名 称：第1回全日本相撲個人体重別選手権大会

開催日時：2019年5月12日（日）午前9時 開会式

会 場：グリーンパークだいもん相撲場

主 催：（公財）日本相撲連盟

主 管：富山県相撲連盟

参加選手：88名以内

競技方法：体重別リーグ戦方式とし、エントリーは1人1階級とする。

階級

ジュニア（13歳以上18歳未満の男子、女子）

軽量級、中量級、重量級

シニア（男子、女子）

軽量級、中量級、軽重量級、重量級